

第百九回国会 大蔵委員会 議 録 第 九 号

昭和六十二年九月一日(火曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 池田 行彦君

理事 大島 理森君 理事 熊川 次男君

理事 笹山 登生君 理事 中川 昭一君

理事 中村正三郎君 理事 野口 幸一君

理事 宮地 正介君 理事 玉置 一弥君

理事 新井 将敏君 井上 喜一君

石破 茂君 今枝 敬雄君

江口 一雄君 遠藤 武彦君

金子 一義君 小泉純一郎君

笹川 堯君 杉山 憲夫君

高島 修君 戸塚 進也君

鳩山由紀夫君 村井 仁君

村上誠一郎君 山中 貞則君

山本 幸雄君 上田 卓三君

沢川 広君 中村 正男君

早川 勝君 堀 昌雄君

日笠 勝之君 森田 景一君

矢追 秀彦君 山田 英介君

安倍 基雄君 正森 成二君

矢島 恒夫君

出席國務大臣 大蔵 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員 大蔵政務次官 中西 啓介君

大蔵大臣官房審議官 土居 信良君

大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省理財局次長 藤田 弘志君

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

国税庁次長 日向 隆君

委員外の出席者

八月三十一日

大型間接税の導入反対等に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第八一七号)

大型間接税の導入反対、マル優の存続等に関する請願(安藤巖君紹介)(第八一八号)

同(石井郁子君紹介)(第八一九号)

同(岩佐恵美君紹介)(第八二〇号)

同(浦井洋君紹介)(第八二一号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第八二二号)

同(金子満広君紹介)(第八二三号)

同(経塚幸夫君紹介)(第八二四号)

同(上藤晃君紹介)(第八二五号)

同(見玉健次君紹介)(第八二六号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第八二七号)

警察庁交通局交通企画課長 山田 晋作君
法務省民事局第三課長 永井 紀昭君
外務大臣官房審議官 小原 武君
外務大臣官房儀典官 松井 靖夫君
厚生大臣官房政策課長 清水 康之君
厚生省年金局長 谷口 正作君
社会保険庁年金保険課長 松尾 正人君
労働省労働基準局補償課長 角田 幸男君
労働省労働基準局賃金福祉部福祉課長 渡邊 信君
労働省婦人局婦人労働課長 栗野 賢一君
建設省建設経済局不動産課長 藤田 修君
大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

同(柴田睦夫君紹介)(第八二八号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第八二九号)
同(田中美智子君紹介)(第八三〇号)
同(辻第一君紹介)(第八三一号)
同(寺前巖君紹介)(第八三二号)
同(外一件)(中野雅弘君紹介)(第八三三号)
同(中島武敏君紹介)(第八三四号)
同(外一件)(野間友一君紹介)(第八三五号)
同(外一件)(東中光雄君紹介)(第八三六号)
同(不破哲三君紹介)(第八三七号)
同(藤田スミ君紹介)(第八三八号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第八三九号)
同(松本善明君紹介)(第八四〇号)
同(外一件)(正森成二君紹介)(第八四一号)
同(村上弘君紹介)(第八四二号)
同(矢島恒夫君紹介)(第八四三号)
同(山原健二郎君紹介)(第八四四号)
同(山原健二郎君紹介)(第八四四号)
マル優等利子非課税制度の存続等に関する請願
(池田克也君紹介)(第八四五号)
同(石井郁子君紹介)(第八四六号)
同(石田幸四郎君紹介)(第八四七号)
同(遠藤和良君紹介)(第八四八号)
同(外一件)(木内良明君紹介)(第八四九号)
同(小谷輝二君紹介)(第八五〇号)
同(坂井弘一君紹介)(第八五一号)
同(柴田睦夫君紹介)(第八五二号)
同(沼川洋一君紹介)(第八五三号)
同(野間友一君紹介)(第八五四号)
同(春田重昭君紹介)(第八五五号)
同(日笠勝之君紹介)(第八五六号)
同(外一件)(藤原ひろ子君紹介)(第八五七号)
同(森田景一君紹介)(第八五八号)
同(矢追秀彦君紹介)(第八五九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第八六〇号)
同(吉井光昭君紹介)(第八六一号)
同(渡部一郎君紹介)(第八六二号)

九月一日

大型間接税の導入反対等に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第九七一号)

同(柴田睦夫君紹介)(第九七二号)

同(松本善明君紹介)(第九七三号)

大型間接税の導入反対、マル優の存続等に関する請願(外一件)(安藤巖君紹介)(第九七四号)

同(外一件)(東中光雄君紹介)(第九七五号)

同(正森成二君紹介)(第九七六号)

同(安藤巖君紹介)(第九七七号)

同(石井郁子君紹介)(第九七八号)

同(岩佐恵美君紹介)(第九七九号)

同(浦井洋君紹介)(第一〇五〇号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第一〇五七号)

同(金子満広君紹介)(第一〇五八号)

同(経塚幸夫君紹介)(第一〇五九号)

同(上藤晃君紹介)(第一〇六〇号)

同(見玉健次君紹介)(第一〇六一号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第一〇六二号)

同(柴田睦夫君紹介)(第一〇六三号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第一〇六四号)

同(田中美智子君紹介)(第一〇六五号)

同(辻第一君紹介)(第一〇六六号)

同(寺前巖君紹介)(第一〇六七号)

同(中野雅弘君紹介)(第一〇六八号)

同(中島武敏君紹介)(第一〇六九号)

同(野間友一君紹介)(第一〇七〇号)

同(東中光雄君紹介)(第一〇七一号)

同(不破哲三君紹介)(第一〇七二号)

同(藤田スミ君紹介)(第一〇七三号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第一〇七四号)

同(正森成二君紹介)(第一〇七五号)

同(松本善明君紹介)(第一〇七六号)

同(村上弘君紹介)(第一〇七七号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一〇七八号)

同(山原健二郎君紹介)(第一〇七九号)

大型間接税の導入・マル優制度廃止反対に関する請願(河野正君紹介)(第九七七号)
マル優等利子非課税制度の存続等に関する請願(石橋大吉君紹介)(第九七八号)
同(辻一彦君紹介)(第九七九号)
共済年金の改善に関する請願(井上普方君紹介)(第一〇五二号)
は本委員会に付託された。

九月一日

大型間接税導入反対・マル優制度の存続に関する陳情書外十二件(福岡県築上郡椎田町大字椎田九二〇の一辻田光昭外三百六十三名)(第一〇一号)
所得税等の大幅減税に関する陳情書(奈良市登大路町奈良県議会内浅川清)(第一〇二号)
公共用地取得に伴う税制の改正に関する陳情書外一件(高松市番町一の八の一五高松市議会内諏訪博文外一名)(第一〇三号)
租税特別措置法の老年者年金特別控除に関する陳情書(東京都千代田区大手町一の三の四杉浦次郎)(第一〇四号)
米軍返還国有財産留保地の利用促進に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の五の一東京都議会内若松貞一外九名)(第一〇五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○池田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。矢島恒夫君。

○矢島委員 大臣も御案内のとおり、このところ連日マル優存続を求める請願だとか陳情の人々、

あるいは全国から、私の部屋にも来ておりますけれども、マル優を廃止しないでほしいというものがきかぬと来ております。また、前国会、今国会にかけまして大変国会も混乱したような状態が続いている。どこに原因があるかということを考えてみますと、やはり昨年の同時選挙にさかのぼらざるを得ないわけでありまして。

と申しますのは、やはりあの同時選挙の中で中曽根首相が減税はやりませんという約束をいたしました。ところが、その減税財源として、大型間接税、売上税の導入だとかあるいはマル優を廃止いたしますとかそういうことを言わないばかりか、むしろそんなことを私がやるものですかという発言を全国各地でやったわけでありまして。私はやはり政治家として国民への公約というものは極めて重いものだと思うわけですから、ところが、そもそもの上着のボタンの一番上をかけ間違えたという状況の中で廃案になりましたけれども、この廃案になった理由については、国民の皆さんの理解が足らなかったようなことを言っている他人のせいにするような、しかも今国会では、最後のボタンをむしろ上着に穴をあけてそのボタンをかけようというような状況になっているのではないかと思っている。そういう状況の中で、既に一斉地方選挙ではきつぱりとした国民の審判も下ったわけですから、この際やはりかけ違えたボタンというものは全部外してもとのとおりに戻す、こうしないと国民の皆さん方は納得できないのじゃないかと思うのです。

二十七日ですか、当委員会でも参考人の方々がいろいろと意見を述べられました。その意見の中にも、公約違反のマル優廃止というは問題だという指摘もありました。大臣、今日のお立場は大変微妙なものがあるかと思うのですが、やはり正直こそ信頼につながるものだと私は思うわけなんです。公約違反のマル優制度の廃止、このことについて今日時点の大臣のお考え、どのようなお考えをお持ちか、ひとつお答えいただければと思います。

○宮澤国務大臣 マル優につきましては、昨年の選挙の際、私の記憶では、総理大臣は、マル優については、いわゆる社会的に配慮しなければならぬ人々に対しては残すべきだと思いが、これが不正に利用されるといったようなことについては改めなければならぬということをおっしゃられたと思っております。全部これをそのまま残していくというようなことは言っておられないと思うのであります。記録を調べてみますと、これは昨年の六月十四日でございますが、自民党の本部から都道府県の支部連合会あるいは各候補者に対して、この点について誤解がなきようにということとで、中曽根総理の言明は、「いわゆるマル優制度については、老人とか、母子家庭とかの社会的に弱い人に対してはこれを維持していく。しかし、不正を行っているものについては、是正しなければならぬ。」という趣旨であるということをおとす六月十四日の時点で言っております。私はこのとおりであると思っております。

○矢島委員 不正を行っている者に対しては正さなければならぬというので、不正を行っている者は私もやはり正していくべきだと思いますけれども、そのことが即このマル優を廃止するかどうかということとはつながっていないような発言がなされたのではないかと承知しております。同時に、大臣、そう言われますけれども、あの選挙を振り返って見ますと、自民党の議員の方々の中にもたくさんの方々がマル優存続あるいはマル優廃止反対ということを選挙中述べられていたわけですから、私リストを持っておりませんが、あえて個人のお名前を申し上げませんけれども、選挙公報に、マル優を存続いたしますとかマル優制度の発展、存続を図りますとか、いろいろな形ですけれども公報にも載っております。また、第一声やあるいは街頭演説の中でたくさんの方が言われて当選してきているということや、さらに加えて、自民党税調の小委員会の中のマル優問題についての討論の中で大分いろいろと反対される意見も出されていることが新聞紙上にも載っているわけ

です。私は政治というものは国民の信頼を得て進めていかなければならないものだと思うのです。ところが、このことが政治不信を一層拡大したものだと思わざるを得ないのです。政府の責任は非常に重大じゃないかと思うのですが、この点についてのお考えを。

○宮澤国務大臣 個々の候補者があるいは議員が自分の所見としてそういうことを述べられたということはあり得ることでありまして、想像にかたぐさありませんが、そういうこともあって自民党総裁の立場としては明らかにしていく必要があるということからこのように六月十四日のいわば通達になったのであると思いますが、その中では「社会的に弱い人に対してはこれを維持していく。」と言っております。それ以外の人に対して維持していくということをおっしゃるわけではございません。維持していくことと反対に言っておられないわけではございません。総理・総裁の立場はこれで明らかであると考えます。

○矢島委員 いずれにいたしましても、国民の政治への信頼を回復するために、やはりボタンのすべて間違えたかけ方を改めるためにも外していくべきだと思うのですが、こういう状況の中でなぜマル優制度だけを税制改革の中から取り出して急いでいるのかという点なんですけれども、昨年四月にアメリカへ中曽根首相が参りましてマル優制度の廃止を約束された、ことしのベネチア・サミットにおきましても各国に対してマル優廃止を言明した、こういう状況のもとでまさに前国会で廃案になったこの法案はほとんど同じものを今国会に提出してくるということは、国会の無視であり、また国民の意向を顧みないというやり方ではないかと思うのです。特に、先日(二十七日)でしたか参考人の方々の御意見も、税制改革全般を国民に示してその上で国民の意見を聞くというのが民主政治だ、その中からマル優だけを引き抜いて今急いでいるということには非常に問題があるという指摘もあつたわけなんです。こういうような問題について今大臣はどのようにお考えか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 諸外国、殊にアメリカの税制は、例えば住宅建設のための利子について所得控除をする、セカンドハウスまでよろしい、あるいは最近までは事実上ほとんどの借入金金利がそういう特典を受けておったという事は、アメリカ人からいえば、自分たちは住宅建築なり消費なりを奨励しているという税制を持っているのに、日本は逆に貯蓄を奨励する税制を持っているではないか、両国の今の立場からいえばほとんど逆さまになった方がいいのではないかとこの批評があるわけでございまして、総理大臣の言われましたことは、そういうことに対してこたえられたのであろうかと思ひます。元来、戦争中あるいは戦後復興の時期から続けてまいりましたから今日の状況になつて、なぜ資産所得がこのような優遇を全般的に受けるのかという事は、先入観をなくして考えると確かにそれは問題視されることである。しかし、社会的に配慮を要する人々に対しては制度として改組して残しておくということが政府の立場でありまして、これは即また選挙中に総理・総裁が国民に言われたこともまさにそのことであつたと思ひます。その間、違約という事はないと考へます。

○矢島委員 やはり二重三重の国民への裏切りだといふことを指摘せざるを得ないと思ひます。今大臣からお答えいただいた貯蓄に対する優遇的な取り扱い、諸外国にも例がある問題とか、あるいはまた日本の貯蓄率が非常に高い、これは私どもにしてみれば外れの非難だと思ひます。が、そういうようなことにつきましては、二十六日に我が党の正藤議員の方から資料を提出して逐一御質問申し上げたところでございますけれども、私もきょう資料をお配りさせていただいて幾つかの御質問をさせていただきたいと思ひますが、委員長、ひとつ資料の方を配っていただければと思ひます。

まず、お手元にお配りいたしました資料のページ、第一枚目でございますけれども、「勤労

世帯の年間収入五分位階級、貯蓄の種類別現在高と構成比——昭和六十一年貯蓄動向調査報告」(総務庁より)という表がございまして、この表の貯蓄現在高というところを見ていただきますと、七百三十二万九千円がその平均値となつております。もちろんこれは非課税の枠内であることは言うまでもございせん。さらに、この第一階級から第五階級の方へずっと横に見ていただきますと、もちろん第五階級に行くに従つて貯蓄現在高はふえておりまして、第五階級は第一階級の四・六倍という数値が出ております。

この貧富の差の拡大がここ数年続いているといふこと。特にこの資料には載つておりませんけれども、昭和五十七年、この第五階級と第一階級の格差を調べてみますと三・八九倍になつておりました。五十八年に四・一六倍、六十年には四・三四倍、そして六十一年の統計では四・六倍とますます貯蓄現在高の格差が広がっている現状がここからわかると思ひます。

特にマル優にかかり合ひを持つ定期性預貯金の欄を見てみますと、やはり同様、第一階級、第二階級と進むに従つて定期性預貯金もふえていつて、第五階級と第一階級の倍率は三・七倍となつております。

さらに、もう少し下の方へ行きますと、有価証券の欄を横へ行きますと、何とその倍率は三・二倍、相当大きな開きが出てきているわけです。つまり、金持ちは財テクをやれても低所得の人はそれどころではないという状況がここからもわかるわけです。

こういうことにつきましては朝日生命もいろいろと分析した結果を出しております。朝日生命のまとめで申し上げますと、この一、二年国民の中流意識がやや薄れていゝるものもこんな資産格差が一因ではといふことで書いてあるわけです。株式のキャピタルゲイン課税問題やあるいは土地政策などが抜本的に見直されないとこうした格差が今後も拡大していく可能性が強い、このように指摘しております。さらに、国民生活に関する世論調査をや

った結果、中の中という人がどんどん減つてきていて、中の下がふえてきているという中で国民の中流意識が徐々に弱まっている、この傾向もこうした資産格差が広がりがつたある結果ではないかと朝日生命が言っているという記事が載つております。

そこで、資料の三枚目へちょっと飛ばしていただきますが、三枚目の下の欄に「勤労者世帯の年間収入階級別持家率」といふ表を載せてありますけれども、これをずっと見ていただきますと、最初の百五十万から二百万の年間収入の階級ですと持家率は二九・二％。だんだん上がつていきまして、八百万あるいは一千万以上になりますともう八〇％を超えている。こういう持家率が総務庁から発表されているわけです。

全体を見てみますと、やはり貧富の格差がどんどん拡大している状況をあらわしているのではないかと。こういうときに二〇％の一律の分離課税をするといふことは、税制の大原則である累進性だとか、あるいは所得再配分の問題だとか、あるいは総合課税の問題だとか、こういう理念にも反していくのではないかと。その上、今までの三五％の選択分離課税を選択していた人たちに對しましては、一五％一挙に下げて二〇％にしてしまふ。同時に、所得税の最高税率の問題でも、七〇％から六〇％に引き下げる。まさに大金持ち優遇の税制改革であつて、不公平感というものをどんどん一層拡大していくのじゃないか。この点について、大臣、いかがお考えですか。

○宮澤國務大臣 私はそう思ひませんので、あるいは御指摘のように、先ほど朝日生命を御引用になつて、こゝ一、二年云々といふことはあるかもしれないと思ひます。しかし、こゝ一、二年といふのは、やはり日本経済がこゝ一、二年あるいはもつと、三、四年かもしれませんが、一種の変調期にありまして、そして雇用不安があつたりそういうことが起こつておりますことがその根本的な原因ではないのか。もともと五分位といふのはそういうふうに階層的に分けるのが目的

でございますから、そういうことが起こりますとそれはどうしたつて第一位の方に響いていく。上の方の分位はその影響を受けることがやはり少ないといふのはごくごく当たり前のことで、私は日本経済の動向そのものにこのところ原因があるのではないかと。こゝ一、二年といったようなことという感じは私はそういうことではないかと思ひますので、日本経済がもう少し正常化したしまして、そして雇用が回復いたしましてまいりますと、そういうことはやはりまた直つてまいりますと、識といふものがもつともっと充実していくんではないか、私はそう思つております。

○矢島委員 いろいろと御答弁されておりますけれども、小倉税調会長も大金持ち優遇になることを問題にしておりましてけれども、やはりその点については指摘しておかなければならないと思ひます。

そこで、資料の二枚目のことについてちょっとお伺ひしたいわけです。これは「勤労者世帯の貯蓄現在高階級別貯蓄及び負債の一世帯当たり現在高」の表であります。その欄外の方にちょっとまとめて、(四)の方ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、「勤労者世帯の一世帯当たり平均貯蓄現在高……約七百三十三万円」そのうち「中位数は四百八十四万円」モードが百九十三万円、そういうような数値が出ておりまして、その下に、3のところに「勤労者世帯の一世帯当たり平均負債現在高」その前に、1のモード、最頻値百九十三万円のすぐ下に「約三分の二の世帯が平均貯蓄現在高を下回り、かなり貯蓄の低い方に偏つた分布となつてゐる。そういうような状況がこれらの資料から知ることが出来るわけなんです。

つまり私が言ひたいのは、先ほど不正を正すといふことがマル優廃止の一つの理由だといふことを総理も言われてゐるというお話がありましたけれども、どうしてもこの不正をしているのは一部の大金持ちだ、そのことをもつてみんなが不正をしているように言ふことは極めて問題があるのではないかと。例えば、ここに自民党の議員の方が言

われていることですが、新聞の紙上で言われていることですが、大蔵省の推計では、マル優貯蓄のうち不正はせいぜい六・七％。人数にすれば、一％程度ではないか。一握りの不正のために大多数のまじめな人が被害を受けるのは、角を矯めて牛を殺したといふ」という記事が載っており、大臣、このことについてお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○日向政府委員 私どもとしては、マル優制度の適正な運用を確保するため、毎年金融機関の店舗を選んで調査を実施して、御承知のとおりであります。この調査は、利子の支払額である金融機関が源泉徴収義務者として所得税の源泉徴収を適正に行っているかどうかを確認するためのものであります。したがって、非違のあった個々の預貯金の所有者の所得の状況についてまで全体にわたって把握してないのが実情でありまして、したがって正確には今委員御指摘の事柄についてはわからないわけでございますけれども、これらの調査を通じて得た感触といたしましては、不適正にマル優を利用してはいるのが一般に三百万のマル優の非課税貯蓄限度額以上の預金を持っている比較的高額な所得者ではないかということでありまして。

○矢島委員 確かに、今お答えいただいたことは、国税庁も「資産家が利子課税を逃れるため、銀行の口座を分散してチェックを免れているほか、預金獲得に懸命な金融機関が不正に加担するケースもある」と指摘している。ということ、やはり大金持ちが不正をしているんであって、どう考えてもこの非課税限度の枠内の働く人たちが不正をしようと思つたてでできるものではないというところは明らかだと思つていただけます。

ところで、お手元にお配りいたしました資料の(2)の「負債」という欄がございまして、ちょっと見ていただきたいと思います。「負債」の平均のところは二百六十四万七千円となっております。その「負債」のうち、下へ行きますが、「住宅・土地のための負債」、これが二百四十六万五千円、

このようになっていきます。つまり、この負債のうち住宅や土地のための負債というのが何と九三・一％を占めているというのがこの表からわかるわけです。

ところで、恐れ入りますが表の(3)の方をちょっと見ていただきたいと思います。「勤労世帯の負債現在高の推移」というのがそこにあるわけですね。これは昭和五十年から六十年までの間の負債現在高が第一の欄にあります。年々増大していることは表の示すとおりであります。五十三年の二百六十六万一千円に比べて六十年は二倍以上に増えてきている。その表の一番右側に「負債年収比」というのがあります。この「負債年収比」の欄を見ましても、五十年から六十年に向かつて年収に對しての負債の割合というのがふえていっているという状況があらわれていると思うのです。

そこでまた二枚目の方にもちょっと戻っていただきますが、この負債年収比の状況をこちらの表、つまり貯蓄現在高階級であらわした方で見ますと、その(2)の表のちやうど「負債」と書いてあるところをずつと横に見ていただくと、なると思ふのですが、そのような状況がそこにあるわけであり、そしてそのずつと一番下になります。その(2)の表の下の方に負債年収に對する比、一つ「収」が余計になつておりますが「負債年収比」、これを見ますと、百から百五十万の階級が七一・五％、以下どんどん減つていきまして、一千万円以上になりますと二六・五％、つまり一千万円以上の人の負債年収比に對して百から百五十万の階級の人の負債年収比は約二・七倍にもなっているわけなんです。こういう状況を見てみますと、明らかに貯蓄現在高におよそ七百三十三万円、それから平均の負債現在高二百六十四万七千円、引き算をしてみますと四百六十八万円になります。そういうふうに負債というものをやはり考えに入れていかなければならぬんじゃないか。とりわけ低所得の百から百五十万、それから二百から二百五十万、この引き算をしたところを

見ますと、つまり貯蓄現在高マイナス負債現在高というのがありますが、その欄を見ますといずれもマイナスになっているんですね。つまり負債の方が上回っているわけなんです。やつと三百万から四百百万の階級になりまして四十三万円のプラスというのが実情であるわけです。

ですから、貯蓄現在高だけを見るのではなくて負債を考慮していきますと、一生懸命老後のためとかあるいは病氣したときとか子供の教育のためといつて貯蓄を考へているんだけれども、実際にはそのことに役に立たないような状態なんだというのが実際じゃないかと思うのです。こういう状態の中で一律に二〇％を課税していくということ、それがまた内需拡大につながるんだ、そういう御意見も言われておりましたけれども、内需拡大のために物を買うほどの貯蓄がない、ですから内需拡大になるものじゃないと思うのですが、引き続き今もマル優廃止が内需拡大に役立つとお考えなのか。まさに私は弱い若いじめ以外の何物でもないと思うのですけれども、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○水野政府委員 お示しの表は、これは貯蓄現在高階級でもつておとりになっている数字であらうかと思つてございまして。一方、負債の方は、ここにもございまして、圧倒的にその負債の九割ないしはそれ以上は住宅、土地のための負債分のものでございまして、それがまた実態であらうかと思つてございまして、土地、住宅取得のための負債でございまして、それは負債とは申しまして住宅や土地としての資産形成になっているというふうに考えることができるわけでございます。また、貯蓄現在高との比較でございますと、土地、住宅取得のためには、当然お持ちになつて貯蓄を最小限度のものは残して取り崩して土地、住宅取得のために負債をしようとする。したがって、当然の結果といつたしまして、それだけ取り崩しておりますから貯蓄現在高階級としては下の方の階層に属し、それがまた負債との比較では負債の比率が高い。これはある意味で自然

な結果ではないかと思つてございまして、そういう意味からいいますと、ある程度貯蓄のたまつたところで土地、住宅を取得されているという姿をあらわしておることではないか、このように解釈もできると思つてございまして。

○矢島委員 そういう解釈をされましたけれども、負債であることは間違いないわけですが、労働者の調査発表によりまして、六十五歳までには千五百万円ぐらいの貯蓄が必要だ。家を取得したり土地を買つたりしたことによつての負債であるということであつたとして、貯蓄そのものはマイナスであつたりわずかのあつたりというのが本当に働く人たちの実情なんですね。しかも一たん病氣になれば土地を売って家を売つてまたもとへ戻さなければならぬというような事態も起こるかもしれない。そういうようなことを考えますと、今の御答弁ですとそれも一つの資産のうちだからということですが、國民は非常に貯蓄をしたい、貯蓄を何らか、老後のためとかあるいは教育のためとか病氣のためにしたいと願つていてもなかなかできない実情にあるということ、これははっきりしていると思ふ。そこでこの二〇％の一律課税をしていくことはまさに弱い若いじめではないかと思つてございまして、いかがですか。

○水野政府委員 先ほどの三枚目にもございまして、年収階層別に見ましての持ち家率というものは上の方ほど高いということもございまして、サラリーマンといつたしましては、特にサラリーマンの中に階層があるというよりは、年功序列的な給与体系でございまして、一定の水準のところまで貯蓄されてそこで土地、住宅を取得される、それによりまして貯蓄が減り負債がふえるわけでございますが、おおむね持ち家の取得あるいはその返済が終わりますと、後は貯蓄が、むしろ金融資産がたまっていく。そういうことからいいますと、金融資産に對しまして適正な課税を行わさせていただきますというのがそういう資産蓄積の状況にもむしろ合致するという面もあるのではないかと私どもは考えるわけでございます。

○矢島委員 納得いたしません、次の質問に移っていきたく思います。

ちよつと話が変わりますけれども、大蔵大臣、ちよつとお聞きしたいのですが、失礼ですが、今郵政省が郵便貯金の勧誘のためにテレビやそのほか雑誌などに広告を載せて宣伝しているのですが、キャッチフレーズを御存じでしょうか。

○宮澤國務大臣 いや、どうも不敏にして存じません。

○矢島委員 その内容は、「郵便貯金は暮らしのオッパイです」というのです。これがテレビからずつと流れておまして、あるいはつり看板等で出ているのです。私は、これはイメージ宣伝でしようから、中身がどういう意味なのかということを一々せんさくするのもどうかとは思いますが、私も、私なりにその宣伝の内容というものを考えてみますと、赤ん坊の画像がずつと長く画面に出てまいります。そういうことから考えて、赤ん坊の成長になくてはならないものだということを書いてあるんじゃないかと思えます。つまり生命に欠かすことのできないもの、それをイメージしているとしたら、郵便貯金はそういう命の成長に欠かすことができないのですよということ、このキャッチフレーズを使っているのではないかと私は思うのです。大臣は御存じないので、この画面についてどういうお考えがあるかということをお聞きするのは無理かと思えますが、これはどういうキャッチフレーズとして郵政省は使っているか、今もしお考えがありましたらお答えいただきたい。

○宮澤國務大臣 どうも申しわけありませんが、よくわかりません。

○矢島委員 要するに私が言いたいのは、このキャッチフレーズを使いながら郵便貯金の勧誘を今ずつとやっているわけなんです。ところが、マル優制度を廃止してしまつたら、まさに命を成長させる源なんだという、そういうイメージが使えなくなつちゃうんじゃないか。郵政省は、これだけじゃありませんけれども、このキャッチフレーズ

の宣伝を主にして、何か今年度おおよそ二十億円をかけているそうなんです。ですからマル優制度廃止ということによつてこの二十億円がむだになつちゃうんじゃないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 それはよく存じませんが、普通に考えますと、政府が閣議決定をいたしまして国会に御提案している法案の内容は郵政省も当然知つてはいるはずであつて、御提案いたした以上、それが実施されるという前提で物を考えておられるのではなからうかと存じます。

○矢島委員 私はこの二十億円がむだにならないことを願うわけなんですけれども、次の質問へ移らしていただきます。

私はこのマル優の問題を、これからずつと続けますけれども、今いろいろと問題点を指摘してきたわけなんです。もちろん私たちの立場はマル優制度の廃止のこの法案を撤回しろということなんでしょうから、減税の上積みいかによつてはどうかのこの立場とありまじやありません。しかし、この間我が党を除いての与野党の書記長・幹事長会談などによるところの内容、こういうものを少し検討してみますと、どうも自民党の提案というものが不明確であると同時にごまかしがあるんじゃないか。

例えば八月七日に提案されましたが、二千億円の積み増しですか、当委員会におきましてもパナナのたたき売りではないかという指摘がございましたけれども、その財源等については当時大臣も明確に御答弁されておりました。その後、八月二十六日、第二回目の会談が行われまして、それで新聞等によりまして四百億円の積み増しというふうなが出てきたわけなんです。ところが、八月七日の時点での合意といふんです、八月八日に新聞発表されておりますが、この二千億円の減税をどういうふうにするかという記事がほとんど新聞に載つておりました。税率修正のやり方によつてこれを上積みしていく。この税率修正のやり方というのはいわゆる一〇・五%の最低税率の適

用範囲を広げていくということで、金額までずつと書いてあつて、つまりは四百億円上積みしたというふうな新聞では報道されておりますが、中曾根首相も、上積みじゃなくて計算の処理をしたら出てきたものだというふうな発言をされておりますけれども、大蔵大臣、まさにこれは第二回の合意で上積みしたというのではなくて、第一回の合意のときにいろいろ考へて、こういう形でこの税率の見直しをやつていくという形で計算してみたら出てきたのがこの四百億円だ、このように解釈してよろしいでしょうか。

○水野政府委員 私ども承知いたしております。これは、お示しの八月七日に幹事長・書記長会談がございまして与党から一定の御提案がなされたところでございまして、その後国会の審議がございまして、それを踏まえましたところで、八月二十六日幹事長・書記長会談におきまして与党側から、その八月七日の与党からの御提案を実現する上での具体的な制度改正につきましての御提示があつたところと承知いたしておるわけでございまして、この具体案の御提示に基づきまして昭和六十二年度の減税額を計算いたしますと一兆五千四百億円になるといふことでございします。

○矢島委員 計算して計数をきちんとやつたらそのような形になった。新聞では上積みなんという表題を出したところもあります、どうも事実とちよつと違つていふことだらうと思うのです。

そこで、次の質問に移らせていただきますが、先ほど、勤労者の負債の大部分、つまり九三・一%が住宅、土地取得のためのもの、つまりローンであるといふところを示したわけなんです、最近の異常な土地の高騰という中で勤労者はもう都会には住めないような状態になつてきている。こういう事態の中で、土地税制あるいは土地に関連している問題等、幾つか御質問申し上げたいと思つておられます。

その中で、まず土地税制問題として、八月二十八日ですか、六十一年度中に決算した資本金が五

億円以上の大企業の申告所得状況、上位五十社を公表しております。それを見てみますと、いろいろの特徴があらわれておりますけれども、まず第一に言えることは、前年度に比べて金融業が十九社から二十六社になった。中でもこの土地ブームに便乗の信託銀行は、新たに三つ加わりましたから全部で五つになつてゐる。不動産業も新たにこれは三菱地所が入つております。三菱地所も昨年度よりも収益を一八・七%、三井不動産が二五・一%、それから住友不動産も同様の収益を昨年度上げてゐる。こういうふうに昨年との大きな違いがここの中にあつてゐると思つてゐるのです。

もう一つ、これは民間調査の方の資料なんですけれども、資産百億円以上が百五十四人になつた、こういう調査結果も同時に新聞に発表されてゐるようでありまして、それで、このところをちよつと読んでみますと、「個人名義の資産が百億円を超す資産家は昨年より二十人増え百五十四人に」、「地価の高騰、株価高を背景に、新規公開企業のオーナー経営者や大地主が新たに資産家の仲間入りをしてゐることが分かつた。こういうようなことが書かれております。

どうも、こういう地価の高騰だとかあるいは株価の値上がりというものによつてこういう事態、今私が申し上げましたような状況が起こつてゐるということ、これは、もう正常じゃない、異常だと私は思うのですけれども、大臣、この辺は異常だとお考えになるかどうか。

○宮澤國務大臣 やはりこういうことが長く続くようではございまして、これはもう正常なことではないと思ひます。

○矢島委員 そこで、このような事態をつくつた背景というのを見てみますと、やはり金融機関の問題が出てくると思つてゐる。金融機関が不動産業あるいは建設業向け融資ということ、資料をいただいておりますけれども、この三カ年間に於いて見ますと、全国銀行の不動産業あるいは建設業向けの貸出残高というのが、六十年三月末で約三十兆円、六十一年三月末になります

くなればなるほど、つまりは地価が急騰しているところほど減税率が高いというような結果が出てきている。

先ほどお話にありました超短期の部分を一番最後、右側の下側に試算してみたわけなんですけれども、これも確かに譲渡益階級三千万、五千万の部分はプラスですから増税になっている。しかし、一億円、十億円という部分については引き続き減税になってきている。

先ほどいろいろと御説明をいただいたわけですが、けれども、このことから、まず一つには、土地の供給を促したと言えども、所有期間五年超を長期にしたということによって不動産屋とかあるいは大資産家という者に対しての利益を図ったものではないかという点。

二つ目の問題点として、都心の土地所有者、これは東京だけではなくて、今や私の埼玉県も、あるいは神奈川、千葉、大阪、名古屋など、特に商業地におきましては大変な土地の急騰を見ている。こういうところの土地資産家やなんかにはいわゆるうまい汁を吸う機会を与えるんじゃないか、不動産業者も喜ぶようにしたのではないかという二つ目の問題。

三つ目の問題点といたしましては、土地転がしを抑えるあるいは土地投機を抑えるといっても、土地の譲渡益が今表にありましたように一億、十億というふうにならなくなると、地価が急騰しているところでは効果が無いのではないかと、いわば比較的資本力の弱い、資力の少ない不動産業者を抑えるということにすぎないのではないか。これでは昨今の土地が急騰しているものへの対応策にならないという以上に、大土地所有者あるいは不動産業者に一層のうけを保証しているようなものではないか。一方でマール優を廃止してしまうというところで勤労庶民はいろいろといじめられる。他方で土地資産家や不動産業者に減税もやるしこういう大もうけのチャンスも与えている。不公平の拡大ではないかと思うのですけれども、その辺についてのお考えを。

〇水野政府委員 今回、供給の促進といった観点からの改正をいたしまして、所有期間の長短区分につきまして十年を五年にいたしておるところでございます。譲渡所得課税の所得税の本来の姿としては五年をもつて長短といたしておる、これが本来の所得税の本来の姿でございますので、今回それに合わせたところでございます。それによりまして、長短の制度につきましては、御承知のように長期につきましては基本的には二〇％、短期は四〇％でございますので、新しく長期所得になる部分につきましてはこれが半分になるという効果が示しの五〇％、六〇％減税になるというところの効果であろうかと思うわけでございます。

そのほかの点につきましては、例えば十年超、こういった点につきましては上の方ほど軽減割合が高いと申しますのは、御承知のようにこのあたりの一般的な課税方式は、四千万円までは比例税率の二〇％といたし、その上の部分につきましては二分の一の総合課税でございます。今回所得税の基本的な見直しの一環といたしまして累進税率の緩和を行っておりますのでございまして、勤労意欲、事業意欲等との関連から今回最高税率七〇を六〇まで下げてくるという改正をいたしております。これが譲渡所得につきましても、四千万円までの比例税率部分は変わらないけれども、上の方になりますとその効果があらわれるということでございます。まして、これは今回の税制改正の結果でございます。しかしながら、このように最高税率を調整いたしましたも、我が国の所得税の六〇％というものはなお世界最高の水準にあるわけでございます。

また、超短期二年以内のものにつきましても上の方は軽減になっているという数字でございますが、これは所得税の姿でございます。今回住民税の税率の見直し等も行っておりますので、その効果といたしまして現在行われております賦課制限制度が今回は撤廃されるわけでございます。そうした住民税の効果をあわせて考えますと、この十億円という階層につきましては負担の増加に相な

るところとなつておるわけでございます。ただ、横並びでもって見ますと軽減になる、これは住民税を入れますと負担増加になるところでございますけれども、所得税だけでございまして軽減になるという効果は先ほどの所得税減税の効果でございますが、その場合におきましても、それが二年以内、五年持っていた場合、十年、こうした横並びで保有の期間をとってそれぞれ比較すればそれは相当な負担の差があるわけでございますので、その効果は期待されるところでございます。

なお、土地転がしといった現象をどのようにとらえるかなかなか難しいところでございますが、転売実績等によりまして、所有期間が大体半年といたした例が相当な部分を占めているということのようでございますので、二年という期間を設定いたしますれば、その保有者が中小企業なり大企業なりを通じておのおのねかばりされてそれが効果を発揮できるのではないかと考えておるところでございます。

〇矢島委員 譲渡益階級で高い方、一億円、十億円という方がいずれも減税幅が大きくなつてきておるといふことについて、結局は税制改正部分の最高税率の問題等も絡んでくるようになってくる。ですから、そこに問題があるので、全体的に税制を見ていくときに不公平の拡大であり大金持ち優遇ではないかという論理になつてくると思うのです。

そこで、個人の方をやりましたが、今度は法人の方の土地譲渡益課税についてちょっと聞きたいと思うのです。

この問題の一つは、短期重課制度が十年以下保有から五年以下になつて、やはりこちらもそうなつています。これはこれまで土地投機にかかわった法人の責任を免除してまたまた大もうけの機会を与えることになるのではないかと、このこと。また、超短期重課制度を創設された。これも二年間ですが、多少の効果はあると思えますけれども、土地の急騰地では果たして効果を発揮するのかどうか甚だ疑問なものではないか。二年を過ぎ

ると五年以内は従来と同じことになるわけですから、決定的な土地投機規制にはならないのじゃないか。とりわけ本年四月以降法人の方は税率の引き下げになっておりますし、不動産関連法人をさらに優遇するようになるのではないかと、この点についてのお考えを聞きたい。

〇水野政府委員 先ほど申し述べましたように、土地転がしの短期の転売の実情を見ますと、半年というのが相当な部分を占めているということからいたしますと、二年間というのはほとんどその事例をカバーできる、このように考えますので、相応の効果を私どもは期待をいたすところでございます。

〇矢島委員 私、最初に不動産業界等における金余り現象であることをちょっと申しましたが、その中で土地税制の緩和、これでは、大蔵省は、地価対策、土地投機問題について、地価の異常な高騰を抑える政策をとらずに庶民を都心から追い出すことに協力するだけじゃなくて、不動産業界の大もうけを支援するようなものではないかというところを指摘しておきまして、次の土地に関連いたします登録免許税の改正についてお聞きしたいと思うのです。

土地の所有権の保存登記あるいは所有権の移転登記等について、今土地の値上がり問題を指摘いたしました。こういう状況のもとで百分の百五十とするわけですが、なぜ今日こういう改正案を出してきたのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

〇水野政府委員 御承知のように、登録免許税の課税標準は登記のときにおきましますところの不動産の価額がその本来の姿でございます。ただ、その価額といたしましては、大量の方々の登録を受け付けるわけでございますので、全国的に網羅され、また客観的にそれが直ちに知られるものでない効率的な運営ができないわけでございます。そうした観点からいたしまして、御承知のように登録免許税法の附則におきまして、不動産の価額

と申しますのは当分の間固定資産税の評価額を使うこととされているところでございます。この不動産の固定資産税の評価額は、累次の評価がえによりましてこれが適正な水準に確保されるように努力はされてきているところでございますが、これは現時点におきましては通常の取引価格に比べますとやはりかなり低位にあるというところは否めない事実でございます。そうしたところからいたしますと、不動産の価額をもつて本来の課税標準といたすべき登録免許税が、そうした課税標準のとり方によりまして負担水準が低くなる、低くあらわれる、低い結果となるということになりますと、この税の性格からいたしてもやはり問題であるということから、今回その見直しを行わせていただくというところでございます。

具体的に申し上げますと、昭和四十年代、五十年代におきましては、固定資産税の評価額が即登録免許税の課税標準でございまして、これと公示価格、例えば不動産の価格の一つの例として公示価格と対比いたしますと、おおむね四割程度の水準にあった。これが現在では二割台の水準になっておるわけでございます。そういったしますと、不動産の価格といたしたものを公示価格として考えた場合には、これが負担水準が実質的に半分になってきているというふうな見方もできるわけでございます。そうした点を踏まえまして、取引価格と固定資産税評価額との乖離状況や地価の動向等を踏まえまして、当分の間の措置といたしまして、今回とにかく課税標準を五〇％引き上げて、負担の回復と申しますか負担の適正化を図らせていただきたいということで御提案を申し上げておるところでございます。

○矢島委員 評価額との乖離の問題、つまり土地の値上がり激しいからそういう事態が起きてきているという部分もあるわけだと思つておる。公示価格の二割台になってきているというふうなお話もありましたけれども、要するに地価がこんなに高騰してきたのは一体だれの責任なんだという点がやはり問われなければならないこと

となるのじゃないか。その結果としてこの登録免許税の五〇％引き上げというふうな事柄も出てきたわけですから、まず、何といひましても、内外企業の本社機能などが中枢管理業務を東京に集中する、そういう状況の中で、首都改造計画とか四全総構想とかいろいろ出されておられますけれども、結局容積率とか高さなどの制限、規制緩和あるいは国やそのほかの公有地などを払い下げる問題、同時にまた土地投機を政府がきちんと規制し得なかったというふうなところが今日の土地の高騰を招き、そして都心に勤労者が住めなくなつてきているという状況ではないかと思つておる。そういうものは、追いついていくのじゃないかと思つておる。その点いかがですか。

○水野政府委員 土地に對しますところの税制といたしましては、その取得の際にお願いをいたします税制、それから保有におきましての課税をお願いいたします税制、それから譲渡をいたしたときの税制、こういったいろいろな段階の税制があるわけでございまして、現時点におきましては、土地の取得に對します税制のあり方というものが非常に重要な部分ではないかと思つてございまして、そうした点からいたしまして、土地の取得に際しましてその裏にある担保力に着目して課税をお願いいたしております登録免許税につきまして適正な水準の課税をお願いすべく御提案を申し上げておるところでございます。

一方、これは土地の取得につきましても登録の際に際しての負担の見直しをございまして、その上物でございまして家屋につきましてもその点の改正はいたさないわけでございます。また、マイホームの取得につきましても、所得税それから登録免許税を通じまして、所得税それから登録免許税の負担の軽減、合理化のために税制としても措置をいたしておるところでございますので、今回の結果がそうしたマイホームの取得につきましても障害になるといふところのものではないと考えておるところでございます。

○矢島委員 国民は、都心はもちろんですけれども、大都市近郊の土地がどんどん値上がりしておる。まして、ますます住めないような状態に來ていふという状況だと思つておる。こういうところでは、庶民は新たな土地を求めることができないだけであつて、住んでいる人も固定資産税の毎年の引き上げがあるわけですからますます住んでおれなくなつてきている、そこへもつてきて、登録免許税五〇％アップなどということでは、まさに国民の負担増のトリプルパンチではないかと思つておる。

例えば、私ちょっと計算してみたのですが、五千万円の土地の場合、現行で三千万円の登録免許税が必要だと思つておる。現行の場合、千分の六ということですから五千万円です。そうすると、六十二年、ことしの十一月一日以降になりますと、千分の九になりますから、ですから四千万円になるわけ、十五万円のアップとなる。同時にまた、六十二年一月一日以降になりますと、固定資産税の評価がえの時期になります。六十年の評価がえのときにちよつと聞いてみたわけですが、六十年の評価がえのとき、自治省の話ですと、五十七年の全国平均で評価額の約二〇％アップ、こういうことですから、五千万円の土地は評価がえの中で六千万円になつてくる。ということをやつてみますと、登録免許税が五十四万円ということになります。そうすると、現行より二十四万円もアップすることになるわけなんです。まことにひどい話だと思つておる。大金持ちはこのくらいのことには別にこたえないかもしれませんが、ローンでやつと土地を買つて家を建てようというふうな庶民にとつては大打撃だ。今までの政府の地価政策の失敗を国民にトリプルパンチの形で押しつけようというのではないか、そういうことを私強く考えたのですけれども、大蔵大臣はこの点についてはいかがでしょうか。

○水野政府委員 ただいまのお示しでございますと、千分の六という税率の点を御使用なさつておられますので、これは保存登記の税率であらうかと思つておる。家屋につきましても保存登記という場合が多いわけでございますが、土地につきましても千分の五というものが通常の税率でございます。こちらの方で計算いたしましたので、それからもう一つ、先ほど申し上げました不動産の価額というものが課税標準として固定資産税評価額を用いた場合にどれだけの開差があるか。先ほどかなり格差があると思つて申し上げましたところでございますけれども、これが仮に先ほど申し上げた公示価格に對して二〇％というふうな仮定を置きますと、その土地を取得されるときは価格に對しまして〇・五％の引き上げにならうか、單純に計算いたしますとそうなるわけでございます。また、三〇％の場合は〇・七五％の引き上げとならうかと思つておる。今後土地を取得される方につきましてもこの程度の御負担の増は、本来の不動産の価額を課税標準といたします登録免許税といたしましてはこれは本来の姿ではございまして、これが結果としてそれだけの負担増になる、この程度の負担増につきましても御理解を賜りたいと思つておるわけでございます。

○矢島委員 保存登記の形で計算をしてみたということはそのとおりです。ただ、このような事態で庶民はますます住めなくなつてくる、土地が取得しにくくなる、トリプルパンチだということを指摘したいわけなんです。今までも土地問題等についてお聞きしてきたのですが、時間の関係であつて少ししかありませんので、医療費控除問題でちよつとお聞きしたいのです。

医療費控除の足切りを五万円から十万円に引き上げるといふような内容になつておると思つておる。これが、これによつて大体百億円ぐらゐの増収ということだそうですが、総務庁の家計調査年報によりますと、六十一年の医療費は全世界でその金額が八万三千五百三十三円と出ています。勤労者世帯の場合には八万三千八百三十三円。いずれも八万円台なんです。しかし、健康保険制度の改悪などによつて何とか医療費を切り詰めてやうというの

で、これでもここ三年連続実質減少となっているのです。この八万三千円というのが平均ですけれども、今度の医療費控除の足切り額を十万円に引き上げるということで結局のところ足切りになってしまふ。ですから国民の大多数は医療費控除を認められなくなってしまうわけなんです。マル優廃止の上にも今度は医療費の方でも医療費控除が受けられないような形をなせとるのか。その辺について、大臣。

○水野政府委員 医療費の支出ももろもろの個人の生活上の支出の一つなわけでございます。基本的には、個人のそれぞれの世帯に対しまして、その所得税の課税といたしましては、そうした基礎的な支出につきましては課税最低限をもって対処させていただきます。ただ、通常の水準を上回るような例えば多額の医療費につきましては、多額の医療費支出を余儀なくされた場合には、一般的な支出といたしまして課税最低限でもって対処していただくということとはややかけ離れてまいります。そうした異常に多額な支出を余儀なくされた場合に、その場合の通常の場合に比べて、その負担の軽減、これを課税上しんじやくするというのが御承知のように医療費控除制度の趣旨でございます。したがって、一般的な平均的な医療費の支出水準といったものは本来課税最低限の中で対処され、これを異常に上回る部分につきましては対処していただく、これが制度の趣旨であらうかと思うわけでございます。

これが現在のところ定額基準といたしましては昭和五十年に五万円と定められて以来十二年間据え置きとなっております。この点で、それから一般の家の計の所得水準、こうしたものを勘案いたしましてこのような見直しを御提案させていただいたところでございます。

○矢島委員 先ほども申し上げましたとおり、六十一年度の医療費の平均というのが八万三千円前後ということで、今日までいろいろこの医療費控除の手續は税務署にとりましてもなかなか大

変だったなんという話も聞いているわけですが、この制度を利用する人が五十年のときが二十四万人ぐらいいったのが五十九年になつたら九十六万人にふえてきているというのを聞かしていただきます。結局のところ、税務署で検算やあるいは還付手續、こういう事務負担がふえて困っているという、先ほどの話のように納税コスト切り下げのため何とか合理化しようという理由がもしあるとすれば、これはまた大変なことだ、庶民に負担をさせるためにできるだけ手續をする人を少なくしようという意図だとすればこれは許せないことなんです、一部報道されているそういうことについてどうお考えか。

○水野政府委員 この医療費控除制度の趣旨につきましてはただいま申し上げたところでございまして、一般的な医療費支出の水準は、これは一般的に人的控除なりでカバーをしていただくというところでございます。

現在定められております五万円の金額は昭和五十年に定められたところでございますけれども、この見直しのときに前提となりました昭和四十八年、九年あたりの水準を見ますと三万円から四万円の医療費支出の状況のようであつたわけでございます。これが現在の一般的な水準として八万円程度にまで上昇しているということからいたしまして、こうした観点から五万円を十万円にさせていただきます。こうしたのが今回の改正の趣旨でございます。

○矢島委員 大臣にお聞きしたいのですが、国会毎日のように先ほど申しましたようにマル優制度の廃止に反対だという陳情の方々が来ているわけですが、この医療費控除の足切りの話をちょっといたしたら、みんな、これはひどい話だというふうな怒りてゐるのです。とりわけ、私はちょうど埼玉です、埼玉の方から見えられた方で糖尿病の御婦人が、二週間に一回通院しているんだそうです。病院へ行くにもタクシーで行かなければならない状態だ。この人は国民健康保険を使っている人ですから、毎月二、三万円の医療

費がかかると言いますが、医療費控除の対象になるわけですけれども、しかし家計を圧迫している主人に大変肩身が狭い、申しわけないと思つて、医療費については全額控除を認めてほしいんだ、そういうお話があつたわけなんです。私は本当にもうたどらうのです。まだいろいろとお会いする人たちに気の毒な話の方々もいらっしゃるわけなんです。私は、こういう人たちのためにこそ政治はきめ細かな配慮をすべきであつて、病気で困っている人の医療費控除カットで百億円増収を図る、あるいは、先ほどは否定されましたが、税務当局のコストの切り下げというふうなものは余りにもひど過ぎるのではないかと思うのですが、大臣、ひとつお考えを。

○宮澤国務大臣 それは個々のケースについて伺つてはいたしますが、たゞ、一般的な支出に否定いたしません、ただ、一般的な支出にございまして、いろいろな控除をそのためにしておるわけでございますから、そういう意味では医療費といへどもそういう種類の支出であるということに違いはないわけでありまして、したがって、これは一般的なものを超えたとして申しますか、これは一般的な控除あるいは課税最低限では扱えないというものについて控除を認めていくという制度、こういうことでやらせていただくしかないのではないかと思ひます。

○矢島委員 いずれにしろ、そういう社会的に弱い立場にある人、困っている人たちが、こういう人たちに温かい手を差し伸べるといふのが政治だと思うのです。そういう点を十分に考えていただくというのを要求したいのです。

いよいよ時間がなくなりましたので、あと私は各種加算税問題についてお聞きしたいと思つたのですけれども、その時間がございませぬので、最後に大臣にちょっと伺ひたいのです。

私は、今まで公約違反の問題だとか大金持ち優遇の問題だとか貧富の差の拡大の問題だとかあるいは不公平の拡大の問題などをずっと質問してきただけなんです、今日、マル優制度の廃止とい

うのがいゆる新しい大型間接税導入の一つの突破口になるんだ、さらに税制改革の最終目的は大型間接税にあるんだというふうなことで新聞報道もたくさんされているわけですから、大臣は、これを一つの突破口として新しい大型間接税を導入しよう、こうお考えかどうか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○宮澤国務大臣 その間に私は特に因果関係はないと考えます。

○矢島委員 どうも因果関係がないと言われましても、大臣、それは因果関係がない、一つの税制改革の一環としてやっているのだ。扉が半開きになつたという中曽根首相の発言もありましたし、いろいろな発言を見ますと、これは一つの突破口だと考えざるを得ないし、因果関係がなかつたとしても、大臣、これからの税制改革の中で大型間接税についてはどういうお考えか、ちょっとお聞きしたい。

○宮澤国務大臣 この利子課税の問題は私は所得税法というものの問題だと考えております。税法で、それで先ほどのようにお答えを申し上げたわけでございますけれども、これから各党の御協議による税制改革協議会等々でも議長からのごあつせんもあつていろいろ将来のことを御検討いただくのであらうと思ひます。私も、これから二十一世紀までの根本的な税制改革を考え、また我が国全体が老齢社会に、あるいは高寿社会といふのでございませうか、入っていくといふことを考えますと、今のままの税制ではなかなか将来は大変であらうといふことは思つておりますので、その点は、将来に所得税、法人税等々の減税を本格的にしていきたいと思います、今の財政事情ではそれに見合った何かの歳入措置が要するというふうには考えております。ただし、前国会の経緯もございまして、この点はしばらく税制改革協議会の御協議を見守つてまいりたいと考えております。

○矢島委員 大臣、税制改革協議会のことを出されましても、私は十八日の本会議での質問

の中でもこの税制改革協議会なるものは極めて問題があるものであるという点を指摘したわけなんです。ですから、税制改革協議会の成り行きを見てという御答弁についてはどうも納得いかないというところを申し上げたいと思います。

時間になりました。私今までずっと述べてまいりましたように、公約違反であるマル優廃止、こういう問題は撤回する以外にないんだ、さらに、どんな形にしろ、新しい大型間接税導入、こういうものにも反対である、今やることは三兆円減税、それにさらに課税最低限三百万円以上ということを実施すべきであることを要求いたしましたし、私の質問を終わりたいと思います。

○池田委員長 早川勝君。

○早川委員 今回の所得税法等の改正法案等について質問いたしますけれども、それとの絡みで若干の関連事項についても伺いたいと思います。

今の同僚委員の最後の質問で、大蔵大臣はいわばこれからの税制改革については協議会の協議を得てというのを言われたのですが、先月の二十八日の自民党の榊井沢セミナーで竹下幹事長は、税制改革は新内閣の手でということと、その際には大型間接税を含めてというようなことを話されております。それと同時に、財界人のアンケートの中で次期政権の課題は何かということがありまして、その中では、第一にはやはり税制改革だという回答が出されております。そういうことを考えますと、次期内閣、どなたがなされるかわかりませんが、仮に大蔵大臣が内閣を組織するということになりましたら、やはり最大の課題は税制改革だ、このように思われますか。

○宮澤国務大臣 今前提になさりました問題はちよつと外しまして、税制全体の問題あるいは財政全体の問題から考えまして、やはり税制改革というものはこの時期に将来に向かってなさなければならぬ大切な仕事ではないかと存じます。

○早川委員 今回の改革案というのは、いわば売上税の旋風の後の処理のような中身になっておるとは御存じのとおりなんですが、中曽根首相は昨

年の選挙のときにいわゆる増減税同額だということとを言われまして、所得減税、所得税と住民税減税を含めてですが、二兆七千億円の減税をやりたい、それから法人税減税は一兆八千億、したがって減税総額は四兆五千億、マル優廃止は一兆六千億円で財源を確保して、さらに売上税で二兆九千億、それで四兆五千億円の同額になる、こういう構想を出されたわけですね。今回、この三月のときの租税特別措置法が日切れということと通りました。法人税の四三・三％が四二％に税率が下がった。そこで五千億円の法人税減税が行われて、そして今回所得税が一兆五千四百億で減税された。そうしますと、所得減税額においても法人税の減税額においてもいずれも昨年中曽根首相が提示された減税額を下回っているわけですね。そうすると、減税額において実施されるべき額はまだまだ残っているわけですね。

内容的にも、例えば所得税の税率構造がさきの通常国会で出されたいわゆる二段階で簡素化を図る、現行の十五段階を十三段階にしてさらに六段階にまでする、そして二兆七千億円の所得減税のうち所得税だけは一兆九千億円で、そういう構想が出されたわけですね。今回は一兆五千四百億、その中間が出てきていっているわけですね。税率の刻みも、政府案は十三段階で、過日の書記長・幹事長会議の中で十二段階に修正する、という合意が成りました。そうしますと、当初考えられた六段階というところが最後に残っていると考えられるわけです。この六段階に行く課題。

それから法人税についてもやはり同じことが言えるわけですね。当初案ですと、六十一年度は四三・三％だったのが、租税特別措置法が通ったときに、これは四二％に法人の基本税率がなっている。出された法案は、来年度はそれは四〇％に下げて、しかも六十四年度には三七・五％に下げ、こう三段階に下げていく。現在は一段階で終わっている。そうすると、あとの二段階が残っている。それから法人税に関連して言えば、引当金も四段階で下げていく。それから受取配当金益金

不算入、これも段階的に整理していく。この部分全部残っているわけですね。

したがって、恐らくこれは次の内閣の課題ではあるんですけども、時間の問題があると思うので、少なくとも当初考えられていた六十四年度くらいまでに税制改革をやりたいというのが途中です。当初にもう一度戻しますと、あと二年なんですけれども、そういうふうな考えますと、どれくらい時間をこの税制改革という問題について一応考えたらいかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 まず、既に行われております法人税減税あるいはまだいまだ御検討いただいております所得税減税案等々が、いわば当初政府が考えておりました行き着く姿、最終案から申せば、その中途半端なものである、あるいはそれに基達しないものであるとおっしゃっていらつしやいます。そこは、そのとおりでございます。政府としては、我が国の所得税は、もう何度か申し上げましたので省略いたしますが、勤労意欲を損なうおそれがあり、また法人税も各国との比較において引き下げる必要がある。そして、シャウプ以来の大改正をやりまして、これで将来に向かって長い間耐え得るような税制を仕上げていこうと考えておりますことは、依然としてそのとおりでございます。

ただ、そのためには、現在の財政状況から申せば、かなりの新しい財源を必要とすると政府は考えておられます。これらの構想、殊にその中で新しい財源に関する部分は厳しく前国会において御批判を受けて廃案になった、それが現在の段階でございまして、そういう段階が現在でございますが、将来に向かって所得課税あるいは法人課税を大幅に軽減して新しい税体系を、税構造をつくりたいという必要は、私は一向に変わっていないと考えております。

問題は、それならばそのようなことを可能にする財源をどこに求めるかということであらうと思っておりますが、これにつきましては、つい前国会であるようなことが起こっておりますので、軽々にも一遍問題を持ち出すということとは考えなければ

ならない。問題がございまして、新しく国民の御理解を得て、こういうこと、ああいうことではだいたいとは思っておりますけれども、その間に税制改革協議会が発足をせられまして、その場においてそのような問題を検討するようにという衆議院議長のごあつせんがございまして、したがって、税制改革協議会が設けられましたからまだ三月余りでございまして、これからその問題についてもいろいろ御検討が進むであらう、その推移をしばらく見させていただくのが政府としての当然の配慮でなければならぬであらう、こう思っておりますので、いわばそういったような問題を全部私ども含みながらしばらく税制協議会の御検討の推移を見させていただきたいということになっていっているわけでございます。

○早川委員 その場合に、前回出された税制改革案の全体、いわば全体像というのは、減税と増税が同額でという構想で出されていっているわけですが、私などは、そういうふうな形で出すのではなくて、先ほど言いましたように、法人税自体での改革構想が出されていまして、法人税自体での改革、それはそれで次年度以降に次年度以降でも着手できるのではないかと。やはり所得減税についても同じことが言えるのではないかと。つまり、それをやらずに、また今の改革案の中で協議会の推移と言われておりますと、また何かこう、マル優問題がありまして、それ以外の新しい財源構想がセットにならないと出せない、このようにお考えですか。

○宮澤国務大臣 まず法人税におきましては、先ほど御指摘の五千億分というのは、政府としてはそれに対応するいろいろな引当金でありますとか受取配当参入の問題でありますとか、考えておったわけでございます。現在でもおるわけでございますが、このことは、今の一・三％下げました分に何とか対応したいという部分でございまして、それで法人税の引き下げはもう能事終われりというわけではございませんから、やはりそれか

○早川委員 六十二年度は剰余金を含めましてパランスすると思うのですが、今回の税制改正案が

○早川委員 税収の中立性という意味は、税制改正による減税額は税制改正によるあるいは新税による増収で賄うということだと思ふのです。決して自然増収が上がつてきたからそれでバランスすればいいという話じゃなかったと思うのです。そうすると、今主税局長のお話に出ましたように数千億の減収が六十三年度予算では出てしまうのですね。そうすると、それを税制改正で賄うとすれ

を含めて考えるとこれからの課題だと言われたわけですけれども、やはり税収の中立性を言われるならば、当初考えられていた改革案というのをタイムスケジュールをきちんと明示していった方が国民の方にはわかりやすいのじゃないかと思うのです。そういう意味で振り返ってみますと、四兆五千億円ずつ提示した、いわゆる全体像はこうですよ、その中で時間的に、法人税はこう変えます、所得税はと、少なくともこういう形を出したわけですね。したがって、次期内閣の最重要課題が税制改革であることは恐らく衆目の一致すると

○早川委員 その答申の中で、一律分離課税については、長所は簡素であり中立で効率的だとい

見方がある一方、短所では公平、公正に反する部分があるという表現で指摘されていると思うのですが、そういう観点で考えますと、長所は簡素、中立だからその方を優先させてこれを選択した、こういうふうにとらえてよろしいですか。

○水野政府委員 お示しの点は、「他方、同方式を採ることとすれば、高額所得者の負担が大幅に軽減される一方」云々、「公平、公正という点で問題があるのではないか」という表現が確かにあるわけでございます。ただ、今回、従来実質的にはほとんど課税が行われておりませんでした郵便貯金につきましても、郵便局それからその預金者に新たに課税をお願いをするようになる、こうした点からいたしまして、今お話しした簡素、効率といった要請にこたえる方式としてこの一律分離という方式をとらせていただいたわけでございます。

また、高額所得者の負担が軽減されるという点のコメントでございますが、現在一方にございいます三五%の源泉選択制度の利用状況等をも調査いたしまして、そうしたものが所得水準等との関連でおおむね各水準を通じて利用されておるといふ実態をも調べまして、こうした点の指摘にもお答えできるのではないかと、このことから一律分離方式をとらせていただくことで御提案を申し上げているところでございます。

○早川委員 大臣に伺いますけれども、中曽根首相の掲げた、そして大蔵省が取り組んでおられる税制改正は、公平、公正、簡素、活力、国際性だとか六つばかりございすけれども、税制改正に当たっての最重点、第一位のプライオリティーを持つ原則は私は公平、公正だと思ふのですが、この点についてはいかがですか。

○宮澤国務大臣 それを欠きましては国民に受け入れられる税制、税務行政というものはなかなか難しいと思ふますから、そういうお考えに私も同感でございます。

○早川委員 そうしますと、今の一律分離課税に関連して、答申にもありましたように、どちらか

というところと長所である簡素という面が非常に表面に出たと思ふのです。そして短所である公平、公正というものは若干後ろに下がったわけだけれども、総体としては幾分かカバーできるだろうという形です。一律分離課税、基本的にはそういう仕組みをとったわけだけれども、やはり公平、公正といういわば基本原則、第一位の原則をとりまして総合課税が望ましいと思ふます。総合課税が望ましいけれども、事務的にはえらい煩雑になるというところがそれがとれない理由だと言われると思うのですが、結局今回の一律分離課税を採用して、そして八月七日ですかこの与野党協議の中で、総合課税への移行問題を含め五年後に見直しを検討するということを言われているわけですね。

そうしますと、御存じのように、今ある利子課税制度というのは、一方に非課税制度がありまして、他方に課税制度があつて、源泉分離選択課税としかも総合課税というふうに、大別すれば二つに分かれて、さらに分ければ三つに分かれているわけですね。今回はこの源泉分離選択課税を総合課税のところも完全に切ってしまうわけですね。基本的には非課税のところになっていくわけですね。

そうすると、ではそれが五年後に見直しとなった場合に、「総合課税への移行問題を含め」というふうにありますが、やはり公平、公正の原則に立つと総合課税にかなければならぬ。総合課税に行くに当たっては、今のほうが仕組みとしては残っているわけですからいいのではないかと。残っている部分を拡大していく。総合課税と源泉分離選択課税とありますけれども、その総合課税のところを拡大していけば非課税制度というものが吸収できるわけだけれども、今度非課税制度をなくして一律分離課税、つまり分離課税にしてしまったわけですね。そして総合課税に移行する。なかなか難しいのではないかと思ふのですけれども、この点については主税局長の方にはどのように考えておられますか。

○水野政府委員 五年後に、五年を経過した場合にその検討を、ここで方針を明らかにするといふ八月七日の与野党幹事長・書記長会談の御提言があるわけでございます。それが現在与野党でお話し合いがされて詰められているところでございすので、そうした点がどのように措置されるか。これは私どもとしてもそれを注視してまいり、それが何らかの形で具体化されればこれを尊重してまいるところでございます。

したがいまして、これを総合課税との関連で現時点におきましてどういうふうにかえるかということとは難しい問題で申し上げにくい点でございますが、現在の一律分離課税は国税、地方税合わせまして二〇%の源泉徴収を行わせていただきます。これを二〇%の源泉徴収という方式でございます。これが、総合課税という場合におきましてもこれは必ず源泉徴収は恐らく存置され、源泉徴収の上でさらにどのような措置をするかというところが問題になることではなからうかと思ふわけでございます。

すので、現在総合課税分は二〇%の源泉徴収がされている、これを老人、身体障害者等を除きましては一般的に国税、地方税合わせまして二〇%で源泉徴収させていただくというところに拡大し、これをもって一応現時点では課税が完了するという方式でございますが、その源泉徴収後のどのような措置を講ずるかといったところが先ほど御指摘の四つの方式、総合課税、申告不要云々とおあるわけでございます。それからそれは現時点からでございます。また今回の一律分離課税からでございます。いましても、そこは総合へ移行するという場合でもそれほど差があるわけではないだろう。むしろかなりな部分が非課税として扱われているところから総合に行くというのとはやや異質な気もしないわけではございません。そこは今後のまさに今お話し合いの中での御措置であり、それがまた今後五年間、今後世の中の一般的な事務処理状況とか納税者の心理とか、そういったものがどう変化するか、それらをすべて見た上での話でございますけれども、一律分離課税から総合課税に移行するというのが

ほかの方式と比べて特に問題がある、困難であるというふうにも考えられないのではないかと、いう気もするわけでございます。

○早川委員 そうしますと、今回の措置によって五年後の総合課税も、国民世論の動向、そして政府の方針等を考えれば、その結果によつて総合課税も割とスムーズに行ける、このように理解してよろしいですか。

○水野政府委員 私どもといたしましては、現時点におきましては、実質的に公平を確保できる、簡素、中立、効率という要請にもこたえられるものはやはりこの一律分離課税方式であるというところで御提案をさせていただいているところでございます。その先のことににつきましては現時点ではなかなか申し上げにくいところでございます。

○早川委員 マル優廃止がいかに不公平という問題を含んでいるかというところは再々指摘されておりますので繰り返しませんけれども、今回の所得税の刻みで、恐らく四百万円を超えるところが一四%ぐらいの所得税の適用税率だと思ふます。マル優は一五%ですから、所得税の場合一五%ですね、そうしますと、それ以下の人はいわば取られ放しで、分離課税で所得税一五%取られ放しというわけですから、ましてや非課税のところには返つてこないわけですね。そんなことを考えますと、前にも指摘されたと思うのですが、何か還付の方法を認めた方がいいのではないかと、この感じを持つのです。取りつ切りになるのではなくて、所得の低い人は還付請求してもいいよという道を考えた方がいいのではないかと、思ふのですけれども、この点についてはいかがですか。

○水野政府委員 そうした方式も一つのお考えであらうかと思ふわけでございますが、今回御提案申し上げておりますのは、稼働能力の減退された方、お年寄り、身体障害者、こうした方々につきましては、そもそも源泉徴収から始まります。すべての課税は行わないで非課税とさせていただきます。一方それ以外の方々ににつきましては、所得の稼働

能力があればまずおおむねの場合は所得税の納税者としても課税を行わさせていただいている。その上積みとしては国税一五%、地方税五%の課税をお願いするという、いわばマクロ的に見たところの非納税者と申しますか、所得水準の低い方と申しますか、そうした方につきましてマクロ的にそういう方式で区分をさせていただいたというのが今回の考え方でございます。

全体として一定の源泉徴収をさせていただき、それぞれの方につきましてそれを前提として還付あるいは追加総合課税を行わさせていただくというところになりますと、十億口を超える預貯金でございまして、それぞれにつきまして源泉徴収を行いたい、それにつきましての本人確認を行わさせていただき、それに付随しての支払い調書なり支払い計算書をお渡しいただき、それをもって申告をしていただく、還付をしていただく、それに対応する資料もまた税務当局の方に備えておくというところになりますと、かなり事務的なコストと申しますか負担が、納税者、金融機関、郵便局、税務署、税務当局にも及ぶわけでございますので、今回としてはそれはとらなかつたところでございます。

それから、今回の事情といたしまして、先ほど申し上げました郵政当局に初めて課税事務をお願いすることになったという点、それから、従来は利子課税は原則としては地方の方には及んでいなかったところでございますが、今回幅広く地方団体にも利子所得課税が行われるようになる。そういった点と、住民税の特殊性からいたしまして、その預金の所在地と住民の所在地とが一致しない住民税の課税団体とがかなりいろいろ錯綜いたしますので、そうした場合にはこの還付問題というものが非常に難しい問題になる。郵政当局に新たにお願いをするところになった、地方団体にも新たに課税が行われるようになった、こうした新しい事態もございまして、そうした点をも踏まえまして一律分離の方に御提案をさせていただいたというところでございます。

○早川委員 今回のこのマル優改革についての欠陥なんですねけれども、今言いましたように課税最低限以下の人への配慮がどうしても欠ける。それから、六十歳が定年制だとすれば、六十から六十五歳、同じ引退してもその層のところは結局は年金と利子で生活者になるわけですから、そのところへの配慮がない。それからもう一つは、今回の改革によりまして支払い調書の作成とそれの税務署への提出義務がなくなる。売上税問題が出たときもそうなんですねけれども、日本の所得というよりも収入だと思ふので、日本の所得と見ても非常に均等化されているという議論がされているわけですね。ところが、じゃ今のような状況で金融資産はどうなっているんだらうかと、そういう収入は一体、いわゆるサラリーマンにおける給与収入等の統計だけではそういう結果が出るわけですから、そうではなくて資産所得を含めた今の我が国のいわゆる所得ですね、収入ではなくて所得というのはどういう構造になっているのかというのはいわゆる、ますますわからなくなっていくわけですね、今度の支払い調書が出ていかなければ、冒頭にこれからの税制改革のスケジュールという問題があるわけですから、そういうバックデータがもつとも国民の前に公表されない、仮に大型間接税問題が不幸にして浮上するようなことがあった場合にも国民は納得しないと思うんですね。毎月の収入の五分位、十分位は格差は少ないよという議論だけしていても、今の土地の値上がり、株の資産保有者が一方に偏っている状況の中では、本当に所得構造として日本の社会というのは均等になってきているのか。その格差は縮まっているのか。最近の統計だと逆に広がっている。こういう円高不況の中では賃金格差も広がっている。こういうデータがだんだん出てきているわけですね。こういうことを考えますと、今回の方式というのは、間接的に見ても日本の富の配分構造をますますわからなくしていく、そういう欠陥を有していると思うのですが、こういう問題について、大きな税制

改正の中で位置づけた場合決して望ましいものではないと思うのですけれども、これは大臣、どのようにお考えなんですか。

○宮澤国務大臣 それは、ちょっと先ほどお触れになりましたいわゆるキャピタルゲイン等々の課税が、私どもも十分に徴税体制ができませんで今完璧な姿になっていないと思っております。やはりこれは徴税体制をだんだん整えまして、不公平にならないようにしながらそういうものは取っていかねばならない、課税していかねばならないかと思っておりますが、そのことはおっしゃるとおりだと思いますが、ただ他方で、支払い調書等々、確かにそれをとりませんというところは、ある意味で統計的には所得構造等々が把握しにくくなるだらうというのには、それは私はそうだと思います。そうだと思いますが、だからといってそこから何といいますが不公平が助長されるというところは、私はそれはないだらう。前の方の問題はわかりましたが、後の方の問題がそういうところへ来ることはない。まあ言ってみれば金融機関等々に非常に煩瑣なことを求めるわけでございますから、求めればそれはそれだけの資料を国は把握することはできます。それはできますが、それが果たしていいことか、必要なことかというところになるのでございましょうから、それだけ煩瑣なことを民間の人々にたど国が資料を整備したいためというところであれば、それはいいかなものであらうか。それは所得分配のあるいは所得課税の不正というふうなことにつながる問題ではないだらうと私は思います。

○早川委員 やっぱり税制は所得の再配分機能が私にこれから期待されるんじゃないかと思うのです。そういう場合に、そのバックのところのデータをより把握したくしていくような改革は好ましくないというふうに考えます。

次に、今回のあるいは前回の税制改革を通じて、また国民が関心を持っているいわゆる公平なあるいは公正な負担というふうに考えますと、いわゆるクロヨン問題があると思うのですが、今回

というよりも昨年のこの答申の中にクロヨンという言葉、いわゆるクロヨン論議というのですかね、これを政府の税制調査会が取り上げたのは初めてだという指摘もございまして。世に言われているクロヨンというものは政府の方はいまだかつて認めてないと言われているんです、本当にクロヨンというのはあるものかどうか伺いたいと思います。

○日向政府委員 通常クロヨンという言葉は、所得税における給与所得者、事業所得者、農業所得者間における所得把握の格差について言われていると思われませんが、言われるようなクロヨンという所得把握上の格差があるかどうか私ども正確にはわからないところでありまして、したがってクロヨンといった形で十把一からに議論することは適当ではない、こう考えております。

しかし、営業所得者に対する事後調査の結果、その申告漏れ割合は、委員あるいは御存じかもしれませんが、六十一年分で一九・九%、六十一年分で二一・六%、五十九年分で二一・六%というふうな、連年調査対象を変えて十五万から十六万件調査しているにもかかわらず、申告漏れ割合は二一%前後を推移しているという事実がございまして。さらには、このような言葉に象徴されるような所得の把握の差についての不公平感や不満が世の中に存在しているということも事実でございます。

このような二つの事実からいたしまして、私どももいたしましたのは、一層この面における広報、相談、指導、調査の充実に努めまして、所得種類間における把握の差が解消するようできるだけ努力をしてまいりたい、かように考えております。

○早川委員 今回の税制改正の中でいわゆるクロヨン、そういう不公平感、不満感を払拭するため、なくすためにどういう改革に着手されたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○水野政府委員 所得の把握問題につきましてはともかくといたしまして、その根底には、所得税

の中でも源泉徴収でもって課税が全部完結されるサラリーマンの方と申告をもつて課税関係が完結される個人の事業所得者、そこに納税方式として差があることは事実でございまして、その点が申告と納税の方式に差があるというところからまず問題がある、そういう御指摘もあるところでございます。そのところ、自分でもって申告と納税をされるというところに一つの基本的な違いがある、そこから問題がいろいろ出てきているという点が多々あるわけでございまして。こうした点につきましては、給与所得者にも申告納税の道を開くということが一つの解決方法として考えられるところでございます。こうした点につきましては、今回サラリーマンにつきましては特定支出の控除制度として御提案を申し上げている点でございます。

それからもう一つの点といたしましては、これも制度的な面でございますが、事業所得者の場合、特にその方が青色申告を選択された場合には、みなし法人課税を採用することがございます。また、みなし法人課税を採用しない場合におきましても、家族を専従者として扱い、これに対しまして事業の中におきまして給与の支払いという方式をとることがございまして、これによりまして、世帯としての税負担の観点から見ますと、まずその事業としての所得と御本人に対するみなし報酬としての給与所得とに分割できる。あるいは家族の間におきまして本来の事業所得と家族専従者に対する給与として分割できる。給与として分割できるとそれは給与所得控除が適用される。そういうことからいまして、所得の分割あるいは給与所得控除の適用、こういった点が可能になるということからいえますと、給与所得者の場合にはお働きになる方々、稼得者一人を単位として課税がそこで行われておるといふことの比較におきまして、いろいろな御批判がある。その給与の支払いといったものが実態をまさに反映したものであればそれは問題ないのではないかという御指摘もありましても、制度としてそうなっている場合

におきましては、そうした制度をとれないサラリーマンの方々の関係から見ますというところから批判のあるところでもございまして。こうした点からいまして、みなし法人の問題につきましても、その報酬水準につきましても所要の是正措置と申しますか、考え方におきまして一つの枠をはめさせていただいた、こうした点も第一点として見直しを御提案させていただいているところでございます。

○早川委員 そうしますと、今回の改正によって、クロヨンという表現でもって不公平感を抱いているあるいは不満感を持っているサラリーマンのその気持ちというのは、かなり解消すると思えてよろしいですか。

○水野政府委員 申告所得税を中心とした納税環境の整備の問題につきましては、この数年來いろいろ取り上げて御提案申し上げているところでございます。昭和五十九年度の改正におきましては記帳義務制度とそれから総収入金額報告書提出制度を御提案したところでございまして。今回におきましては、この総収入金額報告書制度を従来の五千万円超を三千万円超に改めさせていただくようにいたしております。また、加算税につきまして若干の見直しをさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げた点を加えまして、今回の御提案案申し上げている所得税法改正法におきましてもこうしたもう一つの措置は考えさせていただいているところでございますが、給与所得者のお持ちになっておる税につきましてもいろいろなお考えがこれによって一挙に解決されるというところまではいくものではないと私も考えておるわけでございまして。例えば今回の特定支出控除制度も、必要経費の概算、実額控除制度といったものに比べますとまだまだ全く結についたばかりのものというところでもございまして、今後ともなおこうした点につきましても十分頭を置いて勉強をしていかなければならない点であると考えておるところであります。

○早川委員 今回若干手直しをされているのですが、実は昨年の答申が明らかにされたときに小倉税調会長は雑誌のインタビュー等に答えまして、いわゆるクロヨンなどはないのだというコメントをされているのです。売上税反対のいわば急先鋒になられた清水さんがまた雑誌で答えられて、やはりクロヨンはないんだ、こう言われている。クロヨンがあるのだという不公平感を抱えているのはいわばサラリーマンだと言われているわけですね。売上税が出たときに、あるいは大型間接税と言いかえてもいいわけですが、このクロヨンを解消するためにそういうものが必要だという考え方が一部にありました。これについて、実際にそういう大型間接税をその仕組みはどういうものであるにしろ導入した場合に、いわゆるクロヨンというような気持ちが本当に消えるような形が生まれるものかどうか、それとは一切関係ないと考えようというのかどうか、その点をちょっと伺いたいと思います。

○水野政府委員 税制のあり方につきましてはいろいろ御議論のあるところでございますけれども、やはり所得税が最も合理的な税制であると言われているところでございまして。それぞれの型の所得を総合し、これに累進課税をさせていただくというものがその納税者の負担力を一番端的に反映するものであるというふうに従来から言われているところでございます。しかし、どのような税制でございまして、これが一つでもってまたそうしたもののウェイトが非常に高まる場合には、それに伴いますところの弊害も出てくるところでございまして。そうしたところから、税制といたしましては単一の租税をもつて構成するという例はおよそないわけでございまして、いろいろな課税標準の組み合わせでもって課税を行わせていただいている。そういう意味におきまして、所得税が中心でございまして、消費支出の面に負担力をとらえてこの面に課税を行わしたくということ、所得それから消費、そうしたものを組み合わせることによって実質的に公平な課税制

度に近いものであるというふうには私も考えておるわけでございますが、具体的に売上税がクロヨンの問題の解決に直結するといふふうなところまで申し上げることはなかなか難しくかろうと思っております。マクロ的に租税体系のあり方といたしましては、消費、所得、それからまた先ほどお話しした、こうしたものが合理的に組み合わせられる税制が実質的に公平を保つことのできる合理的な税制であるかと考えるところでございます。

○早川委員 クロヨンにかかわる問題ですが、給与所得控除の問題です。従来ですと、この性格について、シャウブ勧告のときもそうなんですが、以来答申で触れられてきているわけですが、昨年の答申においても、給与所得控除は、勤務費用の概算控除と、その他の所得との負担調整の特別控除と、二つの要素から成り立っていると区分したわけですね。問題は、ではその給与所得控除の勤務費用の概算控除とその他の所得との負担調整。いわばサラリーマンの所得というのは負担力が非常に弱いんだというのがこの他の所得との負担調整の部分ですが、大体給与所得の二分の一が勤務費用の概算控除に相当し、その残り半分が他の所得との負担調整のための特別控除、こういうふうに分けられているのです。そして、勤務費用の概算控除のこの選択制を、「勤務に伴う費用の実額控除と概算控除との選択制を導入することが適当である」という回答申になっているわけですね。つまり、給与所得控除を半分ずつにして、二分の一の方を実額控除にするか概算控除にするかの選択制にする、たしかこう書いてあるわけですね。ところが、政府案として今回出てきた法案では、特定支出というものは給与所得控除を超えた部分だ、こういう表現になっているのです。どうしてこういうふうに変えられたのかということをお伺いしたいと思います。

○水野政府委員 昨年十月の抜本答申におきましては、御指摘のように、給与所得控除の性格を明確にし、その二分の一ずつを経費部分、負担調整部分として区分し、その概算経費相当分につきましては

してはこれをもって実額控除との選択適用を認めることがいかか、そういう方向が出されたところでございます。これが十月末の基本的な答申でございまして、その後この方向に沿っていただいた方面ともそろそろの検討を進めさせていただいたわけでございしますが、何分にも現在の我が国のサラリーマンを中心とした所得税の制度は百年にわたりまして概算控除制度をとってきておりまして、個別に申告を行うような方式はとってきていないところでございます。こうしたことからいたしますと、一挙に実額控除選択制度に踏み切ることはつきましては十分慎重に対処する必要があるのではないかと。また、その費用の問題につきましても、サラリーマンの場合の費用と申しますと、どうしても家賃上の費用と関連するものが極めて多い。その確定をめぐりましては納税者と税務当局との間でいろいろな問題が予想されるところでございます。そうした点を考えまして、この答申の基本的な方向は維持しつつ、今回の措置といたしましては、特定の支出、客観的に確定できる、トラブルの発生のおそれのない特定の支出を明確にした上で、その金額の支出が相当なものに及んで拒絶力に響いているという場合には個別に申告納税の道を開くということにいたしましたところでございます。また、その支出が相当な程度に及ぶという場合の基準といたしましては、一応給与所得控除の金額をとらせていただいたというところでございます。

でございますから、今回の特定支出と申しますのは、サラリーマンの必要経費といったものとは一応離れまして、それが場合によっては家賃上の経費とも関連することもあり得るような支出の項目も拾っているところでございますので、先ほどお示しの給与所得控除の半分が経費、半分为負担調整部分といたしましたときの経費とは一応切り離したとすれば、この二分の一をとるとするのは若干根拠が外れるわけでございますので、特定支出として必要経費の概念と離れたものを取りました結果といたしまして、その比較する基準額も給与所得控除そのものをとらせていただいております。

と所得控除そのものをとらせていただいております。○早川委員 先ほど主税局長も言われましたように、なぜクロソンの思いを持つかということとは、昨年の総理府の世論調査、税金に関して行われているわけで、そこにもはっきり出ているわけですね。「サラリーマンと商工業、農業等の自営業者の間の納税方法の違いがある」のだ、だから不公平なのだ、これが不公平を抱く理由の第一位なのです。その中で税調答申が出てきたわけですが、そして大島訴訟、サラリーマン訴訟がありまして、それらを受けてこの税調答申は書かれています。それらの意図、精神を反映していると思うのです。ところが、今説明を伺いましたように、この特定支出というのはこれとは全然別だ、必要経費ともちよつと違うのだ。そうすると、依然として不公平感をつまり納税方法に基本的に違いがあるのだと抱いているわけですね。源泉徴収で終わってしまう。一方、自営業者は申告しているわけですから。本当に申告の道を開いてやるのが、まあ政府で言えば根拠なきということになるのかもしれませんけれども、不公平感を払拭できるのだ、こういうふうになるわけですが、それを閉ざしたような形になるわけですね。

ほんの一部、サラリーマンの必要経費とも違うのだ、勤務に伴う費用とは違う形で特定支出を認めた。そうすると、まずいわゆるクロソン問題を解消するために取り組んだという感じは受けないというのが一つ、二番目に、何か今回の税制改正は簡素でなければいけないと言ったのに、必要経費、給与所得とはちよつと別なところに、五項目ですか、上乗せしてしまったというふうな考えますと、簡素じゃなくて何かよくわからぬというふうな改正にもなっているわけですね。そうすると、クロソンが解消するのじゃなくて、何かごまかされてなおさらわかりにくくなっている。なという感じを抱かざるを得ないのですけれども、こういうところえ方は間違っているでしょう。か。

○水野政府委員 今御指摘の納税方法に差があるという点につきましては、サラリーマンにつきましても特定支出がございす場合には申告納税の道が開かれたということ、基本的な方向としてはまさにその線に沿ったものであると私も考へておるわけでございます。ただ、これが税制調査会の技本答申にございしたような選択によりますところの実額控除制度の取っかかりをつかんだと言えるところのものまでも若干至らないかもしれない、そういう意味におきましては、答申の精神はともかくとして、その具体的な姿に比べますと、かなりまだその手前のものであるというふうに申し上げざるを得ないところでございす。その取っかかりはつけさせていただいて、今後のこの適用実態等を見ながら今後さらにこの点についてよく勉強をしてまいりたい、これが率直な感じでございます。○早川委員 少なくとも税調答申の方向に、そちらをターゲットにしてそちらへの改革を進めていただくのがいいのじゃないかと思ひます。もう一つ、クロソン問題ではございせんけれども、今回の税制改正でたばこの問題にちよつと触れたいと思ひます。

御存じのように、時間が余りございせんので自分でしゃべりますけれども、一本一円がなぜ値上げされたかという経過を踏まえますと、たしか予算編成の中で二億四千万の収入減でどうしてもそれがカバーできないという中で何か急遽出てきた、たしか政府税調答申にも盛り込まれたのが予算編成の中で、六十一年度ですか、出てきました。六十二年、ことしの十二月三十一日まで延長するというのは、いわば売上税を導入するということを前提にして、来年の一月一日から導入することを前提にして十二月三十一日まで延ばしているわけですね。今度の法案の中にはこれを一月一日からまた三月三十一日まで延ばす、こういうふうになっているのですが、売上税が完全に後退してつづけたにもかかわらずたばこ消費税だけが残ったというその理由についてまず明らかにしていただきたいと思ひます。○水野政府委員 御指摘のように、この一本一円の特例は、六十一年度の予算編成に当たりまして、補助金等の整理合理化に伴う地方財政への影響等を考慮してお願いしたものでございす。その点につきましては地方財政との関連につきましても、その間の事情はなお継続をいたしておるところでございますので、六十二年度税制改正に当たりましてはこれはなお延長をお願いすることとしたところでございす。ただ、別途売上税を御提案申し上げ、売上税はたばこにつきましても課税の対象とさせていただきます、そういうことからいたしまして、その時点でその税率を含んだところの税率水準を売上税創設後におきまして維持するというところで六十三年一月からは新たな税率をお願いする、そういったしますと、特例税率につきましては九カ月間お願いをするというところで先般三月にお願いをしたところでございます。その後の通常国会での経緯は御承知のようなことでございまして、売上税につきましては廃案とするということでございすので、この特例措置につきましては九カ月でなく六十二年度いっぱい、十二カ月間は延長をお願いしたい、そういうことから今回三カ月間の延長をお願いしているところでございす。○早川委員 三カ月間延長されて、売上税、大型間接税ですが、売上税というのは少なくとも来年四月一日からということとは毛頭考えられないわけですが、では、このたばこの一本一円の値上げの特例というのは、三月三十一日以降、来年度はどういう措置をされるわけですか。○水野政府委員 この点はほかの問題とも並びまして昭和六十三年度の税制改正の検討課題となるわけでございます。来年度の税制改正の問題の一環といたしまして今後政府部内、税制調査会におきまして検討をいただき、その方向を待つて対処をさせていただきますと思ひわけでございます。○早川委員 何か売上税込みで考えていたのが、特例で値上げしたのが五・七％の負担率が五

九・七%に上がって、その上がった経過は、冒頭言いましたように、極端に言えはたまに歳入に穴があいてそれを補てんするために上げた、ところが、上げた途端にこれが適正な税負担水準になつてしまつて、そのまゝ二年間延長して、今の話ですと、五九・七の今の水準が適正水準だというようなお考えですと、六十三年年度税制改正はそれがそのまゝ本法に入つてしまふというような予感がするのですけれども、そのように考へて——考へたくなのですけれども、五六・七に戻してほしいなというように強く希望しておきます。

それから、税制改正について、とにかく今回全体を通じてちょっと感じたことなんですけれども、どうも公平、公正を本当に実現しよう、それを第一にして取り組んでいこうというのじゃなくて、割と簡素だとかあるいは効率性みたいなところから非常に強出した改正案じゃないかな、こう思っています。

例えば先ほどの給与所得控除についても、特定支出だけに限定するということは、サラリーマンはもと確定申告権を認めてほしい、納税の原則は自主申告だというのがありわけですから、その道を本当に開いてほしいという要求があった。そして税調答申にもそこまで入っている。ところが出てきたのは特定支出でほんの一部だ。恐らく来年度から再来年になると明らかになるのでしようけれども、一体何人のサラリーマンの人がこの特定支出を受けるために申告するかという、ごく限られた特定の人だけじゃないかなというふうな感じを持ちます。

それから、利子所得についても、本当に五年後に、手法としては今回のやり方でも二〇%源泉徴収するわけだから総合課税に行くことにおいても割とスムーズに行き得るんだということを答へられたわけですが、それにしても分離課税移行をとなつてしまつた。総合課税から分離課税に移行する。

それから、先ほども質疑がございましたけれども

も、医療費控除についても五万円の足切りを十万円に上げてしまふ。そうすると、今還付請求をやっている人たちは医療費控除が大部分なんです。ね。あと一部住宅取得費控除がありますけれども、それを、五万円を十万円に上げてしまふと、恐らくこれまた還付請求の道を實質的に狭くしていくのじゃないか。

こんなことを考えますと、今回の税制改正というの、どうも民主的というのか納税者の権利を本當に保障して広げていこうという観点が逆に後退して希薄になつていっているのじゃないかという感じを持ちます。

それでは、時間がございませんで、私は来年度予算について関連事項を三點ばかり伺いたいと思ひます。

昨日六十三年年度予算についての概算要求が締め切られてしまつて、公共事業費を軸にした景気の後押しというのか、積極財政への転換が、マイナスイシューングの中でもそういう方向への転換が行われる予算にならうとしております。その予算全体について伺いたいというところじゃなくて、大臣に特に伺いたいことがあるのですが、いわゆる六十三年年度予算のときに、御存じのように防衛関係費がGNP比一%を超えた予算が組まれたわけですね。大蔵大臣、私は非常に残念な印象を持っています。大蔵大臣、私は戦後政治の継承発展ですが、大臣言われましたが、そういう理念をお持ちだとすれば、私などは、防衛費のGNP比一%予算を組むときにもっと積極的に対抗的意思表示をされてよかつたのじゃないかと思つております。今回の概算要求においても六・二%増を認める。確かにGNPの伸びとの絡みがあるのですが、御存じのように、他の一般歳出等はそれこそマイナスシスリングですと抑えられていくわけですね。その中で概算要求六・二%を認めた。しかも防衛関係費につきましては概算要求が締め切られてかなり高い率を認めた。ただし、大蔵省は必ず、あらゆる予算については聖域を認めない、というようにことを発言されるのです。国民は、聖域

を認めないということだからすべてを洗い直してむだをなくしてカットするだろう、こういう期待を持つわけですね。ところが、あらゆる予算に聖域を認めない、防衛関係費についても特別扱いをしないよ、こういう考えを国民は十二月まで持つわけです。過去に持ったわけですが、今回概算要求で防衛関係費は六・二%の増額が認められたわけですね。でも、やはり聖域ではなくて特別扱いではない、でき得れば一%枠に抑えてほしい、こういう期待を持っています。大臣のお気持ち伺いたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 六十三年年度の防衛費予算につきましては、御指摘のようなことがございまして、改めて一月二十四日に政府は今後の方針の閣議決定をいたしました。また、中期防衛計画により支出をしていくということも御承知のとおりでございますが、事実問題として六十二年年度の防衛費の伸びはそれにもかかわらず五・二%でございました。これは昭和三十年代以来の低い伸び率でございまして、決して大きな伸びを示したというわけではございません。GNPその他の分母の方の事情もあつたということでございます。

それで、六十三年年度は、これからの問題でございまして、GNPの推移もよくわかりません等々、いろいろまだ未知の事情がございしますので、シスリングはシスリングでございしますが、もとより一月二十四日の閣議決定の精神、中期防衛計画の範囲内の問題、専守防衛というように考えを考へながら厳しい査定をしてまいりたいと考えております。その結果一%との関連が果たしてどうなるか、これはGNP等々との関係にもよることでございます。いままだ申し上げられませんが、厳しく査定をいたすということに変わります。

○早川委員 日本の防衛関係費は御存じのようにGNP一%を若干超えたということなんですけれども、とにかく日本のGNPは非常に大きいわけですね。しかも今の円高の状況でドル換算したりすると既に世界第三位という数字も出てくるわけ

です。そうしますと、不況だといつても国際的なレベルで見れば日本のGNPは非常に高いところで成長している。そうしますと、この一%という問題はとりわけ東南アジア諸国にとって日本が憲法の精神を逸脱するかしんかというところの一つのメルクマールだと思ひます。そういうことで、結果論ではありますけれども、今まで言われていた聖域を設けない、特別扱いをしないというところを、この年末の予算政府案、その前段である大蔵原案で結構ですけれども、一%以下に抑えるということを基本方針にしてぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

昔から国破れて山河あり、こういうあれが荒れていってしまうのが今の日本の実情だと思ひます。防衛費がふえて山河が残るんじゃないで、山の方も大分荒れていってしまう。国有林ももちろんそうなんですけれども、ある本で読んだような記憶があるのですけれども、緑が減っていくと人間の精神はかなり殺伐になるということも言われておりますので、国有林だけじゃございませんけれども、山の整備の問題についても来年度予算でぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

ことしの三月「緑と木、水資源」という項目で世論調査がされております。その中で、森林の造成、手入れの方策について何が一番多いかといひますと、国や地方公共団体が積極的な助成を行うのがよろしい、こういう調査結果が出ています。来年度予算についても、NTTの財源が一方にありまして、その活用をめぐつていろいろアイデアが出されているわけですが、また国有林についても補正予算で若干手当てされたのですけれども、今までの林政審の報告を見ても、人件費を減らして行革をしてという発想の域を出てないですね。そうじゃなくて、この際ぜひ思い切つてNTTの財源の活用を含めて特別な財源措置を圖つていただきたいし、図っていくことが中長期的なそれこそ二十一世紀に向かつての社会資本整備

の大きな柱になると思うのですが、その点での大臣のお気持ち伺いたいと思います。

○宮澤国務大臣 国有林野は御承知のように特別会計で独立採算制が建前でございますけれども、ただいま早川委員の言われましたようないろいろな事情から、政府としては事実上一般会計からいろいろな援助を行っております。造林、林道につきましてそうでございます。また治山について一般会計の負担をいたしております。また、六十二年度では保安林等の保全に要する経費の一般会計繰り入れ等も新たにいたしました。このようにことで、御指摘のようなことがございますので、独立採算制とは申しながら一般会計がかなりの負担をいたしております。もとよりこのことは突然打ち切るといふようなわけにはまいらないことはよく承知をいたしております。また同時に、そういうことでございまして、林野におきましても要員規模の適正化等いわば運営の改善を図っていただきたい。引き続き一般会計でいろいろな御面倒は見えてまいらなければならないということ、これは認めざるを得ないであろうと思っております。

○早川委員 最後になりますけれども、週休二日制の問題について伺いたいと思っております。

完全週休二日制の必要については従来から言われておりまして、前川レポートにおきまして、生活のゆとりだとか雇用の問題、内需拡大、貿易摩擦対策の観点等々から考えても早急に必要だといふことが言われております。週休二日制に向けての最近の動きは、御存じのように公務員の四週六休制の取り組み、人事院勧告等もございまして、労働基準法の改正が今議論されております。そこで労働時間四十時間への短縮という問題が取り組まれております。

そういうことで、完全週休二日制をやる場合には金融機関が先陣を切るのはいじやないか。今までですと、いや後の方がいいんだということがあったのですけれども、今までやられてきた経

過を見ますと、昭和五十八年八月に第二土曜日が休業になったのです。閉店になりました。それから三年後の六十二年八月に第三土曜日も休業になったのです。単純なタイムスケジュールじゃないのですけれども、三年といえますと再来年の八月にまた三年後が訪れるわけですね。銀行局年報の五十八年のときの報告書を見ますと、そのときは非常に消極的な表現がありまして、懸念されているのです。信用秩序が混乱するだとかいろいろの問題で果たして土曜休業がいいかどうか心配があるというのを記述されていたのです。六十二年になりまして、割と順調にいったというふうな記述に変わります。そして混乱もないということがあります。実は六十二年八月に第三土曜日が休業になる一年前に、これはこの委員会の問題でもあるのですが、五月三十日に大蔵委員会に設けられた金融機関の週休二日制に関する小委員会が実に二年半ぶりに再開されたといふのであります。六月十九日に決議しているのです。

金融機関の週休二日制に関する件

労働時間の短縮は、世界の趨勢であるばかりでなく、貿易摩擦の軽減にも資するものであり、現在、実施の気運が出てきている金融機関の週休二日制の当面一日の増加について、円滑かつ速やかに実施できるよう、政府は最善の努力を行うべきである。

これが六十年六月十九日に当委員会の小委員会で決議されて、一年後の六十二年八月から第三土曜日も休業になった。あと残るのは第一と第四土曜日があつたわけですが、もう本当に一步だ、もう一步踏み切れば完全週休二日制ができるわけですね。そういう状況だと思っております。そして、月初めと月末という商取引の中の慣習があるわけですから、やはり完全にやるのがいいのじやないか。金融等の国際化等を踏まえまして、金融機関がその先陣を切って完全週休二日制への方向を明確にしてもいいのじやないかと思っております。またそういう必要があろうと思っております。

も、これは大臣の見解を伺いたいと思っております。

○宮澤国務大臣 御指摘のように昨年八月に第三土曜日を加えたので二日になったわけでございますが、金融機関の週休二日制の拡大というのはやはり時代の流れと考えるべきことかと思っております。したがって、これからさらにこれを拡大してまいりますためには、金融機関自身のコンセンサスの問題もございまして、お客様、つまり国民あるいは企業等の理解というものがどうしてもこれに先立つ必要がありまして、そういう環境整備をやりながら一層の拡大に努力いたすべきものと考えております。

○早川委員 これは委員長へお願いになるのですけれども、当委員会においても金融機関の週休二日制について前向きに取り組むように、一日も早く実現できるような決議が採択できるようぜひ取り計らっていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○池田委員長 午後一時四十五分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後一時四十八分開議

午後一時四十八分開議 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。日笠勝之君。

○日笠委員 まず、昨日各府県が大蔵省に六十三年度の予算の概算要求を提出し、締め切られたわけでございます。そのことにつきまして、まだ時期が早いのかもしれませんけれども、大蔵大臣に、今後の予算編成、どのような張りをつけて編成していきたいと考えておられるか、お聞きしたいと思っております。

○宮澤国務大臣 実は私まだ概算要求の締め切りの結果を聞いておりませんので正確に申し上げることができませんけれども、もともと概算基準の設定のときに幾つかの決定は既にいたしております。いわゆる例外となります項目は今までと同

様でございますから、そのような方針でやってまいることとさせていただきます。

殊に、例えば対外経済援助のようなものがございまして、そういう方針でやっていかなければと思っておりますが、それ以外でございまして、今回は投資的な経費のマイナスイメージをゼロにいたすというふうな考えをいたしますことと、NITの先般国会でお認めをいただきました法律に基づきまして社会資本整備のために売却代金を使うといったようなこともございまして、全体といたしまして、いわゆる内外から起こっております内需拡大の要請に財政もそれなり、苦しいございまして、一翼を担わなければならないということを考えております。

他方で、そうなりますと、しかし勢いその他の経常経費等々には全体のこととしてきつくなければならぬということに逆になりますので、その点に関係各府県の御理解を得ながらそういう方針で年末に向かひまして作業を進めてまいりたいと思っております。

○日笠委員 次は、一問一答形式で、理屈はよろしいですから、そうであるかだけちょっとお聞きしたいと思っております。

大蔵大臣は、新型といえはいいんですか、大型といえはいいんですか、間接税導入論者であるかどうか、これについてです。理屈はいいです。

○宮澤国務大臣 これはなかなか一問一答形式でまいりませんで、午前中にも申し上げておりましたが、所得税、法人税のやはり思い切った減税をいたしまして根本的な税制改正をいたしたい考えには変わりはないと思いますが、今の財政の事情から申しますと、やはり何かの財源、かなり大きなものを考えなければならぬというふうに思っております。

○日笠委員 大きなものというとはやはり大型間接税と私は理解いたします。

じゃあ次は、キャピタルゲイン課税論者であるかどうか。

○宮澤國務大臣 キャピタルゲインも所得でございまして本来課税せられるべきものである、行政上公平に公正に行えるような仕組みを、体制を整えましてだんだんそれに進んでいきたいと思っております。

○日笠委員 これも原則的にはキャピタルゲイン課税論者であるが私は理解いたします。

三つ目、総合課税論者であるかどうか。

○宮澤國務大臣 これは、理想はすべての所得が総合されて累進税率の適用を受けるというのが所得税の究極的な理想であろうと思ひます。

○日笠委員 一問一答の最後でございしますが、衆議院議長あつせんの中にも直間比率見直し云々という言葉がございしますが、直間比率見直しの前に、直接税の中のいわゆる不公平税制の見直しということは、それが先かどうか、どうですか。

○宮澤國務大臣 それはお互いに排除するものではございせんので、両方とも両立するものであらうと思ひます。

○日笠委員 じゃあ大蔵大臣の基本的なお考えを確認した上で、次の質問に移ります。

今回の所得税法の一部改正のいわゆる基本理念、これは那邊にあるや、お伺いをしたいと思ひます。基本理念。

○水野政府委員 今回所得税法改正を御提案申し上げておりますその基本的な視点といたしましては、給与所得者の所得税につきまして、サラリーマンの持つておられる重圧感、不公平感、こういったものをどのように解消し対処していくかというところが基本的な出発点でございします。

我が国の所得税それ自身、負担水準自身を考えますと、諸外国に比べて必ずしも高くないというか、むしろ低い部類に属するとも言えるわけでございしますが、しかし、所得税につきましては、サラリーマンの所得税を中心として、その減税の御要望は非常に強いわけでございします。それは、結局は、一つはそれが他の所得の種類と比べて不公平であるとか、あるいはその累進課税に際しましての負担の累増が厳しいということとございします。

とか、申告納税の方法が他の所得者と違う点があるとか、こういったものもその点が指摘される。そういった点を踏まえまして、所得税をゆがみのないと思ひますか、極力大半のサラリーマンの方に御支持を得られるような所得税に手直しをしていく、そのためにはどのような方策、改正方向が考えられるか、これが今回もろもろ御提案申し上げておる中の基本的な考えでございします。

○日笠委員 政府税調の抜本的見直しの基本理念としては、公平、公正、簡素、選択、活力、中立性、国際性、こういう視野からも配慮する、こうなっておりますが、今回のいわゆる税制改正はこれらに当てはまるんでしょうか。それともこういうものに行き着く前の一里塚、このように考えたいんですし、局長、どうですか。

○水野政府委員 理念といたしましては、お示しの公平、公正、簡素、活力、選択、こうした理念に基づきましてもろもろの改正を検討し御提案を申し上げたところでございしますが、今回の御提案によつてこれらの理念がすべて実現されているというところまでは必ずしも至っておりません。また多々あるかと思ひますが、そうした理念のもとの改革の第一歩と申しますか、とにかく踏み出したものであるというところは申し上げられようかと思ひます。

○日笠委員 そうすると全体像というものはいつごろ示すんですか。抜本税制改革の全体像、こういうものはいつごろから着手されますか。

○水野政府委員 この点につきましては、昭和六十年の九月に内閣総理大臣から今申し述べたような理念に基づいた税制改革のあり方につきまして諮問があつたわけでございまして、それを受けまして一応昨年の十月二十八日全体としての改革の方向につきまして答申が取りまとめられておりますのでございまして、私どもとしては一応あの姿が改革の全体像であるというふうに考えてはおるわけでございします。

○日笠委員 そうすると売上税もその中に入りますか、どうですか。

○水野政府委員 現在の個別間接税を中心とした我が国の間接税体系がこのままでいいということはないわけでございまして、とにかく間接税につきましては何かの見直しは要するわけでございします。また、昨年十月二十八日の答申もその点につきましてはいろいろな方向を示しているわけでございしますが、この点につきましては、この抜本答申は間接税につきまして具体的な三つの改革の方向が考えられるといたしておるところでございまして、その中の一つの方向として先般売上税を具体的に策定いたしました御提案したところでございしますが、その経緯につきましては御承知のとおりでございします。間接税と申しますか個別消費税、現行の個別消費税をとにかく近代化、合理化する必要がある。その方向、その具体的な内容等につきましては先ほど申し上げた十月二十八日の答申がその考え方であるというふうに考えておるわけでございします。

○日笠委員 今度の概算要求に伴ひまして、例えば運輸省からは通行税を廃止してもらいたいとか、また通産省の方からは石油税を値上げしたいとか、また、これは大蔵省の中でございましてしょうけれども、相続税の減税をしたい、いわゆる課税最低限を引き上げたい、こういう個別に各省庁担当の部署の権限の範囲の中でいろいろもろもろ打ち上げが行われておるわけですね。通行税を廃止、石油税は増税、相続税は最低額を上げるとか、こういうふうにはばらばらばらばら今言われておるようございします。これは明年度の税制改正ということで大蔵省早く取りまとめ国民に早く素案を示さないとい何となくばらばらに税制改正が行われるのではないか、抜本的というのではなくて個別、選択的な改正になるんじゃないかというふうにも思ひます。この点はいかがですか。

○水野政府委員 一応今申し上げましたように全体としての姿は昨年の抜本改正答申の中にあらわされておるわけでございします。その中の方向の一つをいたしまして今般この所得税法等の一部を

改正する法律案を御提案申し上げて御審議をお願いしておりますのでございまして、目下とにかくこの法案をこの国会で十分審議をお願いをするというのが現在の私どもの義務であると考えておるわけでございします。

昭和六十三年度税制改正の方向につきましては、この国会での御議論、それから国会に置かれております税制改革協議会の御討議も踏まえまして、年末までに財政全体の中で具体的に考えてまいるべき点でございしますが、現時点におきましては、とにかくこの国会、この法案につきまして御審議をお尽くし願うということと目下は終始してゐるところでございします。

○日笠委員 じゃあ、この審議が済んだ後、年末までにお考えになるということとございしますが、その点について二つほどお聞きしたいと思ひますが、最近の週刊誌によりまして、いよいよ大蔵省の逆襲が始まるということで、アメリカ型の小売売上税を導入しようか云々というような話がございしますが、いわゆる大型間接税については、この当面は、どんな形に変えるにせよ、六十三年度改正案には出てこない、このように理解してよろしいでしょうか。

○水野政府委員 現在の我が国の個別消費税がもろもろのゆがみを生じており、これの基本的な見直しを要するといった点につきましては、先ほど申し述べたとおりでございまして、その検討が昨年の抜本改正答申におきましてもる述べられてゐるところでございします。その中におきましては具体的な三つの類型の方向が示唆されておるわけでございまして、その中の一つとして売上税をまとめて御提案したところでございしますが、それにつきましての先般通常国会以後の経緯等は御承知のとおりでございします。今後個別消費税体系を何らかの形で見直しをしていくということは避けて通れない点でございしますが、前国会からの国会での御議論の経緯、これは十分尊重して検討してまいらなければならないと思ひます。

○日笠委員 今回のマル優原則廃止も、装いを新たにしてお出でなされてございまして、原則的には前回の少額貯蓄非課税制度の廃止というのとはとんと一絡なわけではございません。一部例外ができたということで我々は理解しておるわけではございます。

先ほどおっしゃったように三つの類型がある。あと二つ残っておるわけではございます。それからまた、その三つの類型以外に、アメリカ型の小売売上税というものをいよいよ導入をしていくんではないかというふうな話もちょうど出ておるわけではございますが、それはわからないわけでは、まだ、特に小売売上税についてはどうですか。

○水野政府委員 前回の基本的な方向の中での三つの類型としては、端的には小売売上税というものは入ってはいなかったわけではございますが、第二の類型といたしましての方式のもの、これはある意味ではアメリカの小売売上税等に通ずるものでもあろうかという見方もできるわけではございます。しかしながら、いずれにいたしまして、間接税の今後の基本的な方向につきましては、国会の御議論、税制改革協議会における御検討を踏まえて年末までに、来年度税制改革をどうするか、あるいはそれ以後の税制改正をどうするかを慎重に検討してまいりて今後この方式のものを検討していくんだということを申し上げられる段階にはまだないわけではございます。

○日笠委員 申し上げられる段階ではないということ、そういうこともあり得るというふうに理解できるわけですから、本当ははつきりと、そういうことはない、アメリカ型の小売売上税を導入するつもりはないというふうに明言していただければ一番いいわけではございませんか。

間接税ということでございますが、酒税でございますが、今回の一部改正等には、たばこ消費税の件は若干延長ということで出てますが、お酒の税金は出てこないわけではございます。これはパネルディスカッションは今どうなっていますか。

○水野政府委員 一応パネルにおきましては検討と申しますか会合は終わりました、現在その報告書の取りまとめが行われている段階であるというふうな聞いておるところでございます。

○日笠委員 前回も、酒税も関税は下げる、そして従価税を従量税に移行する。これは、もちろん売上税が絡んでくるわけではございますが、今回の税制改正では売上税絡みは出さないという原則でございますが、しかしいかにせん、そういうEC諸国からもこの酒税については強い強い改正が望まれているわけではございます。私も本年一月にヨーロッパへ税制調査に行きましたときに、ECの欧州酒類製造業協会の会長さんも事務局長さんも、酒税の税制改正に日本は前向きに取り組んでくださいとありがとうというお礼も言われたわけではございますけれども、今後、来年の税制改正へ向けて酒税の税制改正は当然考えられるわけでは、そのパネルの結果も出るわけではございますので、その辺を見比べながら六十三年度税制改正には酒税の大幅な改正も十分考えていく、こういうことではどうか。いかがですか。

○水野政府委員 現在の個別消費税につきましては、もろもろの問題があるところでございますが、酒税につきましても、ただいまお話ししたヨーロッパ・EC諸国からの指摘、アメリカからの問題の提起、もろもろの問題が挙げられているところでございまして、そうした点も踏まえ、それから売上税を間接税の中核としてこれを導入するといった点を考えまして、前国会におきましては、そうした点を前提といたしまして従価税率の廃止、従量税率の調整といったことを盛り込んだ酒税法の改正法案を御提案申し上げたところでございまして、ただ、前国会におきましての経緯等もございまして、売上税関連法案は再提案はしないということ、今回の法案には、売上税に関連して酒税につきましてももろもろの措置を講じた従価税率の廃止、従量税率の調整等は盛り込んでいないところではございます。

こうした背景を持って検討いたしました酒税法

の改正でございますので、次の通常国会等におきましてこの点につきましてもどのように対処するかはいろいろ難しい点があるわけではございますけれども、今国会における御議論等を踏まえまして、年末までには、次回の段階といたしましてどのような改正を御提案申し上げるか、十分に検討をしてみたいと思うわけではございます。

○日笠委員 そうすると、次の税制改正、これまた入れるというところは、明言は避けられるわけでは、御議論を踏まえてということですね。では、大蔵大臣、ちょっとお聞きしますが、酒の中でも特にビールならビールをとりまして、今のビールの税率は小売価格の四八・八％、これは高いと思いませんか、それとも適当な税率だと思いませんか、安いかと思いませんか。

○宮澤国務大臣 ずっと長年やってまいりておりますので、消費者も何とか勘弁をしていただいております。○日笠委員 自民党の諸君の中にはビールを下げる会ができたというふうな聞いておるのですけれども、えらい話が違ふようではございますが、やはり直間比率でも、余りにも直接税に偏り過ぎて、見直さなければいけないということですね、直間比率。そうすると、ビールの酒税の中に占めるシェア、これは大変なものがございまして、

ちょっと説明しますと、ビールだけで年間一兆二千億円の税収です。年間八十億本でございまして、それだけで世界各國に比べまして、日本が四八・八％、その次に高いのはイギリスの三〇・五％ですね。日本の方が五〇％以上高い。あとアメリカとか西ドイツ、フランスは皆一〇％台でございまして、そしてまた、ビールの酒税の中に占める割合というものは、これは六一・三％ですが、一兆九千七百億円のうちの六一・三％がビールの税金でございまして、

こういうふうになりますと、直間比率見直し云々とおっしゃるならば、その酒税の中の余りにもビールだけに偏り過ぎておる、こういうふうなものも見直していかないといけないのではない

か、かように思うわけですが、どちらか御答弁を。

○宮澤国務大臣 楽しくビールを飲んで税金も出してくださるというので非常にいいのじゃないかと思うのでございます。この酒税をほかのものに割りかけるということになりますと、清酒でもう知れておりますし、ウイスキーはかなり高うございまして、しょうちゅうなんかではとてもどうにもなりませんから、これはどうしてもビールにならざるを得ないのでございまして。

○日笠委員 では、大蔵大臣は、ビールの今の税率は適当であると。これはちょっとよく耳をほじくってもう一遍確認しなければいけません。さすれば、国会でも再三附帯決議が出ております。例えば酒税負担格差の是正ということも言われておるわけでは、お酒の中でいろいろな税率の違いがあるとか、こういうのがちゃんと国会の附帯決議でなされておるわけでは、これは直せということでは、格差を是正しないといふことでは、何のために附帯決議をしたのか。政府はそういうものは一切認めない、こういうふうになると思ふのですが、大蔵大臣、これはもう一度聞いておかなければなりません。

○水野政府委員 御指摘のように、我が国の酒税につきましましては酒類間にかなりな格差のあることは確かでございます。今御指摘のように、ビールのように四八・八％といったものもあればしょうちゅうのように八％台のものもございまして、これはある意味ではこれまでの酒税の検討に際しましてそれぞれの消費の態様、生産の態様に応じてとってきた方向でございまして、御指摘のように現在のようないくつかの多様化の時代のものにおきましてはもう少し格差を縮小してもいいのではないかと御議論のあることは確かでございます。

そのやり方といたしましてはもろもろの方式もあろうかと思ふので、一概にビールを下げるというところだけの方向でもございせん、それは今後の酒税制度あるいは間接税制度全体の中で十

分検討させていただきます。今主税局長の申し上げたとおりでございます。

○日笠委員 大蔵大臣は、ほかのものを上げろ、こういふことでしょう。それで格差を是正する。それはおかしいわけではございませんから、世界各国でこれほど高いアルコールの、ビールとかそういうものに對しての税率はないというのは説明したとおりでございますから、やはり国際性ということとを考へてもバランスをとっていくのがしかるべきではないかと思ひます。

いづれにいたしましても、どうも大蔵大臣も主税局長もビール党じゃないようでございまして、この件については余り前向きな御答弁が生まれませんけれども、しかし、一つのものだけにそれだけの高い税率を強いるということは、先ほどから申し上げておりますように直間比率を見直しするの、私たちは結果論で直間比率が変わるのはい。しかし、意図的にビールだけ非常に高い税率をかけて、需要も多いということで、先ほど言いましたように全部の一九九千七百億円のうちの六％がビールだけの税金である。おまけに税率も四八・八％である。大衆飲料としてビールはもう國民になくはならない。物価統制のときといひましようか、オイルショックでこういうものの価格は統制するという中にビールは入っていたのですから、それはど大事な國民にとつての嗜好品です。そういう意味で、私は、かたくなな、自分の愛好がほかのお酒か何か知りませんけれども、やはりビールというものをもう一度見直して、国会での附帯決議でもありますように公平な格差を正すを願つていただきたい。これは主税局長に最後お聞きして、次に行きたいと思ひます。

○水野政府委員 そういふ意味におきまして、そうした点も一つの観点として売上税を酒類にもお願ひを、そういたしますとその分だけ酒類間の負担はある意味では均一化される面もあるわけでございますので、一部を売上税で置きかへ、その分だけ従量税率を調整するという点を織り込みま

した改正案を先般御提案したわけでございます。その後の経緯等も踏まえまして、今後なおよく検討いたしてまいりたいと思ひわけでございます。

○日笠委員 では、ビール談義はこれで終わります。暑い中でしたから一服の清涼剤と思つてやつたわけでございます。

では次に、減税について御質問いたします。その前に、減税のことにつきまして税制協議会で議長へ中間報告をいたしましたね。その中身でございますが、その報告によりますと、「一 減税についての議論の要約」という項目がございます。さらに「二 減税の諸点」という項目がございます。意見の一致を見ました。これは与野党の税制協議会でこれだけ意見の一致を見ましたといふものの二つ目に、「右の減税の実施に当たっては、恒久財源が確保されることが必要である。」というふうになつております。まず大蔵大臣に、この税制協議会の与野党一致の意見、これは最大限に尊重される意思があるのかどうか、これについていかがですか。税制協議会の与野党の一致というの尊重するかどうか。

○宮澤國務大臣 「税制改革協議会報告」に「減税についての議論の要約」「次の諸点については、意見の一致を見た。三つ書いてございます。そのとおりでございます。

○日笠委員 最大限に尊重するのですね。

○宮澤國務大臣 さようでございます。

○日笠委員 そうすると、午前中の議論をちょっとお聞きしておりますと、主税局長は、減税の財源、恒久財源としては厳しいものがある、やりくりしなければいけないといふような御答弁をされておりましたね。現実はどうなんですか。六十二年

度減税をしますが、これは恒久財源じゃなくほとんどのが剰余金ですね。来年六十三、六十四、六十五、直近の二、三年間、所得税減税分に見合った確たる恒久財源はあるのですか。どうですか。

○水野政府委員 ここにございますような厳密な意味での恒久財源は、今回の与野党お話し合いの中での御提案である一兆五千四百億円のものが、

厳密な意味で用意されておることからいたしますと、これは大変厳しい状況にあるといふことを申し上げておるわけでございます。

恒久財源、その二つの点についてでございますが、一つは、恒久財源の中心は利子課税の見直しでございます。これによりまして国税といたしましては一兆円弱のものがございまして、この点につきましても、これがまさに恒久的にこの制度を実施していった場合に五、六年後に実現されるという意味におきましては恒久財源でございますが、そういたしますと、六十三、六十四、六十五年におきましては、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の間の金額での財源確保の点につきましては充足されないわけでございます。

それから、利子課税が中心でございますが、それは一兆円弱でございますので、一兆五千億円という減税規模との対比におきましてはなお五千億の差があるわけでございます。この五千億円相当のものにつきましても、一部は有価証券取引税の見直しでございますとか、金融類似商品につきましても利子課税並みの扱いをさせていただくものでございまして、若干の増収を講じていただくとだいておるわけでございますが、一方、今回御提案申し上げております登録免許税の見直し、こうしたものにつきましても、当分の間の期限を切つての措置でございますので、これは厳密に申し上げると恒久財源と言へるかどうかわからないわけでございます。

そうしたもののひくるめまして利子課税と合わせますと何とか見合うものに達するわけでございますが、これは期限が来れば消えるものでございまして、ではその期限の到来したときにそれに変わる何らかの措置を講ずる必要がある、そういう意味におきまして、厳密に恒久財源が完全に見合っているかといふことでございまして、それは厳しい状況にあると申し上げておるわけでございます。

○日笠委員 五、六年後は何とか財源になるといふことですね。ということは、この前いただきました資料を見ますと、今度のマル優廃止によつて利子課税の増収は一兆六千六百六十億、平均利回りが四・一％といふことでございまして、これは五、六年後にはこの一兆六千億円以上の増収があるといふように見えていいのですか。

○水野政府委員 五、六年後に一兆六千億円が実現されるというふうな意味でございます。

○日笠委員 そうしますと、それにプラスして、今回、金融の類似商品の増収が七百億円ぐらいですか、これは合わせて約一兆六千八百億ぐらいですね。まだまだ足りないのじゃないですか。住民税、所得税減税は平年度ベースで二兆二千億円でしょう。そうするとどうしてもまだ約五千億足りないわけですね。ということは、恒久財源が確保されたといふふうには言えないのでしょうか。言えないのどうしてかという法案が出てくるのですか。先ほど大蔵大臣は最大限尊重するとおっしゃつて、与野党合意にもとるじゃありませんか、恒久財源が確保されてないのにこういう法案が出てくるというところは、どうですか。

○水野政府委員 私どもとして御提案申し上げたのは一兆三千億円でございます。この点につきましては、政府として御提案申し上げる際におきましては、この協議会の御趣旨も踏まえまして、ただいま御指摘の金融類似商品等を含めまして、平年度の何と見合うものとして御提案を申し上げたところでございます。

なお、一兆五千四百億円という点になりましての減税でございますと、これも恒久的な減税でございますので見合うものがどうかといふ点の御議論はございまして、この点につきましては、先ほどちょっと申し上げた登録免許税の見直しでございますとか個人の事業用資産の買いかへ、これも期限を持って御提案を申し上げている。こういったものは果たして厳密に恒久財源と言えるかといふことになりまして、難しい点はございますが、一応こうしたものもそういう財源としてカウントをさせていただきますだけ見合つておる。しかし、先ほどの協議会の報告にございました恒久財源をもつ

て減税を行うのだという精神を厳密に持つてまいりまうと、その点につきましてはやや厳しい点があるということを先ほど申し上げたところでございいます。

○日笠委員 言葉で言うとはからぬ。数字を言つてみて下さい。じゃ、登録免許税、それから事業用資産買いかへはどのぐらゐの増収を見込んでおるのですか。言葉で並べてもわかりません。数字はこれが幾ら、これが幾ら、それでちゃんと見合うかどうか検討しましょう。

○水野政府委員 登録免許税といたしましては約二千億あるわけでございます。買いかへの特例も約七百億でございますけれども、一方、こうしたものをカウントする以上は期限のある減収項目もカウントする必要があるわけでございます。その中で、そうしたものが、今般御提案申し上げております土地の譲渡所得課税の長短区分の問題、こうした増収項目と相殺いたしますと、おおよそ二千二百億円の程度のカウントはできるところでございます。

○日笠委員 さて、大臣、そうなるとどうなりますか。先ほど尊重されたと云ったけれども恒久財源は確保されていないのですか。やりくりするとか、時限的な立法ですから恒久財源とは言えないという主税局長の御答弁です。しかし、この与野党の意見の一致は、「減税の実施に当たっては、恒久財源が確保されることが必要である」と。我々はそうじゃなくてNTTの売却益を戻し税でもいいからやれとかいろいろの財源は言いましたけれども、それはその後の意見の一致を見なかったというところで対立したということが出ています。その中には、これを見てもらっていただけてますように、恒久財源ということにつきましては非常に与野党の意見の一致を見ない。見ていないのにこういふ法案が出てくる。また、与野党の幹事長・書記長会議で、先ほど局長は、一兆三千億円だったのをあちらの方で勝手に一兆五千四百億円にやってもらつて本当に

困っているんだというふうなことでございいます。大臣、これはどう見ればいいのですか、恒久財源が確保されていないのに一兆五千四百億円の減税をするというのでは。

○宮澤国務大臣 それは、この報告はなかなかよく書いてございまして、確かに、「右の減税の実施に当たっては、恒久財源が確保されることが必要である」とございいます。その次に、「昭和六十二年において、減税を先行実施する」と書いてあるのです。この「先行実施する」というのは、恐らく、まあともかくやれ、こういうことでございいます。ですから、「恒久財源が確保されることが必要である」と。本当に私どもは必要だと思つて、減税を先行実施する。とございいますから、六十二年度はともかくやはり減税が大事なんだ、そこで先行実施、こう言われたと私どもは考えておるわけでございます。

○日笠委員 それはそうですよ。だから、六十二年度は足らぬことはわかつておるのです。だけれども、恒久財源がいつかの時点で確保されなくてはいかぬわけでしょう。そうでしょう。いつかの時点で、それはどうなるのですか。その先の項目は飛ばして突然そこに来られるとおかしなことになるので、いつかは確保されなければいかぬですよ。

○宮澤国務大臣 まさしくもう、ちょっと立場がどうなりましたのかと思つて、本当にいつかは恒久財源が確保されないと困りますので、ただいまのところ、率直に申し上げますと、六十二年度は歳入剰余金もございいますからともかく何とか何とかやつてまいります。それで六十三年度になりますと、先ほどから御指摘のように、利子課税はまだちょぼちょぼでございいますから、いざ恒久財源になりますというふうにお答えすればいいようなものの、それはいわば永久平年度化でございまして、大分時間の先のことでございいます。でございいますから、六十三年度では、いわゆる自然増というものを考えない意味での減税、増

税ということでの恒久財源ということになります。……(日笠委員「自然増」と呼ぶ)いや、けさはどの御質問の中に、自然増なんというものは入れないんだ、こういうお話がございました。そのとおりだと思つてございいます。ですから、税法改正による減税、増税を六十三年度でびしとそこでマツチさせろということになりますと、それは実は、私どもも、どうしていいかというのを申し上げるだけのものを持つておりませ

一つは、それは税制改革協議会がこれからどういうふうな御審議をなさるかということがあるものでございいますので、それを推移を見守らせていただいております。でございいます。このままいきまして、六十三年度で恒久財源と減税とがマツチするかどうかといふことは、三年度自身でマツチするかどうかといふことは、たゞいまのところは、こうこういふことでございまして、御説明はちよつと申し上げにくいというのが本当のところではないかと思つてます。

○日笠委員 そうすると、何ともしつこいようですが、恒久財源が確保されていないのに減税をやつてしまふ、こういうことですね。与野党の意見の一致を見たというのですが、一致したものを無視する、こういうことですね。このとおり報告を見ますとそうですが。

○宮澤国務大臣 こういふ与野党の御一致がありましたので、ちゃんと六十三年度には恒久財源を明示したただけのであらう、こういうことでございいます。

○日笠委員 そうすると、これは与野党の税制協議会が示してくるのを待っているということですか。

…… だったら、委員長、私はここで申し上げておきますけれども、ならば大蔵委員会の存在価値はどこにあるのですか。大蔵委員会、この結論が決まらなう。一兆五千四百億円から一兆五千億、もう五十億何とか頭張つてくれ、マル優も原則廃止だけ

どももう少し残してくれと幾らここで大きな声を張り上げて言つたつて、時間がたつのを待つて、あと採決へ持ち込むだけじゃありませんか。こんなものはもう儀式、セレモニーですよ。

○宮澤国務大臣 いえ、六十二年においてはもう私どもは覚悟しておりますから、これはもう先行実施でございいます。六十三年度のことはまだ時間がございいますので、これから税制改革協議会が年末に向かひましてまた第十三回目から続行していただけてますから、その御審議を私どもが見守らしていただいております。こう申し上げておるのでございいます。これから年末までの時間のことでございいます。

○日笠委員 年末までにこの忙しいなか税制協議会が恒久財源が見つかると思ひませんね、その手品みたいなことは。

ですから、これはどうですか、委員長。委員長に私は申し上げますが、当大蔵委員会の中にそれなら財源小委員会とか減税小委員会とかこういふものを設けて、税制協議会だけに任せとおつたのじゃこれは大蔵委員会に何の存在価値もないわけでございますので、この点については後ほど理事会で前向きにひとつ、税制協議会に対抗するわけじゃない、税制協議会の後ろに位置してもよろしいから、小委員会をつくつて、我々大蔵委員会も何らかの、この減税額に少しでも貢献できる、税制改正に貢献できるようなものをしなければ、これは一方通行、言うだけ、こう思うのですが、委員長、どうですか。

○池田委員長 本委員会の運営の方法につきましては、本委員会に与えられました責務を十全に果たしていく、そういった観点から今後とも理事会等において検討してまいりたいと存じます。

○日笠委員 大蔵大臣、率直にお聞きしますが、もう一兆五千四百億円びた一文減税額はふやすことはできませんか。

○宮澤国務大臣 これはいづれにいたしまして国会の、あるいは当委員会の修正によつてお決めたこととございいます。八月二十六日のい

ろいろ御討議のございましたこと、もう私どもとしてはこれをどうやら実現できるかといろいろ苦慮をいたしておりますので、その辺のところをどうぞ十分お酌み取りをいただきたいと思います。

○日笠委員　そうすると、大臣、この一兆五千四百億圓はこれ以上御無理だとお呑み取りください。ならば、その一兆五千四百億圓という金額は動かさずに実質的にさらに減税になる方法はないのか。いいですね。

これは一つは医療費控除でございます。これは主税局長どうですか。医療控除を今回五万が十万円に足切りで上げるわけですね。そうすると幾らもの増収になるのですか。五万円を十万円に上げた場合幾らの増収になりますか。

○水野政府委員 これは増収を期待しこれをもって減税財源に充てるというための改正ではございませんので、これでもって増収額というのは当たらないわけですが、この改正によりまして百億円程度の増収にはなる計算をしておるところでございます。

○日笠委員　百億円の一応増収にはなるわけですね。そうすると、これは大臣、一兆五千四百億円の所得税の減税のこれはカウント外ですよ。そうですね、主税局長。百億円という数は一兆五千四百億円の減税額のカウント外でしょう。

○水野政府委員 カウント外でございます。

○日笠委員　そうすると、大蔵大臣、どうでしょうか、足切り五万円を十万円、これを据え置いたらどうでしょうか。実質減税みたいなものですよ。本当は百億円の増収が見込まれておるのを据え置きにすればともてすから、これは百億円減税したのと同じですね。そうすると我々大蔵委員会も面目立ちますよ。頑張ったおかげで一兆五千四百億円の所得税減税、さらに医療費が据え置きになったから、本来ならば百億円余分に取られるべきものがそれだけ取られないということは、実質減税みたいなものじゃありませんか。こういう方法で、与野党幹事長・書記長の皆さんには、一兆五千四百億円、これ以上ふやしませんでし

た、しかし医療費控除の五万を十万、これはもうやめまして据え置きにいたします、これは修正のできるわけですね。大臣、どうですか。

○水野政府委員 この金額は昭和五十年に決められたものでございまして、当時の医療費の支出が三万から四万円程度でございましたとき、この一般的な医療費支出水準に合わせまして五万円というふうに決めさせていただいたわけでございします。現在は平均して八万円程度の支出状況でございします。この医療費控除は、一般的な支出水準のものにつきましては課税最低限等で対処していただくこととしたしまして、一般的な支出水準以上のものにつきましては医療費控除でもって対処するという趣旨でございします。そうしたところからいたしますと、昭和五十年以降の医療費支出の水準あるいは各家計の実収入の水準等からいたしまして、今回別にこれでもって増収を図るとか増税ということでございしませんで、その間の情勢の推移に調整をさせていただいているということでございします。

昭和五十年当時におきましてはこれによりまして二十四万人程度の医療費控除の適用者がございましたが、現在ではこれが百八万人程度となっておりますわけでございまして、こうした点から考えますとこの医療費控除の水準としてはややいかがなものか。この制度の趣旨からいたしますとこれはこれでぜひ是正をさせていただきたい。これが昨年末の税制調査会の答申の方向にもございますわけでございますし、また私どももいたしして、こうした状況からいたしましたこの点は一般減税の問題とは切り離しまして御提案を申し上げ、お願いをしているところでございます。

○日笠委員　局長のおっしゃることはおっしゃることでそれはよくわかるのですが、私が今申し上げているのは、この大蔵委員会でこれだけ長時間かけて審議をして、もう与野党幹事長・書記長会談で一兆五千四百億円になってしまった、そこから先幾らここで論議してもびた一文何も上積みもできない、マル優の存続もできない、これじやも

○宮澤國務大臣 与野党の幹事長・書記長会談が何度か行われまして、八月七日に自民党の幹事長がある四項目でございませうかの御提言を申し上げ、また八月二十六日にも御議論があつた、ここに至ります間に実はいろいろな案が事実問題といひまして与野党間で御議論、御検討になつておる様に承知いたしております、その結果としてこの四つの問題が残つてきたというような経緯でございまして、等私どもも考えておりますものですから、これにつきましてはどうかこれでひとつ、これも実は柔なことでございませんですけれども、こまごまのことで国会の御意思が決まれば、これはもう何とかしてそのためのやりくりを考えなければならぬ、これが限度のように存じております。

○日笠委員 これも委員長にお願いいたしますが、後ほど理事会でぜひそういう医療費控除は現行据え置きということとつ与野党の理事さんの間でよくもんでいただきたい、そしてしかるべき結論を出して、大蔵省の方に申し出をし、修正をいたしていただきたい、かように思いますが、委員長、どうですか。

○池田委員長 これまでの諸般の事情あるいは経緯を十分踏まえまして理事会において協議してまいります。

○日笠委員　ぜひひとつ大蔵大臣、一兆五千四百億圓びた一文も上積みできないということでごさ

いますので、これは不平不満でございますけれども、医療費控除だけは据え置きますと実質百億円の減税になるわけでございますから、鳩と頭に入っておりますのでございと思います。

それから、医療費が出ましたので、医療費控除について、国税庁の方ですか、何点か伺いた
いと思います。

先ほこ一世帯の平均の医療費は八万三千円ぐら
いと御答弁にございました。それで、今度五万を
十万にするということは先ほど言ったとおり掘え
置きにしてもらいたいわけでございますが、二十
四万から百八万ですかの医療費控除の申告者がい
るということで、自主申告というものの、税金につ
いての知識がそれだけ広がったとも言えるわけで
ございます。そういう方々をばつさり切るのも大
変忍びないということもございます。それともう
一点は、病気になる前から、けがをしてから病院
に行くというのは医療費が非常に高くつくわけで
ございます。しょっぱなに私が申し上げましたよ
うに、来年度予算の概算要求がもう締め切られま
したけれども、国立大学の授業料値上げは必至、
医療費削減これまた必至と言われておるわけでも
ございますので、一つ御提案申し上げます。

それはどういう提案かと申しますと、B型肝炎のウイルスキャリア、これは一説によりますと全国で三百万人ぐらいいると言われております。このB型肝炎は伝染力が非常に強烈でございまして、御存じのとおりいろいろな医療機関においても、手術中だとか注射をしているときに間違つてけがをしたというようなことで死亡者もたくさん出ておる。こういうことで、国立の病院関係については、ワクチン接種で一人二万円お金が要るわけでございますが、来年度二万人で四億円ぐらい予算を要求すると聞いております。ところが一番危ないのは家族です。一人に三人の家族として、三百万人なら九百万人ぐらゐは危ないわけです。これはワクチン接種に一人二万円お金がかかるそうでございますが、B型肝炎のワクチン接種は医療費控除で認められないのか。健康保険の方では

○日向政府委員　まず初めの現行医療費控除の還付申告件数はどのくらいかというお尋ねでございますが、医療費控除に係ります還付申告件数につきましては、医療費控除を主たる理由とするものので拾い上げてみまして、各年の三月三十一日現在において、二、三年分申し上げますと、直近の六十年分は百四十三万人、六十年分は百三十八万十一人、五十九年分は百六万人という状況でございます。これはサンプルによる推計の数字でございます。

○日笠委員　ワクチンもいろいろございまして、
今度は子供のワクチンでございますが、百日ぜ

○日向政府委員 施行令の話につきましては、これは主税局の所管でございますから私の立場では言うことはできませんが、今委員御指摘の百日程の予防等につきましても、通達上の扱いとして、今私がB型肝炎のときに申し上げましたような扱いと同様な取り扱いをしてまいりたい、かように考えております。

○日笠委員　しかし、通達上でとなると、これは検討してもだめというふうになる可能性の方が強いわけです。だから、これは本当に前向きの前向

○水野政府委員　医療費控除の趣旨は、通常の医療費支出でございましたら、医療費以外のものもろの家計の支出がございましたが、そうした通常の支出の水準のものは、一般的な人的控除、その集積としての課税最低限でもって対処させていただく、その中で通常の支出を異常に超えるようなものについては、その方の担税力が減殺されるわけでございますから、医療費控除として特段の控除を行方という趣旨でございます。そういたしますと、予防のためのもろの措置が一般的になさると、予防のことでございまして、それがその方のものであるということでございます、それがその方のものであるとして該当するのかどうかという点につきましては、その本来の性格からするとなかなか難しい点があるのではないかと思うわけでございますが、御指摘の点は十分よく勉強はさせていただきます。しかしこの趣旨からいたしますと、そうしたものがごういう特別の所得控除としてなじむかどうかはかなり疑問ではないかと考える次第でございいます。

○宮澤國務大臣　少し事務当局に検討をさせてみますので、時間をちょうだいしたいと思ひます。

○日笠委員 事務当局の方に検討していただくと
いうことでございますから、大臣にそういうふう
におっしゃっていただいたのですから、まさか後

水野政府委員 この制度に古くは大正九年から始まっており、具体的には昭和十六年の国民貯蓄組合、昭和三十八年度のマル優制度につながっているものでございます。

く使用できる、そういたしますと結果的にそういう枠を使い切ることのできる高額所得者はどよりいく多く受益している実情にあるのではないか、これが第三点でございます。第四点としては、戦時中の消費購買力の吸収、戦後の経済復興期におきましてところの資本蓄積、こうした時代とは違いました、貯蓄奨励ということで一律的に政策的な減税を

措置を講ずる必要はいかがか、これが次の点でございします。それから、よく言われます、現在の制度はかなり複雑でございしますので不正利用が少なからず見られるところでございします。そうした点への対処ということ、これが第五点と申しますか、列挙をいたしますればこういう物の言い方に

なろうかと思ひます。

○日笠委員 本当は、マル優はやはり残すという立場で私は一つ一つ反論したいのですけれども、時間の関係で一つ二つちょっとお聞きしたいと思っています。

先ほど三番目の中で、一人九百万、四人家族ですと三千六百万ですが、そういうふうには世帯人数が多ければ多いほどいわゆる使える金額も多くなっている、こうおっしゃいましたね。じゃお聞きしますけれども、子供の名前でもし三百万円郵便貯金なら郵便貯金を持っている。この場合は、毎年五十万九百万までなら贈与税はかかりませんが、一挙に三百万やった場合、これは贈与税の対象になるのじゃないですか、どうですか。

○水野政府委員 一年の間に三百万贈与されたら贈与税がかかってまいります。

○日笠委員　そうしたら、六十万以上は贈与税で
すね。そういうふうなことで、おっしゃいました
ように、例えば一家で三千六百万あるというよう
な家庭で、じやだれが子供に与え、おじいちゃ
ん、おばあちゃんに与えてそうになっているのかと
いうことを調査したことがありますか。それによ
って、どれだけの贈与税だということでの税収
がふえたんですか。

○水野政府委員　そうしたマル優ないしは源泉所得税の調査一般の問題として、資料等を通じそうした事態があれば、贈与税の申告漏れとしてお願いをしているところでございます。

○日笠委員　だから、調査したことがあるのか。あれば、それだけでどのくらい税収が上がったのか。調査もしてなくて、四人家族で三千六百万のような高額のものがあってどうのこうのというのは理屈だけでありまして、実体はないわけでしょう。例えば、どこかの金融機関なら金融機関だけでも調査をしたことがあるのかどうか、どうですか。

○日向政府委員 贈与税につきましてそれなりの調査をしておると思いますが、ただいま突然のお尋ねでございますので、具体的に三百万円の問題

につきましてどの程度贈与税の調査事績の中でわかるかについては、よく調べた上で後で御答弁申し上げます。

○日笠委員　恐らくそういうことで調査してない。調査してない、実体がないのに、推測で四人家族なら三千六百万からの多額の資産があり、預貯金があつて、それに対して課税されぬのはおかしいというのは理屈にならぬということですね。ですから、後で調査をした、しない、したならばどれだけの人をしてどれだけの税収が上がつたか、これをいただかないと局長が言われた三番目は認められないということになってきますね。

それから、戦時中どうのこうのと言われましたけれども、戦時中のことはいっぱいあるわけですよ。入場税だって、戦費調達のためにできた税金じやありませんか。酒税だって、戦費調達のためにつくった税金制度ですよ。そんなこと言うんでしたら、入場税も酒税も全部改めなければいかぬということになってきますね。

〔委員長退席、大品委員長代り着席〕
戦時中ということであればそういうことになるわけですが、そのように政策でしむけてきたわけでしょう。預金をするように、ストックをするように、国が政策的に、法律的にしむけてきたわけでしょう。それを、今これだけの膨大な、非課税利子だけで十五兆何千億円であります、それは不公平でございます、これはだまし討ちじゃありませんか。一生懸命国民も政策にのっとって貯金をしなければいけないとやってきた、ある日突然、

これはもう悪い制度ですから改めます、これだといふ。これをいつまで信用すればいいんだらうか。やれやれ、頑張れ、九百万までは無税だ、無税だ、一生懸命やってきた、そうしたら今度はストックが多くなり過ぎましたから、課税ベースに外れてはまづいので課税します、これはだまし討ちと言ふんじゃないですか。

あるとかいろいろな面で日本の国の発展のために

生きてくるんだからと、私たちは子供のころそう教えられましたよ。学校において子供貯金で、少ない金額を持っていたのは貯金をしてきました。そうやって学んできたわけであります。それを今になって、これだけの膨大なストックがたまったのではこれおかしい、ばっさり切ろう、これでは国をどこまで信用すればいいんだろうか。やれ

ばやつたで、ある程度の実績ができた、今度はばつさりと切られる、こういうふうになるわけですが、この点、恐らく国民の率直な疑問というものは、そうやって国を信頼して、将来のために、年金のために、住宅のためにいうことで貯金をしてきた、預金をしてきただ、マル優を残せと言う人は七〇％も八〇％もいるわけですから、それを、余りにも膨大な非課税の利子がある、これはおかしい、ばつさり切る。それはほんの一部残すのですよ、二千、三百万人ですか。これではどこを、だれを信用して国の政策にのっとって国民はやっていけばいいのか、これだけちよつとお答えください。

「大島委員長代理退席、委員長着席」

○水野政府委員 税制上の優遇措置と申しますか、特例措置も、その時代その時代の社会経済情勢に應じた措置としてお願いをしているところでございまして、背景となる社会経済情勢が変わればまた政策措置の重点はほかの方に移していくということが税制当局としては必要ではないかと思つたわけでございます。

す。

○日笠委員 私は、それについては納得できません。ドラスチックな改革をやるならば、同僚議員も提案しました一店舗、一種類、五百万なら五百万ということにまずして、それから今回のようにやるというような中途経過があってもいいと思いますね。まさにこれはドラスチック過ぎますよ。そういうことでございます。

次は、極端な例ですが、いわゆる義務教育、小学校、中学校ぐらいの子供がお父さん、お母さんからお年玉をもらつてためた、恐らく五万とかか七、八万の預貯金、定期があつたとしますね、これも課税するのですか。

○水野政府委員　こども銀行のものでございまして、引き続きこれは非課税でございます。それが従来のマル優制度にのっとったものでございましたならば、それは課税をさせていただくということでございます。

○日笠委員　私の子供が今何か五万か六万あるのだそうですが、とんでもないと怒っていました。何か取られる利子で、一月分の自分の小遣い分だそうですよ。だから、子供の本当に少額の預貯金まで利子を取るといふのは、先ほど同僚議員も後ろの方で血も涙もないと言っておりましたが、私もそう思いますね。

それからもう一つは、障害者を持った親御さんですね。この親御さんが、六十五歳以上でもない、いわゆる寡婦でもない、それからまた身体障害者でもない場合、しかし子供は障害者だ、何といてもやはり将来の経済的なことが心配なわけですよ。そのために、親御さんが一生懸命貯金をしてきているものもあるのです。自分が死んだ

後、このお金でせめて子供が何とか経済的な意味では社会の非難も受けずに生活できますようにというところで一生懸命貯金をしてきた。しかし、これでも課税されますね。親御さんの貯金ですよ。

○水野政府委員　今回、引き続きまして非課税扱いを継続させていただきます範囲につきましましては、御指摘のように老人、母子家庭、身体障害者

けでございます。これについては、不公平がますます助長されるという意味では私は大変に疑問に思うわけでございますが、いかがですか。

○水野政府委員 お金持ちあるいは高額の貯蓄を持つておられる方が有利であるという点につきましては、恐らく現在三五%の源泉選択課税を行つておられる方、あるいは高い税率でもつて総合申告をしておられる方のお話であらうかと思うわけでございますが、現在の三五%の源泉選択課税の利用の実態を見ますと、これは所得階層にかかわらずなくと申しますか、かなり低所得者から高額所得者までまんべんなく利用されておるといふのが実態でございますので、高額所得者だけがこれによつて負担が下がるということは必ずしも当たらないのではないかと考えておるわけでございます。

また、非常に高額な貯蓄を持つておられる方々はまさに、先ほどの贈与税の問題はございますけれども、家族お一人九百万円までフルに現在使つておられてそれが九々非課税であるということからしますと、そうした貯蓄利子につきましては二〇%の御負担はかかるわけでございますか。それから、むしろ負担増加となるのはそうした高額な貯蓄者であるとも言えようかと思うわけでございます。

また、高額な貯蓄者、資産家は、三五%をお使いになる前に一六%の割引債等を御活用になつてゐる場合も多かろうと思ひますので、今回の利子課税の改正がお金持ち、高額貯蓄者に有利であるといふのは、必ずしも当たらないのではないかと私もは考へておるところでございます。

○日笠委員 それはマル優のことだけれども、私が言つたのは、最高税率が六〇%にも下がり、有価証券取引税も下がるのでしよう。トータルして言つておるわけですよ。だから、トリプル減税だと言つておるわけですよ。

では、ちょっと計算できかねるかと思ひますが、具体的に聞きます。例えば今、銀行それから郵便局に五千万円していた人、マル優が九百

万適用を受けている。この人は今度の税制改正で減税になるのですか増税になるのですか。今、特定の理由づけをしているわけですよ。五千万円ぐらゐ郵便局なり銀行に預貯金をしている人で、ちやんと九百万円までのマル優は適用を受けて、あとの四千万円は三五%払っているとした場合、これは減税になると思いますか、増税になると思いますか。

○水野政府委員　五千万円の金融資産をお持ちになり、そのうち四人家族で三千六百万円は非課税貯蓄をお使いになり、その余につきましては、この例で申しますと、源泉選択をお使いになっているという方でございますと、現時点におきましてはその方の税金は二十四万五千元でございますが、これは源泉選択の分でございます。今回全体が、非課税貯蓄分が課税されるといたしますと五十万円の御負担になり、その差額二十五万五千元が、差し引き御負担増になるという計算に相なろうかと思うわけでございます。

○日笠委員　だから、問題の設定が違うのです。一人が五千万円持つていて、九百万円までのマル優適用を受けていた場合、あとの四千万円は三五%払っていた場合ですよ。どうなりますか、簡単に。増税か減税かわかるでしょう。減税になるんですよ、減税でしょう。計算はいいですよ、幾らという金額は。減税でしょう。いや、局長、金額はいいですよ、計算機は出さなくても。

例えば、お年寄りでひとり者であつて五千万円の預貯金があつた、九百万円まではマル優適用を受けた、あと四千万円は普通の何とか銀行に一千万とか何とか信託に二万とかやっていた場合、これは減税でしょう。金額はいいですよ、さつと出ませんか。考えたつてわかるでしょう。

では、計算をしてださっているから。そんな難しくない。要は増税になるか減税になるかだけなんです。これは減税になるはずですよ、私が計算しますと。だから、金持ちほど減税になる。最高税率は六〇%に下がっちゃつてありがたい。それから有価証券取引税も下がる。有価証券取引も、午前

中国債譲渡員かやられたそうでございまして、私も省きますけれども、お金持ちほど有価証券保有率が高いんですね。そうでしたらね。お金持ちほど有価証券を持つている方が、金額が多い。そういうことになれば、もう本当に金持ちの鼻歌が聞こえてくるという、これはもう言えると思うのです。

局長、ちょっとお聞きしますけれども、今度のマル優の原則廃止になりましたらば一兆六千億圓ほど増税になる、こういうことでしたらね。一兆六千六百六十億、データをもらいました。ところが、二千七百億圓減税になるところがありますね。源泉分離課税によって減収です。これはどういう人が対象なんですか。二千七百億圓減税になる人は、どういう方が対象なんですか。

○水野政府委員 先ほどの五千万円でお一人という場合には、恐らく目の子では二十万円ぐらいの減税になるうかと思いますが、この点につきましては先ほど申し上げましたように、こうした方が即三五%を用いておられたのか、一六%という源泉分離課税が適用になる割引債もあるわけでございますから、そういう方につきましては一六%が、今回一八%になるといふこともございますから、そうしたケースでは負担の増加になる。いろいろなケースがあるうかと思うわけでございます。

それから、一兆六千億圓の全体としての増収でございしますが、御指摘のように源泉分離課税三五%を適用しておられた方の分につきましては、その分は一律二〇%、国一五、地方五で、一兆六千億の中ではその分だけ減収になるわけでございますが、この点につきましては先ほど申し上げましたように、源泉選択課税の利用の実態等からいたしたとすれば、それは比較的所得水準とはかわりななく上下に分布しているようでございますので、そうした方の分がお金持ちだけの負担減と申しますか、収入減になっているとも言えないのではないかと考えておるところでございます。

○日笠委員 時間がありませんので、最後ちょっと急いで。――労働省さんに来ていただいておりまうか。

財形のことを実はもう少し詳しくやりたかったわけですが、一般財形でございまして、これを今年年金と住宅については五百万円までは非課税ということになるわけでございます。一定の要件、一定の条件のもとにシフトできるわけですね。今、一般財形をやっている人が住宅財形、年金財形にシフトする場合の一定の要件が要るというふうにあるのですが、一定の要件というのはいくつかある要件ですか。

○渡邊説明員 提案しております財形法案では、一定の要件のもとに一般財形から年金と住宅に切りかえることができるというふうにしてございまして、この一定の要件につきましては、まず引き続き行なうことができる期間についてでございますが、これを御提案の案では本年の十月一日から来年の、六十三年の六月末日までということにしてあります。

第二点は、引き続き行なうことができる額でございますが、これを本年十二月末日の残高を限度とするというふうにしておりまして、こういった点が主な点でございます。

○日笠委員 そうしますと、そういうふうなシフトができるわけですが、駆け込み加入ではございませんが、今自分の会社にある、天引きだ、今一万円ぐらいいしやうかというところで、また住宅形だから年金にしようかというところで、また住宅でもよろしい、住みかえということもできるわけですから、一挙に二十万円ぐらいいやっちゃう、半年。これはできるのですか、一挙に二十万。給料が二十万、二十万全部でもいいのです。それで半年済んだら、今のマル優を取り崩して使って半年済んだら、一定の要件の期間が過ぎましたら、今度はもとどおり一万円に戻す。これはシフトできるのですか。これはいいですか、これで。

○渡邊説明員 財形貯蓄は給与からの天引き貯蓄ということでございますから、これを契約の変更によりまして、例えば毎月の積立額をふやすということは可能でございます。

○日笠委員 ということなんです。だから、私もしサラリーマンなら、給料が四十万あったと

しましうか、今から来年の三月三十一日まで何カ月間、全部給料を一般財形の年金やっちゃうんです、シフトするのです。それでマル優を取り崩すのですよ、五百万円までは無税ですから。これはちょっと問題があると思ひますよ、隘路がある。これは研究してください。

それからもう一つ最後、労働者さん、加入の問題でございます。これは御存じのように、非常に中小零細企業商店の方々は加入率も悪うございまして、サラリーマンの納税者が三千八百万という中で一千七百万人しかまだ入っておりません。二千万人はまだ入っておりません。そういうことから見ると、非常にまだ加入率を促進していかねばいけない、こういうふうに思ひうわけですね。

御承知のとおり、今いろいろと検討して下さっているようでございまして、「中小企業生涯福祉のあり方に関する研究会報告書」というのが先日出ました。これを見ましても、財産形成が重要であるということ、これらを網羅したメニューの整備が必要である、このように言われておるわけでございますが、特にそういう零細企業商店にお勤めの方々の加入率をどうやって促進するかという点についてのお考えが何かございましてか。

○渡邊説明員 この財形貯蓄の制度は長期的、計画的貯蓄ということでございますから、中小企業、特に零細企業におきましては、従来なかなかじめないという面があったかと思ひます。

今回の改正案では、転職をされまして、取扱金融機関が前後で異なるという場合にも、財形貯蓄は引き継ぐというふうな措置を講じておりますので、今後は中小企業でも利用しやすい制度になるというふうに考えております。また、本年度からは予算措置をもちまして、全国二百十の中小企業の集団を指定しまして、この集団に重点的に財形制度の普及をするということにしております。こういった措置を今後とも強めまして、また金融機関などの協力も得まして、今後中小、特に零細企業の普及を進めていきたいと考えております。

す。

○日向政府委員 ちょっと先ほどのことで……。

親が子供に贈与をいたしまして三百万円のマル優をつくった場合、贈与税の課税についての程度調査するかどうかにつきましてのお尋ねでございますが、現在これを直接の目的として贈与税の調査をすることはしておりません。ただ、特殊な課税資料がありまして、これに関連して調査をすることはあります。したがって、その調査の件数及び税収等につきましてはいまはつかからではございません。御了解いただきたいと思ひます。

○日笠委員 最後に、医療費控除の件につきまして、私は、据え置き、現行どおりということにこれから理事会等で検討していただき、政府も、もしそういうふうに理事会でまことりましたら、このことについては前向きに検討し、実質百億円の減税ということをお願いを申し上げます。

以上で終わりたいと思ひます。

○池田委員長 沢田広君。

○沢田委員 大臣、今現在審議をいたしております法案は、政府が提案しております一兆三千億の提案であるというふうに理解をしてよろしいですね。

○水野政府委員 現時点におきまして御審議願っている私どもの御提案したものは、一兆三千億円のものでございます。

○沢田委員 私ども以外があるのですか。

○水野政府委員 本委員会に御提案されておるのは、現時点ではそれであると解釈しております。

○沢田委員 現時点以外にはあるということですか。

○宮澤國務大臣 そのものを御審議していただいている、それ以外のものはございません。

○沢田委員 そうすると、与野党で妥結をいたしました二千四百億に及ぶ減税の法案は、主として大蔵委員会に付託されるものと思ひますが、それは改めて審議をするというふうに理解をして、こ

れは議院が決めることでありますが、委員長としてはそういう判断のもとに今進めている、こう思つてよろしいですか。

○池田委員長 ただいま当委員会におきましては、政府から提案されました所得税法等の一部を改正する法律案を審議の対象とし、また税制全般について、いろいろ議員の各位から御質疑がされておるものと承知しております。

○沢田委員 一兆五千四百億の全体の減税の中において何をやるべきか、また国民の期待にこたえるものは何なのだろうか、議員諸公はそれを主として置いて議論をしてきておると思ひます。ですから、ここで、与野党の提案はプリントがありますが、提案者の席に着いて提案をしてもらう、野党の方にも提案があるならば提案してもらい、そして、一兆五千四百億の中身で議論をするというようにしなければ本場の議論にはならないと思ひます。今盛んに述べられておることも、皆一兆五千四百億を想定して議論をしているのです。これは提案者がいるはずですから、それを提案しない、二十一日から今日まで大蔵委員が九人も審議をしてきて、この二千四百億が化け物のように、何かわけのわからないままに、あるがごときなきがごとく、今大臣はこれが政府の提案であり、ほかにありませんと言っているのですから、そうすると与野党の妥結した二千四百億をだれかが提案しなければ、我々でなければ委員長が大蔵委員会に提案しなければそれは話にならない。この段階にまでも全然この問題が俎上にない、議論にならないということでは、今後の大蔵委員会の審議はできないと思ひます。これは、少なくとも委員長が議長の指揮下において運営をしている責任者として、この内容をこの段階においても放置をしているということ、国民に對して申しわけない。これは、速やかに提案できるように委員長から取り計らっていただきたい。それまで質問できません。

○池田委員長 沢田委員に申し上げます。本委員会に議案が提案されました場合には本委

員会において審議をいたします。現在、政府提案の所得税法等の一部を改正する法律案について審議を続けておるわけでございますので、質疑を続けていただきたいと思います。

ただいま御提議の件につきましては、可及的速やかに措置されるように理事会等でも相談してまいりたいと思存します。

○沢田委員 私がついていけるのは、一兆五千四百億の減税の中身を審議するためには、政府は一兆三千億の減税しか提案しておりません、そうすると、二千四百億に及ぶ減税の内容はだれが提案するのですかと、それはありません。だからそれは、議長のもとにまわったと野党の結論があります。それに基づいて現実に審議は進んでいくのですから、別に改めてやるというのならそれも一つの方法です。今一兆三千億だけ決めればいいのです。一兆五千四百億を議論するのならやはり総体的なものとして議論できるように、議案として提案してもらわなければ我々議論できません。それには政府・与党の幹事長であるとか、あるいはそれぞれ話し合ったものを現実に提案してもらってからでないと審議、これも事前審議のおそれがありますけれども、その提案をしてもらわなければ議論になりません。仮定の議論になってしまふ。そんな不見識なことは大蔵委員会としてやるわけにいかないですね。ですから、委員長にそれを善処してもらうことを私は要望したわけですが、ただ始めてください、ああそうですか、信号機が青になったようなわけにはいかないのですから、その辺ははじめをつけて進めてください。

〔速記中止〕

○池田委員長 速記を起こして。

ただいまの御提議につきましては理事会で協議をすることにいたしましたので、審議を続行いたしますと存じます。

沢田君。

○沢田委員 今の同僚議員からは、あとの分の追加分も追って明日の段階には提案されるということ

とでありますから、その分についての質問等についてはそこに譲りたいと思存します。

その他の案件の方で主眼的にお伺いいたします。ほかの省庁にも来ていただいておりますから、若干その方を消化していきいます。

けさの朝日新聞に、警察官が免許証に落書きをした、こういうことであります。免許証はこれは公文書だと思存しますが、その見解を警察からお答えいただきたいと思います。

○山田説明員 お答えいたします。

運転免許証は、自動車運転することができるといふことを、いわゆる警察許可を示す証書でございます。

○沢田委員 ちょっとそのままで。

公文書か私文書かの区別を聞いています。

○山田説明員 ちょっとその点につきましては何

でございますが、先ほど申しましたように、車を運転することができるといふことを証する書面でございます。

○沢田委員 そんな答弁で、答弁になっていないじゃないですか。私文書ですか公文書ですかと聞いているんです。じゃ何なんですか、それは。帰らないでちょっと言ってくださいよ、まだあるのですから。

○山田説明員 運転免許証は、それぞれ都道府県の公安委員会が発行した証明書でございますから、当然公文書の証書でございます。

○沢田委員 公文書である、それでしかもこれは警察が本人に渡された場合においても、公文書としての位置が存在する。だから公共の建物に落書きをした場合には、警察は何の法律で取り締まりますか。

〔委員長退席、中川（昭）委員長代理着席〕
公の建物に落書きをしたら、どういふ法律で取り締まりますか。——どうもおたおたしているようですから次にいきますが、言うならば公共物に落書きする者もあるいは公文書に落書きする者も、刑法上の罪になることは間違いないですね。

ですから相手はどういう人であるにせよ、あるいは相手がどうであるかに関係なしに、「バカ」とか「アホ」とか、そういうものを免許証に落書きするなんというものは、公務員としては少なくとも余り素質のよくない者だということになると思う。私は、あえて素質がよくないという言い方をしたのは、これは当然行政処分なり刑法上の処置を受けるべき行為である、こういうふうに判断するわけでありまして、そこで答えてもらいたいんです。が、答えてくれますか。私はそう判断しますが、いかがですか。

○山田説明員 運転免許証につきましては先ほどお尋ねがございましたが、落書きをしたということでございますが、それが運転免許証の効用を害するものであるかどうかということにかかっておりかと思存しますが、その実物につきましては私もまだ現在見たものでもございませんし、新聞でよく初めに拝見したわけでございます。ただ、問題としましては、ああいうことをすることはまことに遺憾であるというふうに感じます。したがって、それぞれ所管の当局の方でしかるべき措置がされるのではないかと、こういうふうに考えております。

○沢田委員 法律違反をして刑法違反をしても、遺憾であると警察はここで答弁をした、あるいはスピード違反をしてもあるいは駐車違反をしても遺憾である、こういうことで事が済む、こういうことをいみじくも示したものだと思存いたします。それで、次の問題に私は入らしていただきます。もしあえて訂正したいと思うならば、それなりの覚悟を持ってひとつ出てください。

なお、警察においてをいいたのは、大臣、実は通勤費の問題で、自動車の通勤は九千六百円が控除の限度になっている。それで、列車なりバスなりで通勤しますと二万四千円まで認められている。これは大臣に聞きたいんですが、こういう差は何でつくられたと思存いたしますか。——主税局長に聞きたいんじゃない、これは政治家の宮澤さんに聞きたいんです。どういう意味でこういう

差をつけたとお考えになりますか。

例えば、もう一つ若干説明しますと、十五キロの場合でも、片道十五キロで三十キロですね。車の種類によっても違いますけれども、大体三十キロというところ、十キロぐらい一リッターで走る車と考えると三リッター。三リッターで二十五日通ると仮定してしましても、この金額ではとても足りないのです。これはもし何だしたら、主税局長の方が答えた後、考える時間を与えて大蔵大臣に答えてもらいましょう。

○水野政府委員 私どもの方の所得税法での通勤費の非課税範囲につきましては、原則としては公務員の通勤手当に準じているわけでございますが、そうしたところからいいますと、十五キロメートル以上の場合にはお示しのように九千六百円でございます。ただ、その交通手段を使った場合にこれよりもかかるというときには、これがそういう自動車ではなくて「交通機関を利用した」というならば負担することとなる。一か月の合理的な運賃、これを支給する、それでその限度額は二万四千円となつてございますので、通勤手当の非課税範囲の方につきましては、一応の金額は九千六百円の頭打ちでございますが、ほかの場合との比較で二万四千円までいくようにはなっておりまして、税制上の措置としては、差別はそこで解消をしておりますと私も考えられるのではないかと考えておるわけでございます。

○沢田委員 じゃ局長、その場合に、あなたは担当でないなんて逃げられては困るのだが、ほかの旅費を払って、労働者災害補償法でいってたら、その場合に補償法は適用すると思存しますか適用しないと思存しますか、あなたの論でいって。

○水野政府委員 委員から先手を打たれましたが、それはもう私も専門外でございますので、正確でない御答弁を申し上げては恐縮でございますので、ちょっとそこはむしろ私も専門外につきましては、控えさせていただきますと思存いたします。

○沢田委員 まあ、これでやっていると時間がかりそうですから、あと労働省に來てもらって

るのは、本来そういう意味なんです、いわゆる合理的な経路をたどらなければならぬという義務づけがある。合理的な経路とは何ぞや、その合理的な経路をたどらなければ労働者災害補償法の適用にならなくなる。

それで大蔵大臣、ちょっと時間的に省略しますが、だからかかったガソリン代は、私が言おうとしていたのは、本人控除の分で税制上認められなければ、税制上というか、この控除九千六百円を二万四千円まで引き上げてもらいたいというのが一つなんです。これは、ガソリンで通つてもあるいは列車で通つても二万四千円までが限度額になっているとすれば、二万四千円までは減税の対象としてやつてほしい。しかし、なお念のため申し上げますと、企業が払える減税の限度は九千六百円なんです。それ以上は税金をかねなくちゃならない。課税対象になるわけですから、だから、課税対象にするというならば、ガソリン代は本人の申請で減税額にしてみたい、それは通勤に使っていることは事実なんです。言い回し方はいろいろありましたが、列車なら二万四千円、自動車で九千六百円というのは、今日の自動車社会で論理が立ちません。だから、それまで枠を上げてやってください、簡単に言えばそういうことです。

それで、労働省の方に言っておきますが、いわゆる合理的な経路というのはいろいろこれも難しい。お祭りがあつたり何かすると、曲がつたり何かすることがあり得る。細かい例は省略をいたしますが、労働省のこの合理的な経路、その解釈については災害補償法に書いてあるわけですが、それ以外に今日の段階において考えている方向についてお答えをいただきたい。これは大臣には無理だから、労働省の方でお答えいただきます。

○角田説明員 労働省におきます合理的な経路ということではお尋ねでございますが、労災保険におきます通勤災害補償制度の中で合理的な経路について説明いたしておりますのは、住居と就業の場所との間を往復する場合に一般に労働者が用い

るものと認められる経路ということでございませう。したがって、自動車通勤者の場合でありまして、あらかじめ会社に届け出している経路に限らず、特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなるような経路以外につきましては、合理的な経路として認められるということでございます。

○沢田委員 念のためですが、局長、列車で通勤すると二万四千円まで非課税でもらえるのです。それで、もつていて自動車でも通っているのは脱税になりますか、それとも合理的だと局長は思ひますか。

○水野政府委員 税の立場から申しますと、十五キロ以上の場合には、それが合理的な経路でございまして、その九千六百円ではなくて、普通に列車に乗つて通つたときの定期運賃までなら非課税でございます。ということでございまして、それをもちいて自動車をもつていこうとしますと、そこまでは非課税は適用になるのではないかと、さうに考えるわけでございますが、具体的なケースによりましていろいろあるかと思ひます。しかし基本的には、普通の列車の通勤での金額までは非課税、その限度は九千六百円、二万四千円でございます。ということですから、そこまでの普通の定期運賃をもちいて自動車、それをもちいて脱税と言ふかどうかは疑問ではないかという感じがいたします。

○沢田委員 局長としては珍しく寛容なお答えをいただきましたが、結果的には、九千六百円が一万円になろうと二万二千円になろうと二万四千円までの間は、いわゆる列車で通勤してきている限度が二万四千円である、それを自動車でも通つてきても二万四千円までは当然脱税にはならない、こういうふうに解釈してよろしいですね。

○水野政府委員 二万四千円を限度として列車定期運賃までの分は非課税ということでございますから、脱税という問題にはならないように思ひます。

○沢田委員 それで、九千六百円は結果的には非課税限度が二万四千円に上がった、こういうこと

になるわけでありまして、非常に前向きなお答えをいただきました。心から感謝を申し上げる次第であります。今後、公務員の方も順次そういうものになっていくだろうと思ひますので、人事院もいなければ、その趣旨に立つてこれらに対応していただきた、こういうふうな思ひます。それは大臣、念のためですが、これは違つたなどという主張局長が腹を切らなければならぬことなりから、大臣もそういう方向で善処してもらえ、こういうことですね。では、大臣首を縦に振つていただきます。速記録にもそのように書いておいてもらいたいと思ひます。

続いて、順次通告の順でいきますが、厚生省においでをいただいておりますので、幾つかお伺いをします。

前にも同僚議員も幾らか聞きましたが、現在のいわゆる国民の可処分所得、勤労者の可処分所得は、日本の国民の風土、慣習あるいは生活の体制、そういうものから見て望ましい水準は、どの程度の割合をもつて望ましいと考えておりますか。これは、厚生省の方の生活保護の立場等にあられる意味を含めて、また社会保険庁の方でも、これから高齢化社会を迎えて年金が上がるのじゃないのか、どの程度上がるのだろうか、医療費も毎年一兆円ずつ上がっているのだが、これもどの程度まで上がるのだろうか、こういう心配があります。理想的な可処分所得の割合は幾らと判断をしておりますか。これはひとつ保険庁、厚生省それから主税局、大蔵大臣、こうお答えください。

○清水説明員 お答えをいたします。

望ましい可処分所得の比率はどのくらいかという問題は大変難しい問題でございますので、事実でちよつとお答えをさせていただきます。

総務庁の家計調査を見ますと、年平均の一カ月の勤労者世帯の可処分所得は、昭和五十五年では月額三十万五千五百円ほどになっておりますが、六十一年におきましてはそれが三十七万九千五百円ということで、約七万四千円の絶対額の増

加ということになっております。ただ、先生御指摘のように租税や社会保障負担というものがふえておりまして、この間、五十五年の月額四万三千八百円が六十一年には七万二千九百七十円ということでは約二万九千円ほどふえておりまして、その租税や社会保障費で取られる額というものの比率は一五・五％から一九・八％というふうな増加をしていただいております。

これはミクロの家計で見た場合でございますが、マクロに国民経済全体との関係でどうかというのを企画庁の国民経済計算年報というもので見てみますと、租税や社会保障負担の対国民所得比というものは、昭和五十五年で三一・三％でございまして、昭和六十一年にはそれが三五・一％というところで、五年間で約三・八％ほど増加しているわけでございます。

私も率直に申し上げまして、人口の急速な高齢化あるいは年金制度の成熟化というふうなことを考えますと、社会保障にかかわる国民負担というものは、今後ともある程度増加することは避けられないのではないかと、さういふふうに考えているわけでございますが、御指摘のとおり可処分所得を確保するといふことは、可処分所得が増加するといふふうなことは、納税者あるいは国民の方々の選択する余地を広げるということでございますから、さういふ点を十分配慮しなければいけないと思つております。また、さういふ趣旨も踏まえてつたと思ひますが、臨時行政調査会その他の公的な場で、我が国の国民の社会保障に関する負担率は、現在のヨーロッパ諸国の水準よりかなり低位にとどめるべきである、さういふふうな御指摘も受けておりますので、将来にわたつて国民負担について国民の理解が得られるよう、適正な水準になるようにいろいろ努力すべきであるといふふうに考えております。

○沢田委員 途中でありますが、ほかのところも聞くので、適正とかさういふことを聞いているのではなくて、向こう三年なり五年なりいまでを目安にした場合に、国民負担能力の限界としてどの程度で

○清水説明員　先ほども申し上げましたとおり、具体的な率で申し上げることは非常に難しい問題だと思ひます。長期的にどの程度の負担水準になるかといふことの上昇、ましては、これからの経済の動向、医療費の上昇、いろいろな不確定要素がございいますので、どのくらいといふことをあらかじめ先に決めておくといふことはいかかかと思ひますが、先ほど言いましたように、ヨーロッパ諸国の現在の負担の水準をかなり下回るようなところで目標を置いて努力したいといふことでございします。

〔中川〕委員長代理退席、委員長着席
○谷口説明員 お答え申し上げます。

ただいま沢田先生の方から年金の關係についての御指摘がございましたが、年金につきましては御案内のように、昨年の四月から新しい年金制度を発見させていただきましたたわけてございます。年金の給付水準を考える場合には、もちろん現役勤労者の負担というものと見合ひで考えるわけでございますけれども、基礎年金につきましては五十九年度価格で一人五万円、夫婦で十万円、そしてサラリーマンの方々につきましてはそこに報酬比例年金が乗っかりまして、全体として現役の平均賃金の約七割弱の水準ということで、こういった水準を設定することによりまして、現役勤労者の方々の負担水準も将来に向かって軽減を図るという改正をいたしたわけでございます。

○水野政府委員 所得税の關係から可処分所得の水準といったことを考えます場合には、一つの問題は課税最低限であろうかと思うわけでございますが、今回御提案を申し上げている線でございますと、標準世帯では二百六十一万九千円でございます。これが基礎的な可処分所得の水準というこ

臣、さつくばらんに、今のままでいくと年金の掛金も社会保障制度審議会で答申している水準でいけば、十万円で一万二千五百円ぐらいか一万二千四百円ぐらいが限度かという一つの線ですね。そ

れとさらに今度は、医療費は毎年一兆円ずつ上がつておりますが、国が出すか本人負担かというこの問題はありますが、今でもそれは一割負担あるいは二割負担という議論が出ていくくらいでありますから、それらの資料を見ますと、日本の社会保障の負担率というのは二四・四％、これは国の財政の中の分布と国民負担、いわゆる個人が負担している比率とは数字的には違ふと思ひます。しかしながら、大体三五％ぐらいが限界ではないかというのが一般的な一つの数字です。

日本はスウェーデンやあるいはフランス、ドイツ、イギリスのような社会保障制度にはなっておりませんから、どうしても自分で自己の体なり健康なり幸せを守るといふ自己本能的な体制を持つて、こういうことですね。ですから、そうすると三五で抑えていくためには今後どうあるべきかといふと、直接税を下げざるを得なくなるといふことになるのじゃないか。年金は上がりまゝ、医療費も上がります、それを三五で抑えるとするれば、直接税を下げても間接税に転換をするといふことを政府としては考えていかないとならない

○宮澤國務大臣　ちよつといろいろな問題が一緒に提起をされておるように思いますけれども、行革審が昨年出しました答申の中に、我が国の国民負担率が長期的にある程度上がることはやむを得ないけれども、ヨーロッパの水準、これは五〇％前後と書いてございますが、大体みんな五〇％を上回っておりますが、それよりかなり低い水準にとどめたい。これについては、ある行革審の委員は例えば四五％と言われた。これは私見でございますが、そういうようなことがありますて、政府としてどの辺のことを言ったことはないように存じます。

ただ、現在我が国の租税負担率は御指摘のように二五ぐらいでございますので、そういたしますと、社会保障負担率が余り高くながつていくわけにはいかない。仮に間接税と言われましても、租税負担率になることはもう同じことでございますから、その点ではやはりその五〇をかなり下回る水準というのが、まあまあ各方面のコンセンサスにはばなっておるのでございましょうか、しかし、それでも現在の三五からいいますとかなりの上昇でございますので、そう簡単にそういうことが短時日に起こっていいものとも思いません。

ただもう一つ申し上げてよろしいことは、いづれにしても社会保障の負担率というものがどうしても上がっていくとすれば、それは何かの形の間接税で賄っていく必要が片一方の財政の事情から出てくるだろうとおっしゃいますことは、そのような説をなす人がかなり多いように思います。しかし、政府としては、はっきりした見解を持っているわけではございません。

○沢田委員 きょうはこれ以上語めはしません。この問題が、やはり今後の大きな日本の政治課題

先ほどもマル優の問題で議論がたくさんされましたから、ちょっとだけお伺いしておきます。

今、金利は通常の場合三・七％ですね。これが七％ぐらいに上がったとすると、ちょうど倍になりますから、その場合に、同じ三百万の金額にいたしましたも二十一万円の金利がついて、その二〇％、四万二千円の税金がつく、こういうことになります。今三・七％ですから、四％としましたも十二万円ついて二万四千円の税金で済む、まあもつと下がりますか、大ざっぱに言って大体そうなる。だから今、低金利のときには割合痛みは感じないと思うのですね。それほどじゃない、こう思うのですね。ただ、今度金利が上がっていったときには、政府としては大変な大増収になって、四万二千円にでもなれば倍になって税金が入ってくる、こういう感じですよ。それで、やはり金利連動ということはある程度考える必要性があるのじゃないだろうか。

負担の均衡という面から見たらば、今二〇%が、三・七%で二〇%である、七%になったら一〇%に下がる。税収としてはこれは将来にわたってずっといくわけですから、将来、七年、十年たったあとの税収としては、その大体一兆何千億かが定期の収入になってくる、こういうことにながりますが、その辺の考え方に余裕はないんだろうかという気がするわけです。いつまでも〇・〇三七という数字ではないだろうと思うのですね。低金利もこれから上がってくる段階を迎えるだろう、いつまでもこれでいかない。そうした場合に負担がたつと多く倍になる、これは国民にとっては随分痛いんですね。だから、金利に連動するという、見直しの規定はその意味もあるかもわかりませんが、そういうことを配慮して見直すんだということを考えておられる、こういうふう

に解釈してよろしゅうございますか。

○水野政府委員 この二〇%の水準は、所得税の税率水準とも一応いろいろ勘案しつつ決めさせて

いただいておられるところでございます。所得税は最低税率が今一〇・五、大半の方は一四、一五ぐらいの適用を受けておる。住民税が最低税率五%でございます。そうした水準等々も勘案しながら、御提案申し上げているところでございます。すなわち、利子率によりまして利子所得の負担額が変動することと直ちに連動して検討を行うことが適當なものであるかどうか、これはその時点におきまします。この負担水準自身としては、所得税の税率構造等を主として勘案しつつ考えたいとすれば、直ちに連動というところにはいきにくい面があるのではないかと考えられるわけでございます。

○沢田委員 金利が上がるということは、所得税の方とは全然別な面ですね。経済そのものは変わっていくかも知れませんが、金利が上がるというところは税金の課税対象とはおのずから性格が違ふ領域なんです。今は〇・〇三七を標準として考えているからだけれども、もし七%なり五%に上がったと仮定してみても、負担が重いなという感じを対象者は持つと思うのです。ですからそういう意味においては弾力性を預構えとして持たないといふたくり主義になるという論理が、今提案しているからそう感じなかったかもしれないが、こんなに金利が上がったときに全く政府はする、い、だまし討ちをした、どうやってこういうことになるかと思うのです。だから、その辺には当面は若干の弾力性を持たせることが、今後の展望を見ていった場合にはそういう場合もあり得る、これが全部固定的なものではないというふうに判断すべきものだと思いますが、これは大臣あたり政治的に答えてもらふ以外にないので、二〇に決めたなら金利玉条というのじゃないというふうに判断……

○宮澤国務大臣 私の方がお答えが辛いのかもしませんが、金利が倍になりましたら手取りが倍になるわけでございますから税率は別に下げませんでもいいはずでございますし、また金利が倍になりますと国債その他政府が払う金利も倍になります。ですから、払う方だけ倍になりましたいただく方が半分になっては政府もまた困るのでございまして、その点はひとつ別々にお考えいただきたいと思ひます。

○沢田委員 政府の払う国債の方が七とか八になればまた支払いあられけれども、大臣、財政再建をやっているから六十五年はゼロにしようと言っているからいいですから、その段階には恐らくゼロになつてしまつておるのじゃないかというふうな気がするのです。どうも言うこととやることが違ふやうな気がします。どうもありませんか、そういう段階になれば結果的には政府の支払い分はなくなる、こういうふうにもなるわけでは、このまま最低の今の金利の状態を標準にして考えずに、上がった金利で、それで堀先生なんかの〇・〇%という主張も一つの方向だ、特例を認めないで一律一〇%というの、将来の展望を見たときには一つの案だなというふうにも私思ふのです。ですから、そのときに過酷な税金だと思わせないためにはその程度の余裕を持つて臨んでもらいたい、これは期待を含めて申し上げます。これで動かせないのだというのじゃなくて、そういう意見もあつたから今後政治の運営には考慮していこうというこの気構えだけお聞かせいただいて、先に行きたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 そのような御意見がございましたことをよく留意いたします。

○沢田委員 続いて、これは数字の問題ですから主税局長にお伺ひします。

年金が八十万、老齢控除が五十万、何百万円になつたら逆転すると思ひますか。三百六十万、いろいろ控除がありますね。七百万円、あります。年金がどの程度になつたら、今までの勤労控除をしたものと逆転する段階に至ると思ひますか。国税庁の方に聞くのが筋なんです。国税庁の人、六十五歳以上でいいです、八十万と、三百六十万の場合は二五%、さらにこれに老齢控除五十万、こういうことになりますから、それを加えてい

た場合に、今までの勤労控除の計算したものとどの程度の水準でとんとんになり逆転するか。逆転しないなら逆転しないと答えてください。

○水野政府委員 六十五歳以上でございますと、二百八十万円前後のところでお交差するやうな感じでございます。ただ、今回は税率の見直しともあわせて行つておることでございまして、それによつて御負担が増加するということはないものと考えております。また、現在の年金の給付水準等からいたしますと、この水準に達せられる方はごく一部の方ではなからうかと考えておるところでございます。

○沢田委員 これは確認のためですが、地方議会議員の互助年金は「公的年金等」と書いてあるのですか、「公的年金等」の中身は何と何を言うのですか、そう聞いた方がわかりやすいと思うのです。

○水野政府委員 法律には一号、二号、三号と列挙してございまして。一番基本的には国民年金、共済年金、厚生年金等でございますが、二号の部分として従来給与所得に入つておりました恩給、それから今御指摘のやうな地方議員の年金等もこの中に入つておるところでございます。

○沢田委員 障害年金も含まれる、こういう解釈ですね、全部そういうことですね。

○水野政府委員 障害年金となりますと、もともと非課税の体系に入つておりますので、問題ないと考えております。

○沢田委員 解釈は、それは公的年金ではあるけれども課税対象外に扱う、こういう意味ですか。首を縦に振っているからいいです。

それでは続いて、今社会労働委員会で行つておりますが、パートの奥さんの専業主婦控除の問題で、もし百二十万円ぐらいに所得が上がつてしまつた、途中で残業が入つたかちよと手当をもらつたか、そういう場合にどの程度で逆転すると思ひますか。だんなさんは十六万五千円の控除がなくなります。それから三十三万円の扶養控除もなくなります。こういうことでだんなさんの方の増

税分というものの——だから、これが新しい税率表ができまさんと計算ができないのですよ。一五四で計算するの、一三〇で計算するの、かといふことの判断がつかない。だから、ではどの程度になつたならば逆に、五百万円ぐらいという、今の税率でいくと三〇%ぐらいですね。だんなさんの三〇%ぐらいの税率でいつた分の計算と、今度は奥さんが十六万五千円をもらえなくなつた場合の計算と、それは比較をされたことだと思ひますが、その点はどつちのほうに理解をしながら進めまして、検討の結果だけいいですからお聞かせください。

○水野政府委員 今回、御提示のやうな議論を念頭に置きましてやつたところでございますが、今具体的に御提示の、御主人が五百万円、それが奥様が百六十五万円から百三十二万円の年収になつたといふ具体的なケースにつきましては、ちよつと計算はすぐにはできかねるところでございますが、そうした点を加味しながら今回の改正を御提案した。そうしたたぎりぎりのところでの計算、例えば御主人が四百万円、従来は奥様が九十万円だったのが九十一万円になる、そうしますと途端に逆転したところでございますが、その逆転額、今回完全に解消されるというところまでは至つておりませんけれども、その逆転額と申しますか、手取りの減少額がかなり減るといふところの計算は頭に置きつつ、御提案をしたところでございまして。具体的な今のケースにつきましては、なお後刻計算して申し上げたいと思ひわけでございます。

○沢田委員 このパートというものの存在は、産業構造の転換がだんだん進んでいく段階において、労働者では約五百万、これは大分ふえたなといふ気がするのですが、五百万のパートがいる、こつち言われるのです。パートの存在といふものが日本の産業構造の中で果たす役割、そしてまたそれにまたらされる労働条件、家庭生活への寄与あるいはマイナスイメージ、これはどんなふうな大臣として一般論として、パートといふものはこれ以

上ふえていくのが日本産業としては望ましい、あるいはやはりある程度の限界でとどまることはい、どちらに比重を置いてお考えになつておられますか。

○宮澤内閣大臣 私、専門的な知識を持つておりませんが、基本的に雇用の数は多ければ多いほどよいのだと思います。しかも、それはできるだけ常用雇用で、安定した労働条件の方がよいというところも確かであろうと思います。しかし、雇われる方の側でそれがいろいろな事情でできないということであれば、そういう方々にはその勤務状況に向くようないわばパートという形であつてもそれはやむを得ない。ただ、その場合、できるだけパートはパートとしての安定した労働条件というものが与えられなければならぬというふうに思います。そういう前提のもとで申しますならば、パートと申しますか、自分の好む労働条件でフルタイムで働く働きたいという供給がまだある限り、それをできるだけ安定的な条件で受け入れるケースがふえていくことが望ましいのではないかと思います。

○沢田委員 労働省と厚生省、おいでいたたいですが、大田大臣の答弁で包括的な答弁にはなっているような気がしますが、一応労働省、厚生省、一言ずつお答えください。

○栗野説明員 パートタイム労働者でございますが、サービス経済化の進展に伴ひまして、五十年代に入りましてから急速にふえておりまして、特に小売業、飲食店、それからサービス業、いわゆる第三次産業でふえているわけでございます。今後多分サービス経済化ということであるという産業がふえるのでございましょうから、そういう中でどんなふうでいくのではないかと、そんなふうで考えています。

それで、第三次産業分野では、業務が繁閑の差が非常に大きいわけでございます、それに合わせた形でパート雇用するという形でふえるのではないかと。一方、パートの方も、家事、育児等がございまして、そういう中で短い時間で働きたいという要望がございまして、そういう需給がマッチした形でふえていくのではないかと、こんなふうに考えています。

○松尾説明員 パートタイマーに対する厚生年金の適用でございますけれども、これは現在、就業者の所定の労働時間であるとか所定の労働日数等を勘案いたしまして、常用的な使用関係にあるかどうかということとを総合的に判断いたしまして、適用を行っているところでございます。今後ともこの考え方に基いて対処してまいりたい、かように考えております。

○沢田委員 大臣、問題は、そういうふうなパートがふえていった場合に、さつき議論がなされた、今は九十万からだんだん扶養控除の三十三万円を食い、あるいはまた十六万五千円を食ひながらパートの収入がふえていきます。その場合には、だんなさんの方の三十三万円の控除がなくなり、十六万五千円を食ひていきますからなくなる、それで配分を考えたということ、これは苦肉の策だと思ふのです。そういうことで考えていった場合に、この前の話のように専業主婦の奥さんが十六万五千円、働いている方の奥さんも苦勞は同じだと思ふのです。宮澤さんの奥さんだつてこれは大変な苦勞で、選挙のときは別として御主人よりまだ大変に動いているのかもわからない。そうだと思うのです。

だから、私はこの前若干申し上げたが、働いている奥さんも考慮していく、主税局長は気がするところまで言つたんだ。気がしたのだったら、思い切つてもう一歩進められないかなという気がするのです、金額は別として、気持ちです。一応働いている主婦に対しても御苦勞という意味で、一方が十六万五千円ならば、八万二千五百円でも考へるといふことは考慮の余地に入らないかというところで、重ねてその氣を一歩進めてもらいたい、こういうふうな思ふのですが、これは局長が大臣かわかりませんが、気がした程度だったらそのぐらゐで結構ですが、とにかく一歩進めていただくように考へてもらいたい、こういうふう

思ひます。

○水野政府委員 今回の配偶者特別控除を御提案している趣旨からいいますと、これはどちらかと申しますと、この制度自体は御主人だけが働いておられる方の世帯、こうした世帯につきまして、青色専従者を置いておる事業所得者世帯との負担の調整を図るという観点が主たるものでございまして、また、共稼ぎ世帯は、世帯としての収入の水準が同じような世帯と比べますと、お一人が働いておられる方と共稼ぎの世帯とは、所得水準は同じでも所得税の水準が共稼ぎ世帯の方がやや低い。一方、貯蓄水準等は割合高い。こういう点からいいますと、まずはお一人が働いておられる世帯についての控除を考へるところから、配偶者特別控除はお一人の世帯のこととして考へてまいりたいと思ふわけでございまして。

それで、この制度を活用いたしまして、パート問題の解決にも寄与するようにいたしたいところから、若干の収入がございまして、それが激減することのないように役立たせていただくというところまで適用を拡大させていただいていこうと考へてございまして、完全な共稼ぎ世帯になりますと、先ほど申し上げたような状態でございまして、今回の制度としては、そこまで参るのはいかがかなと考へておるところでございます。

○沢田委員 さつきも述べたように、これからはパートであれ共稼ぎであれ、子供の数は減つていきますし、お年寄りの数はふえるし、労働人口は減るわけですから、いや応なしに女性労働というものがふえていくことは必然的な社会構造であると思ふのです。それで、専業主婦の方を政策的に選んで、そして共稼ぎを除いたということは、産業構造の方向から見たら逆な問題だろうと私は思ふのです。逆に日本の産業構造は、労働人口の少なさを補つていく婦人労働をどういうふうに向待遇改善しながら進めていくかという方向で政策を撰挙すべきだということだけ私は申し上げて、この問題は終わらせたい。

○水野政府委員 納税環境の整備につきましては、常にその要求が強く指摘されているところでございまして、五十九年に記帳義務の制度、総収入金額報告書制度を設けさせていただき、六十一年には過少申告の規模等が大きい場合の加算税の率の見直しをさせていただいたところでございまして、今回、そうした問題がなお依然として続いております。適正な申告を求める声が強いわけでございますので、そうした声にこたえるために今回の措置を講じさせていただいたところでございまして、今回加算税が少額なものとして徴収しない限度、不徴収限度額を千円から五千円に引き上げさせていただいていまして、小さな金額でもつてそうした問題があつた場合の不徴収限度は大幅に上げられていまして、そういう意味からいいますと、中小企業者の場合等におきまして、こうした問題はむしろその範囲が狭められたというふうにも言えるのではないかと考へるところでございます。こうしたことを全体として御理解賜れば幸いです。うわけでございます。

とは関係ありませんから、過少申告と無申告に五%ずつ重荷を負わせたというものは、全面的改正の遺産かも知れませんが、少しこれは無理があるんじゃないのかというふうな思ふのです。もう少し現状で置いてこの制度が定着して、その中からな無理がある、あるいはそういう不心得者が多いということであればそこでまた上げる。この段階で余り理由がないのにこの五%くみ上げるということとは、かえつて逃げていく人を多くしていくという嫌いが生まれるのじゃないかという気がします。これは大臣、今から訂正はできないでしょうが、運用に当たつてはその点十分考慮してもらいたいと思ひますし、そうでないといわゆる逃げ人の方が多くなつてしまふ、そういうものを助成することになりかねない、こういう心配がありますから、今回無理に出す必要はなかったのじゃないか。来るべき次の段階には訂正でもしてもらいたい、こういうふうな思ひますが、いかがですか。

○沢田委員 記帳義務も満足にまだ徹底しない、あるいは帳簿方式にも進んでない、簿記に至っていない、そういう段階でここまで走るのは走り過ぎではないかということなんです。本当はもつと言葉は激しいのですが、言いたい気持ちでいるのですけれども、時間の関係等もあるもので、ここは警告をしながら、ここで出すのは無理があったのじゃないかということ、なるべくもう少し様子を見ながら再提出をするような方向で配慮してほしいと思うのです。

それに關連して、次の自家営業の場合の申告、青色申告もそうですが、どこまでが家庭経費でどこまでが事業経費か、電話はどう、テレビはどう、新聞はどう、あるいは慶弔はどう、いろいろなわけです。それがいわゆるクロヨン、トイ、ゴーサン等の問題になっているわけですから、あえて言うならば、逆に生活実態はどうであったのか。それは申告した分は事業経費でうかつたのか。それは主税局長がわかりますか。主税局長の勘でいいのです。長年こういうふうに税金をやつてきて、そういうものは感覚的に、申告する青色なりみな法人なりありますね、しかし、その実態、生活の中身というのとはわかつていくかどうかということなんです。感じでもわかりますか。国税庁の方で答えてください。

○日向政府委員 事業所得の計算上、収入から必要経費を差し引いて所得を計算することは委員十分御存じのはずでございますが、この必要経費の中には、売上原価、一般管理費、販売費のように比較的客観的に把握できるものと、ただいま委員が御指摘になりましたような生活実態と申されましたが、いわゆる家事関連費のような特別経費と私どもも言っておりますが、納税者が一番よく知っておりますし、また逆に言いますと納税者しかわからないというような経費があります。そういう特別経費につきましては、私ども、納税者の言い分をよく聞いてその実態を適正に把握した上で、家事関連費の中において家事部分かないしは事業

部分かを区別するように指導しているところでございます。

○沢田委員 時間の関係でまた大臣になります、いろいろな減税をやりますね。それから、社会福祉の方でもいろいろやっているわけですね。この減税と社会福祉というもののバランスをどう見ていくかというのは、極めて重要なことから課題だと思つております。一方でマル優で増税をしておりますね。今度、保険とかその他は優遇措置を講じています。また、さっき言った勤労者の財産形成なんかにおいても、若干の穴はあるようでありますが、いわゆる積立金を助成するような形で政策選択をやつていきます。恐らく、これまた外国からこれはけしからぬと言われると、またそこから見直されるのかもわかりませんけれども、マル優がああいう形で言われたから課税をして、一方でまた新しくその貯蓄制度をつくっていく。結果的に同じところを回っているような感じもしないでもないので。

ですから、そういう意味で見ると、この保険料などについては、さっきの可処分所得の範囲内なのか外なのかわかりませんが、果たしてそれを助成していくことが、議員の見解はそれぞれ差があるようですが、今七百兆円以上の契約、今三十兆円ベースにもなつてきているわけですね。これも言うならば預金の助成なんです。これは民間の育成なんです。そういうものを考えてみたときに、果たしてマル優の方はこう冷たくしながら、一方でまた抜け穴をつくっていくという、いわゆる減税と社会福祉というものをかみ合わせながら考えてみると、若干矛盾があるんじゃないか、あるいは政府の見解と我々の考え方に大きく違いがあるんじゃないか、こういうふうに思つております。そういう視点でごらんになられたかどうか。保険料等の控除を今度入れたというのは、これも片方でこれだけ厳しくマル優に課税をしようと言つていくときに、一方でそういうものだけを助成していくということになるのは片手落ち、こういうことになるとはならないか、こういうふうに思います

が、その点はいかがでしよう。

○水野政府委員 生命保険料控除制度につきましては、この制度がかなり長期にわたつておるところでございますし、また加入率もほとんど横ばいの状態でございます。また、この制度によりましてところの減収規模も相当な規模に達しておるところでございます。そうしたところから、これは基本的に見直すべきではないかという御意見が強いわけでございます。しかしながら、他面、これがかなり長期にわたつて国民生活の中に定着しておる、そういうところからいいますと、これを直ちに縮減等行いますというとはいかがかということ、問題の提起はございましたけれども、今回いたしましては、一応そのまま継続するようになつてきていますところでございます。

の対象にする、そういうことが——法定費は、地方税はみんななるのです。青色申告でも何でも地方税はみんななるのです。ところが、個人の場合はいわゆる勤労控除の中に入つてしまふ。少なくとも車検料とか自賠責の保険料ははつきりしていることですから、この分は経費控除の対象として支障ないのではないかと思います、いかがですか。

土地の問題と、これも提案になりますが自賠責保険、車検、これは個人の経費控除に認めてほしい。いわゆる法定課税である、税金と同じである。だから、車検もあるいは自動車自賠責の保険も、少なくとも控除の対象にすべき課題ではないか。これは国民全部、四千二百万台の車にそれがかかつてきているわけですから、それは本人の課税控除、保険料よりもっと普及率が高いのです。片方は七百六十万人ぐらゐです。損害保険は三百万人ぐらゐです。それから比べて四千二百万台の車がすべて、事業用もありすけれども、それが全部車検代を払い、あるいは免許証もそうですが、そういうような自動車のあれも払っている、その方を控除してやるといふのが筋じゃないか、その方が法定費用として考えられる経費として認めてもらえらる筋道が立つのじゃないか、こういうふうに思いますけれども、これも今答えを求めても、そうおそれと出てこないでしやう。

○沢田委員 そんなことを言えば、保険なんかはなおさら任意ですよ。これだけ社会保険制度が進んで年金が充実してきて、それでなおかつ何億かの保険に入つて、そんなものが免除にされることの方が、その論からいけば論外なんです。自賠責は法律で決められた義務です。私は任意の分を言っているのじゃないです。法律で強制されている部分は法定費用です。だから、少なくともそれは経費に見てやるのが筋じゃないですか。任意保険に入っているものをどうこうしろとは、私は言っていないのです。

さつきみたいにくまなく間違つてくれればいいが、そうはいかないだろうから、とにかく自賠責と車検というものについては一応本人の経費控除

車検料も同じく法定費用でしやう。これも三分まゝとめて取つていくわけでしょう。そういう分については少なくとも控除の対象にするのが、この自動車社会の今日の状況の中で配慮されてしかるべきものではないか、必要経費の中に入れていいのではないか。それを勤労控除の中に入れて

まず、相続税につきまして、六十一年度の全国規模の発生件数と納税額、それから東京都における発生件数と納税額につきまして、お知らせをいただきますと思います。

○日向政府委員　ちょっと時点が古くて恐縮でござ

贈によつて財産を取得した、いわば発生ベースの遺贈については、昭和六十一年中に相続または遺贈を受けた財産の総額が、昭和六十一年の相続税の申告税額は九千二百六億円、対前年比一九・〇％でございまして、続いて御指摘になりました東京都区部二十三区における同様の数字でございまして、被相続人ベースで六千五百三十九人、対前年比一

一・三％。その申告税額は二千百十四億円で、前年比二二・四％でございます。

なお、冒頭にお断りしましたが、六十一年中に

発生した件数は、六十二年六月末までに提出されてくる相続税の申告書によってカウントするといふことになっておりますので、まだその計数は把握しておりませんので、御了解いただきたいと思ひます。

○山田委員 相続税の減税につきましては、昨年

十月でございましたが、政府税調の答申にも触れられておりまして、減税が必要である、こういう見解が明示されているわけでございます。また、土地の暴騰によりまして、特に大都市部における相続税額というのが飛躍的に大きくなってしまつて、居住用の財産等を処分しなければとても納税できないというような深刻な事態もあるわけでございます。六十二年度の税制改革法案に、なぜ相

続税減税につきましてこれを盛り込むことができなかったのか、しなかったのか、その辺につきま

してお伺いをいたします。

○水野政府委員 昨年十月の抜本改正答申におき

ましては、相統税の見直しの必要性は盛り込まれていたところでございます。この抜本答申の中か

ら六十二年度におきまして、どこまで、どれだけを実施したかという点におきましての昭和六十

—
—
—
—
—
—

ますと、一億七千八十万円の中に既に課税最低限、現行分の三千二百万円というのは計算されておりますので、残りの一千八百万円をこの評価額から引き去って税額を計算するというところに相なるわけでございますので、五、六〇%の課税最低限の率の引き上げあるいはまた非課税限度額の引き上げといひましても、実際には算出される相続税の総額というのはここに示しました数字とさほど変わらない、減少しないということになるわけ

でございます。

それやこれや考えまして、恐縮ですが、六十三年度の相続税減税についての大蔵省の対応、御決意というものをもう一度伺いたいと思います。

○水野政府委員 先ほど申し上げましたように、昨年十月の抜本答申におきましては、例えば課税最低限は、これは昭和五十年以降の物価、所得等経済指標の推移等を踏まえ所要の引き上げを行うことが適当である、このような答申が行われておるわけでございます。また、税率区分の幅、そういうものに引き上げても所要の改正を行うべきである、それから配偶者の相続税額の軽減措置、これにつきましても四千万円については、配偶者の生活の安定に配慮しつつ引き上げを行うことが適当である等々の具体的な提案と申しますか、答申が述べられていてところでございます。

六十二年におきましてこれが見送られた経緯につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。六十三年度につきましては、先ほど大臣から申し述べられたとおりでございます。今後の検討課題でございます。

○山田委員 大蔵大臣にお伺いをいたします。ただいま、私のこの調査資料をみる私なりに御説明させていただいたわけでございますが、御印象並びに六十三年度につきまして大臣としての御所見を伺いたいと思います。

○宮澤國務大臣 私もかなり差し迫った印象を持っておりまして、仮に現在の地価上昇、恐らく今回のことはこれで鎮静期に入ったと思っておりますけれども、しかし、もとへ戻るといふ感じもございせん。そういったと、かなり深刻な問題が起こってくるのではないかと懸念をぬぐえせん。ただ、来年度の、先ほどから繰り返して申し上げて恐縮でございますけれども、いわば減税の前倒しのようなものが所得税でも法人税でも今年度は行われつつある、行われようとしておることとございまして、来年度それをどういうふう処理するかということが、国会との関係もござい

して政府限りでも決めにくいような、そういうことを考えてまいりますと、相続税のことは差し迫っておるようには思いますが、そういう財源をどうやってさらに今の問題の上に調達するかという点、これも減税でございますので、やはりこれに見合う財源ということをおソドックスに考えざるを得ません。といたしますと、その辺のところが大変どうも深刻な問題だと思っております。

ただ、もう財源は難しいから来年は全然考えられないと言ってしまうには問題が大変に差し迫っておるようには思いますが、諸般の情勢をもうしばらく見ながら、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○山田委員 ぜひ、特段の御努力をお願いしたいと思っております。

次に、今回のこの所得税法等の改正法案の中身に、登録免許税の五割アップという件が含まれてございます。その件に関連をいたしまして、本日は法務省それから建設省あるいは国税庁の皆さんにおいでをいただいているわけでございますけれども、順次質問をさせていただきたいと存じます。

まず、法務省にお伺いをいたしますが、いわゆる登記制度の中に中間省略登記と言われるものが現実存在をいたしております。ひとつ、わかりやすく簡潔に中間省略登記とは何か、これをお聞かせいただきたいと思っております。

○永井説明員 お答え申し上げます。先生御承知のとおり、例えばAからBへ所有権が移り、BからCへさらに所有権が移った、こういうようにA、B、Cへと物件変動が行われた場合に、登記上はAからCへ直接登記を、名義を移す、こういうのが通常中間省略登記と言われているわけでございます。

○山田委員 不動産登記法によりまして、我が国の登記制度というものが運用されているわけでございまして、この不動産登記法の精神あるいは理念、登記制度のあるべき姿と申しますか、この点

につきまして御説明をいただきます。

○永井説明員 不動産登記は、我が国では對抗要件というふうに位置づけられているわけでございますが、もちろん登記といふものは、現在のありべき権利の内容を正確に公示すること、それからもう一つは物件変動の過程を正確に公示しておくこと、こういうことによつて取引の安全を図る、こういうことでございます。

○山田委員 そういたしますと、不動産登記法におきましては、あるいはまた我が国登記制度の中にあるとしましては、中間省略の登記は認めていないと理解をいたしますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○永井説明員 そのとおりでございます。と申しますのは、先生御承知のとおり、AからB、BからCへと物件変動がありました場合、直接AからCへは名義変更することは、当然のことながらその過程を正確に反映してない、こういうことでござい

【大島委員長代理退席、委員長着席】
○山田委員 課長の御答弁のとおりかと私も存じます。特に、中間省略登記というものが横行するあるいは大量に発生する、一般化したとしますと、公信力あるいはまた権利の推定力等に陰りが出てくるわけであります。ただいまの御答弁にありましたとおり、その物件変動の過程が欠落をいたしまして、現在の権利関係の態様だけが示される。そののみでよしとすれば、これは公示機能であるとかあるいは登記制度そのものに對する信頼性というものが低下するわけでございまして、判決による登記を除き、基本原則は中間省略の登記を認めていない、こういうことが今確認されたわけでござい

恐縮ですが、判例では中間省略登記につきましてはどのような位置づけがされているのか、そしてまた、それは仮に事例として認められたものがあつたとしても、その判例におきまして積極的に中間省略の登記を認めているというところになるのか、あるいは限定的に解釈をすべきであると判例

はされているのか、この辺につきまして、課長、教えてください。

○永井説明員 学説、判例上はいろいろ説が分かれるわけでございますが、結果的に先ほどの例でAからB、BからCへの実態的な変動があつた場合でも、たまたまAからCへの変更が既にされてしまつて、こういう場合には現在の権利をそれなりに反映している、それなりに公示しているという、その限度においては少なくともその登記を有効としよう、そういう立場が判例に一部うかがえるわけでございます。ただ、その場合におきまして、中間者のBという方の同意等がなければ、若干問題になるということが言われているわけでござい

○山田委員 この中間省略の登記というのは、今御説明になったとおりの、基本形はそういうことであるわけですか。非常に最近、この中間省略登記というものが多用されているといいますが、角度を変えて言えば、登録免許税の納付を回避するといふようなことを主たる動機として、こういう中間省略登記というものが事業者によりまして多用されておる、こういう実態があるわけでござい

ますが、法務省におかれては、この中間省略登記の実態について把握をされておられるのでしょうか。あるいはまた、これが大量発生あるいは恒常化、慣行化されるということになりますと、登記制度の根幹を揺るがすゆゆしき大問題になるわけでござい

ますので、この中間省略の登記の実態については、登記制度を所管なさる法務省におかれて実態把握をなさるべきではなからうか、私はこう思いますが、あわせて二点、お願いしたいと思います。

○永井説明員 結論から申しますと、私ども登記所におきましては、中間省略登記がどのようなふうになっているかということは全く把握しておりません。また、それは手続上不可能でございます。と申しますのは、先生重々御承知だと思っておりますけれども、登記申請におきましては、法律上必要な添付書類が法定されているわけでございまして、そ

この書類上、例えばAからB、BからCという実態変動があった場合に、AからCへの直接の登記申請があります場合、大体全部AからCへの移転があったという、そういう原因証書をつくってくださいます。AからB、BからCというように実態を反映した原因証書がある場合は、これは不動産登記法四十九条の七号というところで却下することになっておりまして、直接AからCへのそういう不動産登記を求めた場合に、A、B、Cという原因証書がある場合は、きちんとAからB、BからCへのそういう登記をさせていただきます、こういうことを言うことになっておりますので、したがって登記所においては、その書面上の審査だけを行う形式的審査主義でございまして、そういうことは把握のしようがない、こういう制度的な仕組みになっているわけでございます。

○山田委員 登記官には形式的審査しかございせんので、実態の調査権を付与しない限り、あるいは付与したとしても、実際にこれだけ激増する登記事件をこなすことは事実上不可能でございまして、課長の御答弁はそのとおりだと私も思います。

それで、差しさわりがなかったらぜひ御答弁をお願いしたいと思いますが、先ほど私が申し上げました中間省略登記を主に実行する人たちといいますが、実行者はその大部分が宅地建物取引業者である、こういうことであるわけですか。

そうしてまた、なぜ中間省略登記を実行するかという動機等につきまして、私は、申し上げましたように、登録免許税の回避が一つ、言葉を使えば節税というのでしょうか、それが一つあると思えます。それから、あるいはAからB、BからCと転々売買、流通する物件の変動の過程にあつて、AからCにいきなり所有権移転があったような形で登記がなされるということが中間省略登記ですから、Bの名前というものは出てこないわけですから、実際に登記簿上にも出てこない。どこにも出てこない。また、そういうBという事業者がい

たのかどうかということも、当事者以外にはわからない。そういうことで、中間省略を実行するまじの動機としては、いわゆる土地の転売、土地転がしの実態、その不正とか不当な利益を上げてくる実態が、白日のもとにさらされてしまうのは困るというような動機もあるのではないかと私は思っております。

あるいは、さきに発表された中にございますが、脱税のワーストでございまして、いわゆる不動産業界が二倍の脱税額ということで、いきなりワーストテンかなんかの二番目に上がってきた。そういうようなことも拝見いたしております。と、不動産取得税、これは地方税ということですが、あるいは国税の不動産譲渡所得等におきまして税金逃れがしづらくなるというところもあるのではないかと。あるいは、何らかの理由で中間者のBという存在がその名前を隠しておきたいあるいは表へ出したいくない、こういうような動機、理由というものがあろうと思ひますが、第三課長、その辺はいかがあらうと思ひますが、第三課長、その辺は把握していない、把握できようがないという状況の中でこういう質問もいかがかと思ひたのですが、差しさわりのない範囲でお聞かせをいただきたいと思います。

○永井説明員 私どもはまさに実態を把握しようがないわけでございます。そういうことはわからないというものが現状でございます。ただ、風評あるいは我々先生の本にすらそういうことが書いてございまして、あるいはそういうことがあり得るのではないかと。あるいは予想はされるのでございまして、私どもの立場では何故原因か、あるいはそれに対して登記所の立場で何か手を打つことができないかということにつきましては、非常に難しい問題であると思ひます。

○山田委員 あと一、二問です。私は、そういう観点から中間省略登記というものが結果的に野放しにされて、そしてそのことが要するに土地転がし、土地の転売等を非常に助長している要因の極めて重要な部分をなしているのではないかと、これが一つございまして。

それから、今回登録免許税を五〇%引き上げようとなされているわけでございますが、そういういたしますと、一層中間省略の登記というものを拡大する作用を及ぼすというのを私は非常に心配をいたしまして、指摘をしておきたいわけでございます。土地等の所有権の移転につきましては、課税標準価額の千分の五十ですから、例えば一億の土地を所有権移転をして、登録免許税は五百万です。当然一千万の土地を売買した場合には、そのときに正しく登記がなされていなければ五十万の登録免許税が納入されなければならないわけでございます。中間省略の登記の存在というのが、まさにそういう巨額の登録免許税逃れのために利用されてしまっている。あるいはまた、それがもう一カ月ぐらいの間にひどい例は転々流通して十何回も土地が転がされていくというような事案の中には、いわゆる徴税当局にちゃんと譲渡所得がこれだけありましてと申告をされるのかどうかというようなことも、私は実は非常に心配をしております。それがいわば脱税の温床になっているのではないかと、こういうことから私は非常に心配をいたしております。

したがって、課長、最後の質問になるかと思ひますが、この中間省略の登記は法務省のお立場といたしましてこれは好ましくない、限りなくゼロに近い方がいい方がよろしいのだ。それは判決による所有権移転登記とは別ですよ。あるいは、さっき課長が事例として、AからCに所有権が移転された、しかし、Cに移転された経緯がBが約束を守らなかった、それではCの権利が保全されないというところでやってしまった、結果的にCの権利が守られたというような判例にあるようなたぐいの中間省略登記、あるいは先祖代々の数代相続、何代もかかわっているのに所有権の登記は実際にはなされないで、要するに三代目の方に相続登記をやる場合に数代相続と言うのだそうですが、その場合には中間省略という概念も当てはまるのだらうと思ひますが、そういうものは除いて、基本的に登記の公示機能、現在の権利関係を正確に映し出す、それからその物件についての過去の権利の

変動の過程も、できるだけ登記簿という簿冊に明確に記載されることが望ましいという観点からいたしまして、これはない方がいいわけですか。そういう意味では限りなくゼロに近い方がいいわけですか。これはちょっと確認で……。

○永井説明員 先生御指摘のとおりでございます。私も法務省といたしまして、登記はできるだけ正確に公示機能を果たすべくきちんと登記手続をやっていたきたい。中間省略はごく限られた例外的な特別な場合、ただいま先生御指摘ありましたような判決による場合あるいは数代相続とかそういう特別な場合だけに限る。したがって、私も法務省といたしまして、登記所においてそういうことがわかりましたら直ちに却下するという方向でやっておりますので、御指摘のとおりだと考えております。

○山田委員 あと順次建設省、国税庁に伺ひたいと思いますが、課長、済みません、最後にまた幾つか質問がございまして、聞いていただきたいと思ひます。

それでは、建設省の方に伺ひますが、私は、宅地建物取引業者という立場は、特に不動産の取引におきまして安全な取引社会を形成する義務があると思ひます。当然一般人より不動産取引の分野についてはその社会的責任は重いと考えますが、監督官庁といたしましてはどのようにお考えでございましょうか。

○藤田説明員 先生今おっしゃられたとおり、私どもとしては、業者として社会的責任を十分自覚していただくより、日ごろから業界の方々にお話を申し上げているところでございまして。

○山田委員 それでは、引き続き伺ひたい。来々、建設省と国土庁が協議をして宅地建物取引業法の改正を検討されているやに伺ひております。その骨子を私申し上げますが、これでいいのかどうかという確認です。

一つは、希望を受けた売り買いの情報はすべて仲介システムに登録を義務づけようとする、二つ目は、売買契約が成立した取引価格も登録す

る、三点目は、仲介システム同士の接続で登録情報と交換して一般に公開する、こういう大きな柱で言えば三点かなと思っておりますが、大体そういうことでしょうか。

それから、特に土地転がし、いわゆる中間省略登記を多用した土地転がしに對しまして、建設省はどのような指導と対策を講じておられるのか、伺います。

○藤田説明員 お答えいたします。

第一点の多分新聞報道だろうと思うのですが、宅建業法の改正の問題でございます。内容につきましては、現在住宅地審議会の方で具体的な御答申を取りまとめるべく審議をいただいております。したがって、まだ固まっておるわけではございませんが、先ほど先生が申されました情報の公開といった関係についてはかなり誇張されて伝わっているようでございますが、不動産流通関係の情報について、多少なりともそういった観点からの改善をしたいというつもりは今のところ持っております。

二番目の土地転がしの問題でございますが、土地転がしにつきましてはこの辺なかなか難しいところがあるのですが、当事者の合意のもとで売買契約が適法に成立しているという限りにおきましては、私も所管しています宅地建物取引業法上直ちにこれが問題だということ、違法だといったようなことで取り締まるわけにいかないわけでございます。とはいっても、土地問題というのは非常に重要だということでございまして、土地転がしのように違法とは言えないまでも商道徳上好ましくないと思われるような行為につきましては、この辺も営業の自由との関係からなかなか難しい面もありますが、宅地建物取引業の健全な発展を図るといふ観点から私どもいろいろな指導をいたしております。

昨年十一月にも、関係団体あてに「不動産業における信頼ある経営の確立について」という通達を出させていただいております。その中で、業務の遂行に当たっては、いやくも国民の信頼を

損なうような行為がないようにしていただきたいというように指導しております。その後も業界に強く自粛を要請するなど、適宜指導させていただいております。そういったこととていろいろ対応させていただいております。

また、今後の問題としましては、臨時行政改革推進審議会の土地対策検討委員会におきましてもいろいろな議論がなされておまして、そういった審議内容も踏まえて必要な指導を今後図ってきたいと考えております。

○山田委員 先ほど来の法務省のやりとりはお聞きいただいていたかと思っておりますけれども、我が国の登記制度の根幹を揺るがす土地取引、この中間省略登記というものは、今日の経済社会の大きな病理現象の一つなんです。実は法務省の方では、要するに形式審査しかありませんから、これはもう精いっぱいやっていて、これ以上できないというのが実態だと私は理解しているわけなんです。

そうしますと、実際にこの中間省略登記を執行しているのは、そのほとんどが御省が指導されている宅建業者さんです。そこに對しては、中間省略の登記はできるだけやめなさい、できるだけ正確な取引の実態を反映させるべく登記をなささい、こういう指導を建設省御当局でやらないと、幾らいろいろと、先ほどちょっと私が伺ったのもそういうことなんです。が、業法改正をお考えになっておられるという、それは結局は今の地価暴騰、それがすべてだとは私は言いませんが、そういう土地転がしで中間省略登記などを多用して、いろいろな意味で大きな問題になっております。そういう業者による地価のつり上げを防止するねらいで業法改正という動きが今あることは事実でございます。幾らそういうふうな業法改正をなさろうとしても、その実効は実は期しがたい。

問題の根本は、この中間省略登記というのを結果的に野放しにしているところにあるのだというところを明確に指摘を申し上げておきたいと私は思うわけでございます。それを宅建業者に對する指導の中で、建設省といたしましてもぜひしっかりと

と対応していただきたいというふうに私は思うわけでございます。

登記システムというのは、法務省が責任を持ってやっているわけなんです。その所轄の当局が、中間省略の登記は特定の場合を除いて限りなくゼロにおっしゃっているのに、建設省の御担当の方では、いろいろ難しいこともございまして、できませんと、ただそれだけでは通る話ではないわけでございます。恐らくこの議論は、大蔵委員会に当然のことだと思いますが、国会で余り取り上げられたり議論されたことは恐らくなからうかと思

いますが、私は御注意を喚起したいことととも、具体的にこれだけ地価の暴騰ということが国民あるいは国民経済、生活等に大きな悪影響を与えている、こういう現下における最大緊急の課題の一つである、こういう状況を目の前にしたときに、私は、宅建業者に對する当局の指導が今までのとおりでいいということには断じてならないと思っております。その点は具体的に結果が出るように、具体的な行動を伴う指導をなさっていただきたいと思

います。一言御決意を伺いたいと思

○藤田説明員 御指摘のように、不動産業界のマナーの問題につきましては私も常々いろいろ心を痛めているものでございまして、業界の方も、アヒルの水かきではございまして、懸命に努力を

させていただいております。そういう中で、今御指摘いただいた問題についても、法務省御当局のいろいろな具体的な取り扱いの方針なりを踏まえて指導をさせていただきたいと考えています。

○山田委員 マナーの問題じゃないのです。そのマナーをそういうふうな課長がおっしゃるようなマナーにしてある大もとは何だという議論を私はさせていただいているわけで、その大もとは監督官庁である建設省さんがちゃんと宅建の事業者に、取引の実態に限りなく近づけた形で登記はしなさいよという指導をしなれば、いつまでたっても、マナーがいいか悪いか私は知りませんが、

よくならないわけでしょう、悪いとすれば。それを言っているわけなんです。業者のマナーの問題というふうにすりかえられるように聞こえますので、これは御注意申し上げたいと思います。

現実に業法改正の場合には、例えばこういうふうに入れたらいいのです。中間省略登記はよろしくないわけですから、できる限り取引の実態に即した登記をするよう努力するとか、あるいは取引の段階ごとに必ず登記をして完結するとか、例えばそういう努力目標とか努力規定とか義務規定みたいなものを業法の改正の中に入れていただかないと、情報公開とかあるいはまた取引の価格を幾らコンピューターに登録を義務づけたとい

っても、実際にAからB、BからC、CからDと転々売買していく。結局中身が抜けてしまつて、Aと最終のGとの取引がその情報登録システムの中に登録されるだけであつて、そういう方向での業法改正であつたといふのは、だれが当事者で、何回転売されて、どういふ価格でというの

は全く表に出てこないわけなんです。したがって業法を改正するならば、まさに中間省略登記はできるだけさせないという方向の業法改正の中身にならなければ、実際の地価暴騰の大きな元凶の一つである土地転がし等は防止することはできないという

ことを私は申し上げたいわけでございます。それで、ちょっと資料を持ってありますが、実際にそういう意味ではここに私、売買契約書のひな形、それから重要事項説明書というので物件説明書と言われる、不動産の取引をやる前提として、売り主が、あるいは仲介者が買主に示すものであり、この中身をよく見てみま

す。やばい問題があります。中間省略登記というものが全く当たり前のことだといふ前提のひな形なんです。実際の売り主と登記簿上の権利者が、書くところが別々に用意されているんですから、こういうところから正をしていきませんと、いわゆるよく言われておりますように、不動産取引の世界というのは限りなく不透明に近い。実はこのAから

転々売買、Gのところまでいって、そしてAとGの中間省略登記をやるだけで事は済んでしまうという今のそういう、法務省あるいは登記システムの中ではどうにもならないその部分を実は最大限に利用、活用、僕に言わせれば悪用の部分もすくあるわけです。

ですから、実はAからGに至るこの間が限りなく不透明であり、これがブラックボックスになっているわけですね。それを中間省略の登記をさせない方向で建設省が指導して実効が上れば、この業界の不透明な部分というのは限りなく透明に近づいてくる。そしてこれが業界の体質改善、もってまた国民の信頼にこの業界がこたえられるというところになるわけですね。まさに監督官庁の御存在というのは、そういう方向づけをしてあげるところに主たる大事な任務がありはしないか。それをぜひ真正面からとらえて、ひとつお取り組みをいただきたい。これは折あるごとに、土地問題というのは我が国においても未来永劫に続く問題だろうと私は思っておりますので、ここは特に私闘心のある点ですから、あらゆる機会をせられてまた課長さんにも局長さんにも御質問をさせていただきますので、ひとつ積極的なお取り組みをお願いしたいと思っております。

それで、次に国税庁に伺いますが、所得税法とか地方税法、不動産取得税でございますが、仮に中間省略であっても現実に所有権の移転、所有権を瞬時ににおいても転売、転がしの場合は、瞬時ににおいても代金決済が終わっていわゆる所有権を取得した。登記はしてない、中間省略ですから。しかし、そういう場合でもこれは当然課税するわけでございます。そして、そういう場合に中間省略の登記というものがこれだけ何らか常態化してきますと、いわゆる徴税という立場からは、その取引がなかったものとする、そういう非常に不心得な事業者が仮にいたとして、それが譲渡所得等の申告がなされない場合には、非常に中間省略の登記というものが常態化してくると、これは把握するのが非常に困難なのではないかなというふ

うに私思うんですが、その点も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○日向政府委員 今御指摘がございましたように、たとえ瞬間的でありましても売買がございました場合には、譲渡所得税の課税対象になります。

ところで、今までのお話でございますけれども、登記には権利移転等を公示いたしまして、それについて第三者対抗要件を持つという機能がございまして。そこで、これは私どもの認識、やや今までの話を聞いておりますと甘いかもしれませぬけれども、現時点で私どもが把握している感觸を申し上げますと、特別の目的や短期保有等を除く通常の不動産取引におきましては、登記は法令に従って行われていることが一般であるというふうに思っております。しかし、税務調査の立場から申し上げますと、委員が御指摘になりましたように、すべての場合において登記が正確に行われていることが望ましいということでございます。ただいま申し上げましたような一部中間省略登記の場合がございまして、しかしながらこの場合にこれを放置していいわけじゃありません。私どもとしては、登記資料を参考にしたしまして、それぞれ登記簿に真実の売り手、買い手を順次尋ねるという方法で中間省略者の実態を把握して、これに課税をしているところでございます。この方法によりまして、多少手間がかかりましても真実の売買取引の把握に努めていきたい、こう思っております。

それから、なお論議を聞いておりました感じでしたところでございますが、不動産業者、宅建業者等の場合におきまして中間省略登記の問題というもののについて、私も課税上の立場から十分御理解をいただきたいと思います。したがって、こういう協会の通じまして、中間省略登記の課税上の立場から見た問題点について十分理解を得るよう努力してまいりたい、かように考えております。

○山田委員 今回のこの法案で登録免許税を一、五倍にする、五〇％引き上げるということでござ

います。予想される増収額というのはどのくらい見込んでおられるのでしょうか、これを伺いたいと思ひます。これは主税局ですかね。

○水野政府委員 改正の平年度ベースで申し上げますと、二千億円程度を見込んでいたでいていところでございます。

○山田委員 二千億程度見込んでおられるということですが、私の理解では、大体この所有権移転の登録免許税につきましては実績で全体で三千億ぐらいかな、それで五〇％アップですから千五百億ぐらいかなというふうに、私は今御答弁を想像してはいたんですが、二千億というわけですが、これは今まで議論しておりますように、そうでなくとも一億の土地を所有権移転すれば、登録免許税は千分の五十で五百万ですね。それを節税あるいはそれを逃れるために中間省略の登記が使われている。これがさらに五〇％アップされますと、一億の物件の移転について登録免許税は五百万から七百五十万になるわけでしょう。そうすると、ますます中間省略の登記というものが蔓延してくる、あるいはそれを助長する方向に作用するわけですね、どう考えても、その辺の今度は逆に、言葉としては適切かどうかわかりませんが、取りこぼしも相当覚悟しないと局長、あれですよ。その点はどうお考えでございますか。

○水野政府委員 今回、登録免許税の課税標準の見直しをさせていただくわけでございますが、その趣旨をいたしましては、これが課税標準は網羅的で客観性のあるものというところから、固定資産税評価額をその課税標準といたしておるところでございます。この固定資産税評価額につきましては、実際の取引価格と申しますか、不動産の価額に応じて適正に評価されるように努めてまいっておりますところでございますが、十年、二十年前に比べているのではないかと見受けられるところでございまして。仮にこれを公示価格を用いてそれとの割合をとりますと、昭和四十年代でござい

ますとこれは四〇％台の乖離でございましたが、現

在は二〇％台に低下している。そういうところからいたしまして、本来は不動産の価額をもって課税標準とすべき登録免許税が、そのような状況から実質的に負担水準が低下してきている。これを当面の問題として是正しようというところでございます。

したがって、実質的な負担水準が低下してきているのを、相当のところまではこれを回復しようとするところのものがございまして、実質的な負担水準からいたしますと、それが負担を引き上げるといふものとも考えられないところでございまして、これによって、先ほどから御議論のございます中間省略の問題に直に結びつく。それによりまして、目減りが出てくるというふうにも私ども必ずしも考えてはいないわけでございますが、御指摘の点は、私どもの方といたしまして十分よく念頭に置くべき問題であると考えております。

○山田委員 もう私がこの後何を申し上げたいかというのは、大蔵大臣も主税局長もおわかりだと思ひますが、結局こういうことなんです。今五〇％税率アップをいたしますと、結局AからB、BからC、EからFという転々売買の過程で、これが全部結果的には登録免許税を納めないで済むようになっているわけですね。現実それが物すごく多用されている。結局、最終の購入者というものは、マイホームなどを購入する一般の国民とか庶民という、こういう人たちが要するに最終の購入者になるわけですね。そうしますと、事業者はその登録免許税を回避することができています。しかし最終的に、本来居住するために、本来の意味の所有のために、本当に所有するのですから、最終の国民の皆さんはマイホームを。それは、転売しようと思つて買入人はほとんどないと考えていいわけでしょう。そうしますと、結局、最終の購入者である国民のところへこの五〇％アップの登録免許税の税負担がのしかかってくる。事業者は納めないでいいということになっているわけですね、今実態が。

大蔵省としては、必ずしもそれは考えてない局長はおっしゃいますけれども、実態はそんなものじゃないのです。ですから、事業者あるいはいろいろな大きな企業でも不動産部とか持っているから、そういうところは節税できるわけです。登録免許税、五割アップされても、何ら痛くもかゆくもないのです。逆に、痛くもかゆくもあるから中間省略登記を利用するわけですから、ここには負担はいかないのです。それは、最終のマイホームを購入する国民のところへ負担がいつてしまう。なお、この土地の転々流通の中で、土地そのものの価格が膨らんでいくわけですから、ダブルパンチですね。それから、来年の四月一日には固定資産税、評価額の見直しがあったわけですから、二割か三割ぐらいアップされるわけでしょう。

そういうことになりますと、私は時間があつてからこちらが何った知識で論を進めますけれども、例えばこの登録免許税も、資産課税の負担の適正化という観点から出させていたのだという御説明もいただいているわけです。しかし、それは今度はマル優の問題と同じで、キャピタルゲインとかあらゆるものを全部総合して、ひっくるめて全体として不公平税制はどうすべきか、キャピタルゲイン課税のあり方はどうするかという中に、むしろそういう理屈で出されてきたのであるとすれば、この登録免許税の五割アップというのは、そういう次元から議論をしなければならぬ一つであるというふうに私は思うのです。

それからいま一つは、結果的にこれは最終の購入者の庶民、国民のマイホーム購入時における過大な税負担として、全部それがしわ寄せされてしまふということも実態に照らして事実でございいますから、大蔵大臣、今回の登録免許税、二千億円見込んでおられるのでございしますが、そういう観点からすれば、これをやることはよくないかと思ひます。この部分の撤回を求めます。いかがでございましょうか。

○宮澤国務大臣　むしろしかし、それは正常に課税ができればはるかに税収は多いのであるから、

そういう中間省略登記等々について各官署で協力をして、そういう中間が省略されないようなことを考えるべきだ、こういう御提言ではないのですか。

○山田委員　私もそのとおりでございします。大臣に大変すばらしい御答弁をいただきましたが、庶民、国民に過大な負担がいくという点については、私は今やるべきではないということと同意したわけではございません。その後段部分です。ですから、いわゆる中間省略の登記を、要するに件数において限りなくゼロに近づけていく、これが先決なのです。したがって、これは私はず法務省に伺いますが、建設省の宅建事業者との関係の部局といいますが、要するに建設省と、大臣も今そうおっしゃつておられたわけですが、

そういうことも踏まえまして、中間省略の登記そのものをなくしていくという方向は、我が国の登記システムを支え、維持発展させるということにつながるわけですから、建設省と、それからもう一つは、登録免許税とかかわってきますので大蔵省の担当部局と、あるいはまた国土庁も入れてもいいと思ひますが、この問題について法務省として協議をする、いろいろ話し合ひ、理解をお互いに深めていくという場をつくる必要があるのじゃないか。問題は大きいのです、日本の土地問題ですから、これを法務省のお立場で御見解を伺いたいと思ひます。

○永井説明員　結論から申しますと、法務省の立場といふよりむしろ登記所の立場では、そういうことが非常に難しくございします。ただ、何らかの立法規制に基づいて登記所が何らかのチェックをする、そういう仕組みができるかどうかという点については考えてみたいと思ひますが、現在の登記制度の仕組みからいいますと非常に難しい点もございします。

○山田委員　中間省略の登記というものはないので、要するに申請書の形が整つていけば登記をする、そういう形式審査の中の限界はわかりますよ。しかし、現実にはさっきの我妻先生のお

話も課長聞かれたように、そしてまた御専門ですから、実態はどうなつていくかということとは御案内なわけですから、そういうふうな形ではなくて、要するにこの中間省略の登記が本当にゼロに近づくような方向でのいろいろな意見交換とか、だつて、法務省が幾ら頑張つたって、これ以上どうにもならないとおっしゃつていたのでしよう。それだったら、建設省の協力もいただかなければならないじゃないですか。そうでしょう。ですから、そんなに遠慮なさらないで一回、中間省略の登記、建設省の方もどれだけ理解なさつておられるのかなという部分もあるのじゃないかと僕は思うのです。そういうところの理解を深めるために、話し合つたらどうかと言つてゐるのですよ。課長、もう一回。

○永井説明員　私も、先生の御提言は十分理解し得るところでありますし、それから各関連省庁と話し合ふことについては、いささかもちゅうちょしているわけではございません。ただ、個人の取引の自由でありますとか実態的な私法的な効力の問題とか、非常に根本的な問題がたくさんございまして、何度も繰り返しておりますけれども、登記所のシステムといたしましては非常に難しい点もございします。そういう実態把握なり、あるいはそういうところで何らかの手段がないかという点について検討する、あるいは意見交換するということについてちゅうちょしているわけではございません。そういうことについては、全く遠慮のない法務省でございしますから、そういうことは話し合つてもいいと思ひます。

○山田委員　ぜひ、そういう姿勢でお願いしたいと思ひます。事は非常に大きな問題ですから。では、建設省さんに伺いますが、これは今の課長さんの答弁ですと、法務省の方から積極的に話しかけていくのかなどという点もちよつと心配なのですけれども、もし仮にそういう問題について許される範囲でいろいろ意見交換をやりうじやないか、そういう場合にはどうですか、建設省は応じますか。応じてください。

○藤田説明員　十分御相談をさせていただいて、御指導いただければと思ひます。

○山田委員　では、もう一つ両省の担当課長さんに伺いますが、登記の実務の実際に司法書士といういわゆる専門職、国家試験の資格を持った者が全国で約一万六千人います。これが九〇％以上の、本人申請を除いてほとんどの土地の所有権移転とか登記事務に立ち会つてゐるわけです。そこに介在しているわけですから、あるべき我が国の登記制度をどうしたら発展させられるかという次元から一生懸命やつてゐる、こう理解をいたしておるわけですが、結局、中間省略登記等をなくしていくという方向で努力しようと思へば、この登記の専門家集団である司法書士会、このあたりと十分この問題について意見交換をする、あるいはまたいろいろ話し合ふということには私は必要だと思ひますが、表示の登記では土地家屋調査士会というのがありますけれども、この点についてそういう御用意があるかどうか、それをひとつ建設省さんと、法務省さん先で結構ですが、両課長にお伺いしたいと思います。

○永井説明員　中間省略登記の問題につきましては、日本司法書士連合会からかねてよりいろいろな御要望なりあるいは考え方を、私ども法務省にもお聞かせ願つております。これからはそういう点につきましては十分意見交換をいたしていきたい、こういうふうに思つております。

○藤田説明員　建設省といたしまして、司法書士会等の御意見をいろいろ別な場面でもちよつとだいたいしております。この問題についても、いろいろ御相談をさせていただきたいと思ひます。

○山田委員　外務省さんに来ていただいていると思ひますが、二、三お伺いをしたいと思ひます。在京大使館の教と、その大使館の財産、資産の所有関係につきまして、簡潔に御報告をいただきたいと思ひます。

ます。

在京の各大使館の敷地、建物の状況といたしましては、本国政府が所有しているケース、これは例えば事務所の場合ですと四十六件、大使公邸は四十九件ございます。それから、我が国の国有地を賃借しているケース、これは事務所が五件、大使公邸が四件ございます。そのほかのケースは、民間から賃借しているということになります。

○山田委員 ウガンダ大使館が、七月末をもって経済的な理由によって大使館を閉鎖して、中国のウガンダ大使館と兼轄にする、要するに在京大使館引き揚げという事態が発生したと伺っておりますが、この原因は何でしょうか。ひとつ外務省のお立場で簡単に。

○小原説明員 お尋ねの在京ウガンダ大使館の閉鎖につきましては、正式には先方からは在京ウガンダ大使館を閉鎖するという通報を受けているのみでございます。正式な理由の通報はございせん。しかしながら、先方の関係者との非公式の意見交換などを通じて得ている情報によりますと、主に経済的理由によるものであるということのようでございます。

なお、中国にあるウガンダの大使館が兼轄するのではないかと伺ったのでございますが、私どもは、インドにある先方のハイコミッションが日本を兼轄するというふうに連絡を受けております。

○山田委員 そういう事実関係は今のことでわかったのですが、外務省としてはこういう大使館の財産の所有関係というのは、一つは、御報告があったように、国有地を賃与してそこに地代を払って大使館を置いている、活動をやっている。あとは、自国で日本の一定の土地を、財産を購入して大使館を置いている。もう一つは、特にアフリカとかアジアの一部の国々あるいは中南米の諸国とか、我が国との交流の歴史が比較的新しいというような国々が恐らく多いのだらうと思いますが、民間の賃貸事務所に入っている。

ウガンダ共和国が閉鎖したのは、二、三百万と

か、こう言われていますけれども、月々の家賃を払うことが非常に厳しくなったというようなこともまた言われているわけでございます。まさに経済的な理由ということなんです。そういう状況の中で、一方では国有地を借りて安い地代で大使館活動をし、他方は、国民総生産とか経済力のより小さいといいますが、そういう国々が、今度は地価高騰で地代等が非常にね上がったという民間事務所を借りなければならぬというふうな、非常にアンバランスが目立つていいますか、非常に気になるわけでございます。これでいいのかという部分で外務省から御答弁いただきたいと思

います。何らかの対応ができないかということですが、松井説明員 お答え申し上げます。

○松井説明員 お答え申し上げます。外交事務当局といたしましては、大使館のこの問題というのは非常に難しい問題だと思っております。経済的な問題とともに、大使館の開設、それから建設、実態という問題は、やはりその国の基本的な考え方、意思というものがございまして、この辺を十分見きわめた上で、こういう問題について何か側面協力できないかというふうな我々は考えている次第でございます。

開発途上国と申しまして、経済的に見れば開発途上国という国の中でも、考え方はいろいろ違いまして、その辺も十分見きわめたいと思っております。

○山田委員 大臣、これは最後の質問になります。が、今外務省から御答弁いただいたおきには、どうしても、いろいろ難しいという理由の中に、今のことも含めまして、例えば海外援助などはその国の中で使われるべきものだから、あるいは仮にそういうふうな国の方でいろいろと対応したとしても、一体どこの国を対象としてどう声をかけてあげたいのか、外交上のいろいろの配慮とか、いろいろあるようにございしますが、私は、国と国との外交関係あるいは友好関係というものは、そういうようなことの大切さを念頭に置きましたときに、何か経済的な理由で日本の大使館を閉鎖して出ていってしまうというのはいかに

も残念な気がするわけです。ウガンダ共和国だけでなく、これから幾つも、第二、第三のウガンダが出てくる、そのおそれなしとしないと私は危惧しておるわけです。

例えば国有地の普通財産などを活用して、そこには何かビルでも建てて、そして希望のある諸外国の皆さんにはそこを適切な、妥当な価格で使わせていただくというような発想があってもいいのじゃないかな、こういうふうには思っています。いざ大使館ビルみたいな、そういう言われ方もしておるようでございますが、そういう形についても、前に外務大臣も歴任なされた、そして現在は財政当局の最高責任者であられる宮澤大臣の御所見を伺いまして、私の質問を終わります。どうぞいい御答弁を。

○藤田(弘)政府委員 お答えいたします。

現行法上、国有地を大使館敷地として貸し付けますことはもちろん可能でございますが、永続的な建物を建てるために土地を貸すとして、借地権が付着する、こういう問題がございまして、現在一般的には新規な貸し付けは行なっていないのが実情でございます。

また、国におきまして大使館ビルを建てまして賃貸してはどうかという御提案につきましては、先ほど外務省からも答弁いたしましたとおり、相手国の主権にかかわる問題等もあると聞いております。いずれにいたしまして、その具体的な要請のない現段階で具体的なコメントをすることは差し控えたいと思っておりますが、もし外務省から具体的な要請がございすれば、その段階で慎重に検討したいと考えております。

○宮澤國務大臣 私もちよつと実情がよくわかりませんが、今外務省の方のお話をちよつと聞きかけたところでしたが、もしそれらの国々が日本にぜひ大使館、公館を置きたいけれども経済的な理由でそれができない。これは事務所とレジデンスと両方あると思うのでございしますが、そういうことで、それなら日本政府がちゃんとしたものを、アパートになりますのでしようが、つくりますから、そこへお入りになってはどうですか、それは宿舎をどうするかという問題がございすね、ということと一緒のところへといいますが、一つの建物の中になるのかと思いますが、そういうことが素直に行われるというのであれば、それは外務省からお話がありましたら、金がかかってもした方がいいことであらうと思ひます。

ただ、どうもおののくにブライドのようなものがありまして、長屋とは申しませんがそんなところへ入るような気持ちは嫌だということなことがあったり、宿舎の方をどういたしますか、どうもそういうことやや微妙な問題があるようなことも聞きます。でございますから、外務省の方で、そういうものがあれば何か国はそれを希望しているということであれば、決して考えることにやぶさかではございません。

○山田委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○池田委員長 次回は、明日水曜午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時十一分散會